

平成 18 年度～平成 19 年度

プロジェクト研究「小・中学校における特別支援教育への理解と対応の充実に向けた総合的研究」

プロジェクト研究

小・中学校における特別支援教育への理解と対応の充実に向けた総合的研究

**小・中学校における特別支援教育への理解と対応の充実に向けた
市区町村教育委員会の取組に関する状況調査
報告書**

平成 20 年 3 月

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

はじめに

今、特別支援教育は、

特別支援教育は全国の約 34000 校の小・中学校で始まっている。平成 15 年度から特別支援教育体制推進事業を通して、順次進められてきた特別支援教育も、学校教育法の一部改正により制度的な整備も整ったところである。

小・中学校では、

小・中学校では、新しい教育課題として示された特別支援教育への戸惑いがある。

特別支援教育とは、何なのか？これまでの特殊教育とどこが違うのか。どんな子どもに、誰が、何を、どのように支援していくのかという基本的な概念の理解を進めることから始まっている。

校内委員会が設置され、特別支援教育コーディネーターが指名されたものの、具体的な進め方やそのための人的資源の配置、特別支援教育に対応するための時間の確保など支援体制に関わること、また、対象となる子どもへの支援の内容や方法など個別支援に関わることなどが課題となっている。

本研究所が実施している各種研修においても、各学校、教育委員会、教育センターでの取組や課題が報告され、また、受講者の研修のテーマの一つとして話題となっている。特別支援教育コーディネーターに指名された教員の努力、学校での取組の状況をうかがい、個々の教員の努力、個々の学校の努力に敬服する。一方で、それぞれの学校を支える教育委員会の取組や特別支援学校の取組が重要であることを知る。

特別支援学校では、

特別支援学校（盲・聾・養護学校）では、これまでの特殊教育を担う中核として、障害のある子どもの教育を行ってきた実績がある。特別支援教育では、新たに、地域のセンター的な機能としての役割を担うこととなる。小・中学校への支援が大きな役割の一つとなっている。

特別支援学校でも、小・中学校と同様に、特別支援教育に対する戸惑いがある。特別支援教育とは何か。これまでの特殊教育とはどこが違うのか。また、センター的な機能では、具体的にどんなことを求められているのか、誰が、何を、どのように取り組めばいいのか。

各学校では、地域支援部などの中核となる組織が設置され、特別支援教育コーディネーター等が指名されて、センター的な機能の組織的な取組が進められつつある。一方、具体的な取組については、センター的な機能に対応するための人的資源の配置や確保など体制整備に関する課題、小・中学校のニーズの把握とそれに答えるための知識や技能、方法などが課題となっている。

小・中学校における特別支援教育の理解と対応の充実を図るための特別支援学校の役割は大きく、センター的な機能の一層の充実が期待される。

都道府県教育委員会では、

平成 15 年度より、特別支援教育体制推進事業が各都道府県に委嘱され、特別支援教育体制の整備が進められてきた。各都道府県では、専門家チームの委嘱、巡回相談員の配置、特別支援教育コーディネーターの研修などが行われ、また、校内委員会の設置、特別支援教育コーディネーターの指名など各学校への働きかけが行われてきた。

特別支援学校へは、その設置者として、小・中学校へは、その設置者である市区町村教育委員会への様々な取組を通して、働きかけを行ってきた。

小・中学校の特別支援教育の理解と対応の充実への市区町村教育委員会の取組

小・中学校の特別支援教育の理解と対応の充実は、設置者である市区町村教育委員会の取組が重要である。

各学校への支援や指導などの働きかけは、市区町村教育委員会が担っている。特別支援教育コーディネーターの研修を行う独自に行っている自治体もある。特別支援教育コーディネーターの情報交換の場を設けている自治体もある。

各学校に、児童生徒への個別的な支援を行うための支援員や介助員を配置している自治体も少なくない。

こうしたことを背景に踏まえ、小・中学校の特別支援教育の理解と対応の充実への市区町村教育委員会の取組についての状況を調査することとした。

特別支援教育の取組に関する市区町村教育委員会を対象とした全国的な調査は、おそらく、初めてであろう。特別支援教育が始まって間もない時期である。今後の進捗を見通しながら、今、この時期を調査することの意義は大きいと考えている。

また、この時期は、様々な取組が行われている一方で、自治体間の取組の進捗の違いなどの格差も少なくないと思われる。進捗している自治体の取組から学ぶことも少なくないだろう。

この調査は、こうした観点から行い、整理した。

目次

はじめに

[Ⅰ]	調査概要	1
	1. 調査の趣旨・目的	
	2. 調査設計	
[Ⅱ]	調査結果	5
	1. 調査対象となった学校のプロフィール	7
	基本情報	
	市町村の概況	
	各市町村が設置する小・中学校数	
	教育委員会事務局の状況	
	2. 特別支援教育の取組の位置付け	10
	特別支援教育に関する教育指針・教育計画の策定	
	特別支援教育の教育課題上の位置付け	
	3. 特別支援教育への取組の状況	11
	(1) 市区町村の各学校での特別支援教育体制整備の状況	11
	(2) 巡回相談員の委嘱と活動	12
	(3) 専門家チームの委嘱状況と活動	21
	(4) 支援員・介助員の配置と活動	30
	(5) 特別支援教育への教育ボランティアの活用について	38
	(6) 特別支援教育に関する教職員の資質向上に向けた取組	46
	(7) 個別の指導計画、個別の教育支援計画の策定について	52
	(8) 交流及び共同学習の推進について	56
	(9) 教育・医療・福祉・労働等との連携について	60
	(10) 教育機関間の連携に関する活動	64
	(11) 特別支援教育に関する部局横断型の施策の実施について	68
	(12) 学校施設の改善に関わる取組について	71
	(13) 特別支援教育を進めるために市区町村が独自に取組んでいること	77

調査票

[I] 調査概要

I 調査概要

1. 調査の趣旨・目的

全国には、約 1800 の市区町村がある。市区町村は、政令指定都市、中核市など市区町村としての権限の違い、また、擁する人口に代表される行政の規模などに違いはあるが、小・中学校を設置し、各学校を指導・支援する役割を担っている。

市区町村が特別支援教育の充実のためにどのように取り組んでいるのか。また、市区町村の種別や行政規模によって、その取組にはどんな違いがあるのか。こうした観点で調査結果を整理し、また、小・中学校における特別支援教育の理解と充実を進めるための要点について整理したいと考えた。

2. 調査設計

(1) 調査対象

全国の市区町村教育委員会（悉皆調査）

(2) 調査内容

〔Ⅰ 基本情報〕として、市区町村の種別、人口、学校数、教育委員会の担当職員の状況を尋ねた。

〔Ⅱ 特別支援教育の位置付け〕として、当該の市区町村における特別支援教育に関する教育計画、教育指針の策定状況や特別支援教育の位置付けについて尋ねた。

〔Ⅲ 特別支援教育への取組〕として、教育委員会が行っている特別支援教育への取組の状況について尋ねた。

(3) 調査方法

市区町村教育委員会教育長宛てに、調査票を郵送にて送付し、返信用封筒にて郵送あるいは F A X、E-Mai での返送を求めた。

(4) 調査期間

平成 19 年 3 月 26 日に発送を行い、3 月 20 日時点の状況について回答を求めた。

(5) 回収結果

回収総数	1041 機関
発送総数	1834 機関
回収率	56. 7 %

※ 発送した市区町村は、調査時点で入手した市区町村情報（財団法人地方自治情報センターが H P 上で公開している市区町村の情報）を基に名簿を作成している。回収時点で、町村合併した旨の回答や問い合わせがあった市区町村もあり、その場合は、合併後の行政の中心となる市区町村を継承市区町村として回答を求めるなどの対応している。

なお、調査速報として、調査対象全体の状況については、既に、その分析を終え報告書を作成している。

[Ⅱ] 調査結果

Ⅱ 調査結果

1. 調査対象となった各市区町村のプロフィール

小・中学校の多くは、市区町村によって設置されている。同じように小・中学校を設置している自治体であっても、その状況は、様々である。人口 300 万人を擁する政令指定都市から、人口 1000 人に満たない村もある。地方自治法や地方教育行政法等により学校教育に関する自治体の権限が異なるので、一様に捉えることはできないものの、同じ設置者としての役割は共通である。特別支援教育の理解と対応の充実に向けた取組が求められている。

人口 100 万人を超える政令指定都市、人口 30 万人を擁する中核市、地方自治法で一般市となる人口 5 万人以上の市、それ以下の市区町村などがある。こうした市区町村の種別や規模によって、取組の状況も異なることが予測される。規模の大きい市区町村では、スケールメリットを生かした取組を、規模の小さい市区町村では、きめ細かく行き届いた取組ができるのではないかと、その特徴を積極的に捉える反面、規模の大きい市区町村では、擁する学校数が多いことで、全ての学校に十分な対応が行き届きにくい状況があり、規模の小さい市区町村では、特別支援教育の専門の担当者を置けないこと、情報や資源が不足し、取組が十分にはできないという課題も生じることと考えられる。

この調査で回答いただいた市区町村の約 64 %が人口 5 万人未満の市町村である。擁する小・中学校の数は、1 ～ 10 校の市区町村がほとんどである。また、多くの市区町村では、特別支援教育担当の職員が 1 名で、また、その多くが特別支援教育の経験がない職員である。

中心となる市区町村のイメージ

人口規模	5 万人以下（約 64 %）
擁する小・中学校の総数	1 ～ 10 校
特別支援教育担当職員数	兼務を含めて 1 名
特別支援教育担当職員の経験	特別支援教育が未経験
特別支援教育に関する既存の資源	特殊学級、通級指導教室を設置する学校

I 基本情報

1. 市区町村の概況

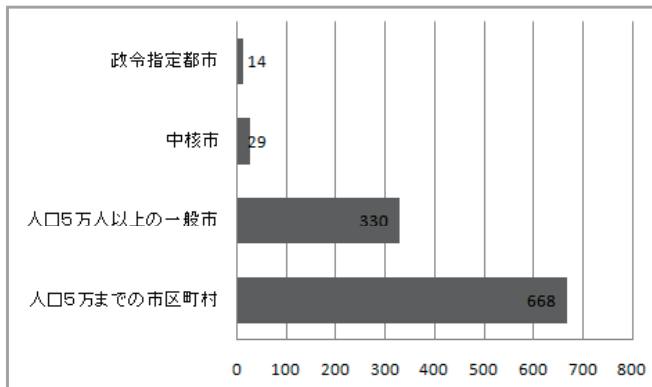


図1-1 市区町村の種別等区分(実数)

調査票が回収された各市区町村の種別及び人口規模毎の構成は、図1-2のようになっている。

全体の約 64 %が、人口 5 万人未満の市区町村であった。

N=1041

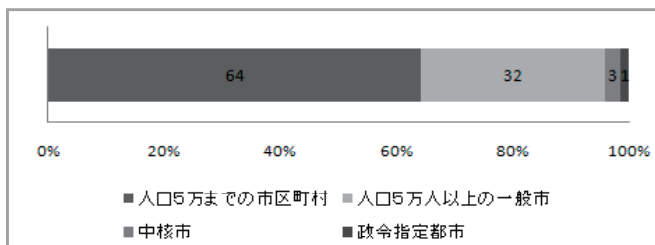


図1-2 市区町村の種別区分(%)

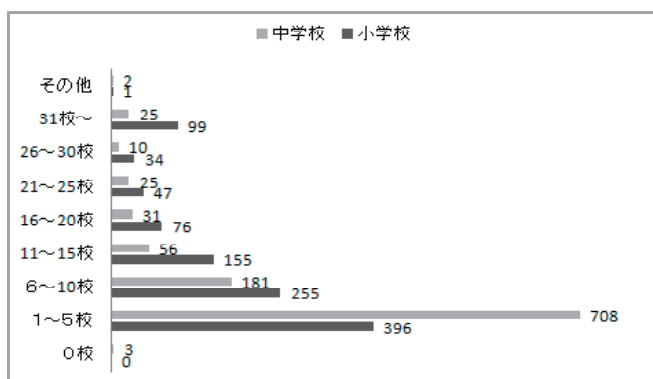
この調査の対象となった各市区町村のプロフィールを市区町村の種別と人口による行政規模によって整理した。調査では、市区町村の種別と行政規模による取組の状況やその特色を把握したいと考えた。

以下、次のような視点で調査結果を整理・分析することにした。

地方自治法の規定を参考に、教育行政に関する権限の違いから、①政令指定都市、②中核市を括り、それ以外の市区町村については、人口規模により、③市を構成する人口規模として5万を超える市区町村、④町村を構成する人口規模として5万人に満たない市区町村に括った。

※ 各市区町村の人口規模別の区分については、この調査以外の資料で補った。

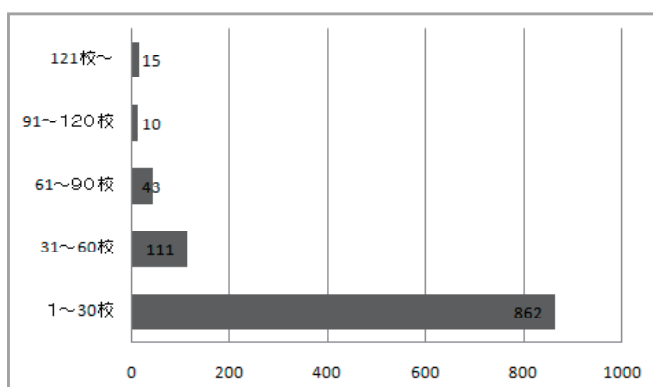
2. 各市区町村が設置する小・中学校数



各市区町村毎が設置している小・中学校の数は、小学校及び中学校とも、1～5校という回答の市区町村が最も多かった。

N=1041

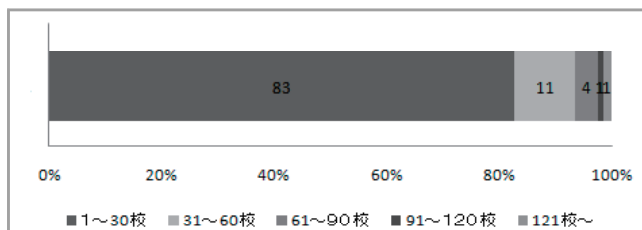
図1-3 設置する小・中学校数



各市区町村毎が設置している小・中学校の総数は、1～30校という回答の市区町村が最も多く全体の約83%であった。

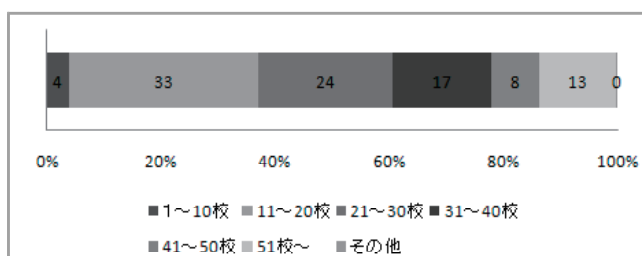
N=1041

図1-4 設置する小・中学校の総数(全体)(実数)



N=1041

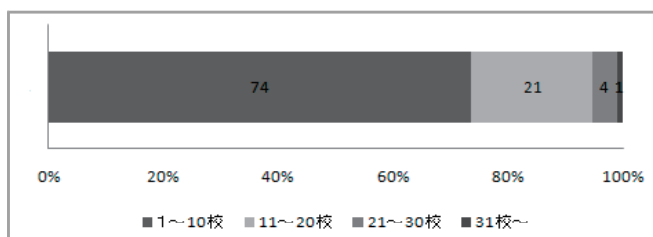
図1-5 設置する小・中学校の総数(全体)(%)



小・中学校の設置校数は、人口5万人以上の市区町村では、全体の約57%が、11～30校であった。

N=330

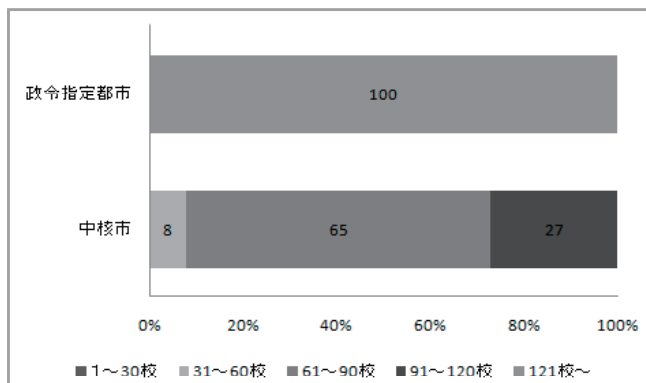
図1-6 設置する小・中学校の総数(人口5万人以上の市区町村)(%)



人口5万人未満の市区町村では、全体の約74%が、10校以下の設置校数であった。

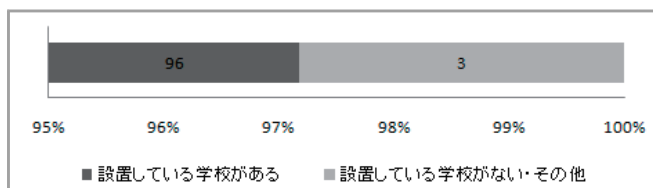
N=668

図1-7 設置する小・中学校の総数(人口5万未満の市区町村) (%)



中核市は、31～120校、政令指定都市は、全て121校以上であった。

図1-8 設置する小・中学校の総数(政令指定都市、中核市) (%)

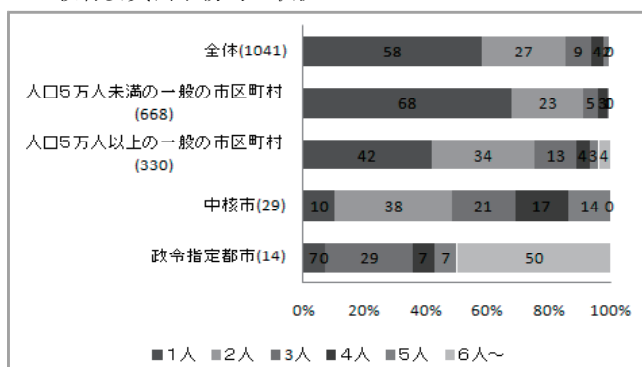


管下の学校のいずれかに、特殊学級あるいは通級指導教室を設置している学校がある市区町村は、全体の約96%であった。

N=1041

図1-9 特殊学級等を設置している学校の有無

3. 教育委員会事務局の状況

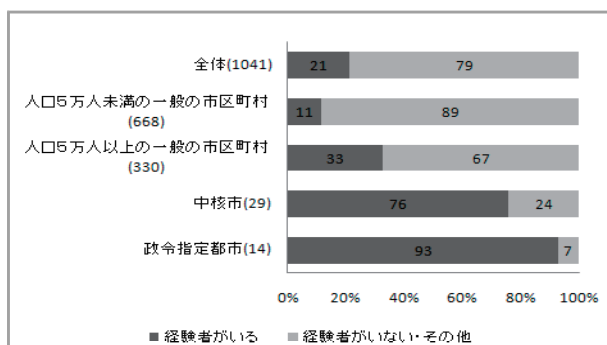


教育委員会の事務局の特別支援教育を担当する職員の人数は、兼務を含め、全体の約58%の市区町村で1名であった。

人口5万人未満の市区町村では、約67%が兼務を含め、特別支援教育担当職員が1名であった。

N=1041

図1-10 特別支援教育を担当する職員数(全体) (%)



教育委員会の事務局の特別支援教育を担当する職員について、「特別支援教育の経験者がいない」が市区町村が全体の約79%あった。

人口5万人未満の市区町村では、「特別支援教育の経験者がいない」が市区町村が全体の約89%あった。

図1-11 特別支援教育の経験のある担当職員数

2. 特別支援教育の取組の位置付け

各小・中学校における特別支援教育の理解と対応の充実に向かうためには、設置者である市区町村の教育目標や教育計画が策定され、その中で、特別支援教育に関する基本方針や位置付けが行われていることが必要である。

この調査では、教育委員会の教育目標や教育計画が策定され、その中に特別支援教育について提示している市区町村は、全体の約 66 % であった。人口 5 万人以上の一般市（政令指定都市、中核市を除く）では、約 75 %、人口が 5 万人未満の市区町村では、約 61 % であった。

また、新たな教育課題として、その教育指針や教育計画を策定している市区町村は、全体の約 25 % で、人口 5 万人以上の一般市（政令指定都市、中核市を除く）では、約 36 % であるのに対して、人口が 5 万人未満の市区町村では、約 18 % であった。

今、教育は、様々な教育課題に直面している。学力向上、豊かな心の育成、社会規範の尊重などの教育課題がある中で、特別支援教育がどのような位置付けとなっているかを尋ねた。

他の課題と同様に重要であるとした市区町村が、全体の約 89 % で最も多く、最も重要な課題とする市区町村は約 7 %、他に優先される課題があるとした市区町村は、全体の約 3 % であった。

特別支援教育を最優先課題とする回答は少なく、他の教育課題と同様に重要な課題であるとする回答が多い。

市区町村の特別支援教育の取組の位置付け

特別支援教育の教育指針・教育計画を策定している	全体の約 25 %
教育目標・教育計画の中で特別支援教育を提示している	全体の約 66 %
特別支援教育を最も重要な課題としている	全体の約 7 %

1. 特別支援教育に関する教育指針・教育計画の策定

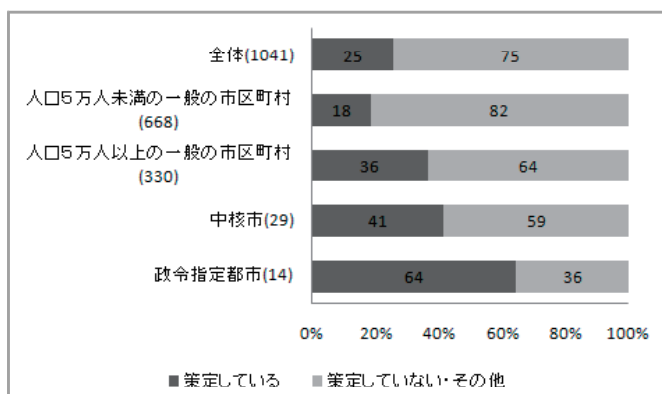


図2-1 特別支援教育に関する教育指針・教育計画の策定(%)

特別支援教育に関する教育指針・教育計画の策定を行っている市区町村は、全体の約 25 % であった。

人口 5 万人以上の市区町村では、約 36 %、人口 5 万人未満の市区町村では、約 18 % であった。

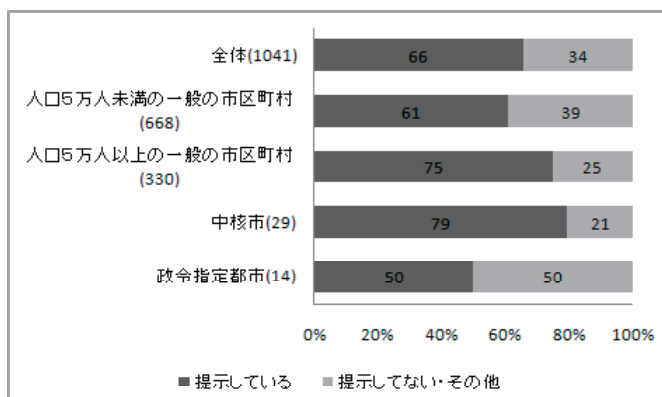
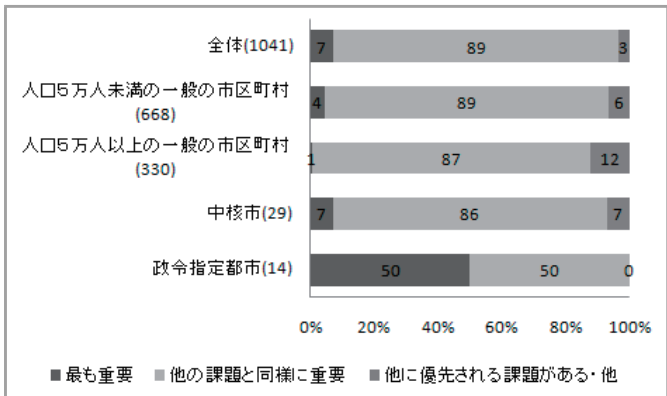


図2-2 教育計画への特別支援教育に関する内容の提示(%)

市区町村の教育計画の中で、特別支援教育に関する教育課題を提示していた市区町村は全体の約 66% であった。

人口 5 万人以上の市区町村では、約 75 %、人口 5 万人未満の市区町村では、約 61 % であった。

2. 特別支援教育の教育課題上の位置付け



全体の約 89 %の市区町村で、特別支援教育は他の課題と同様に重要な課題として位置付けていた。

最も重要な課題として取り上げる市区町村は、全体の約 7 %と少なかった。

図2-3 特別支援教育の教育課題上の位置付け(%)

3. 特別支援教育の取組の状況

(1) 市区町村の各学校での特別支援教育体制整備の状況

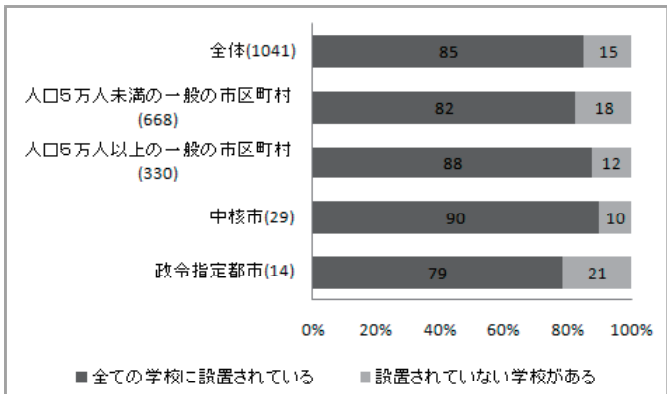
市区町村の種別や規模に関わらず、全ての学校に校内委員会が設置され、また、特別支援教育コーディネーターが指名されているとの回答が多かった。

特別支援教育体制推進事業の進捗により、各学校での校内支援体制が整備されている。しかし、約 15 %の市区町村に校内委員会が設置されていない学校があり、約 18 %の市区町村に特別支援教育コーディネーターが指名されていない学校がある。極めて少数の学校であると思われる。文部科学省調査では、設置済みの学校が小学校で約 96 %、中学校で約 94 %、特別支援教育コーディネーターの指名済みの学校が、小学校で約 93 %、中学校で約 90 %（平成 18 年度 9 月 1 日調査）となっている。

市区町村の各学校での特別支援教育体制整備の状況

全ての学校に校内委員会が設置されている	全体の約 87 %
全ての学校で特別支援教育コーディネーターが指名されている	全体の約 86 %

1. 校内委員会の設置状況

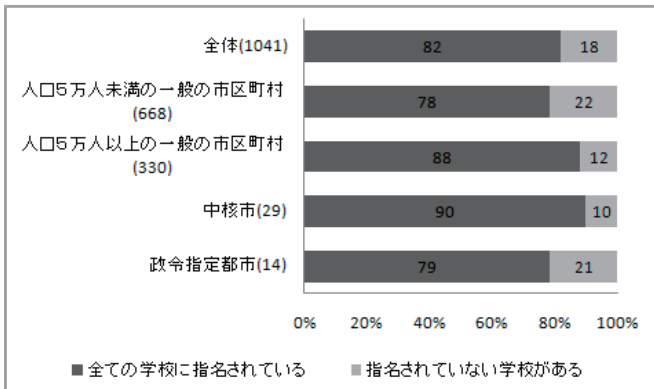


管下の学校での校内委員会の設置状況は、「全ての学校に設置されている」という市区町村が、全体の約 85 %であった。

文部科学省調査では、(平成 18 年度 9 月 1 日調査)設置済みの学校が小学校で約 96 %、中学校で約 94 %となっている。この調査が各市区町村毎に全ての学校で校内委員会が設置されているかを尋ねているため、その割合は異なっている。

図3-1 管下の各学校における校内委員会の設置状況(%)

2. 特別支援教育コーディネーターの指名状況



管下の学校での特別支援教育コーディネーターの指名状況は、「全ての学校で指名されている」市区町村が、全体の約 82 %であった。

図3-2 管下の各学校における特別支援教育コーディネーターの指名状況(%)

(2) 巡回相談員の委嘱と活動

巡回相談員は、特別支援教育体制推進事業により、都道府県等での委嘱が進められてきた。市区町村では、それぞれ独自の取組として同様の相談員を委嘱している。市区町村全体では、約 31 %の市区町村で委嘱している。人口 5 万人以上の一般市（政令指定都市、中核市を除く）では、約 44 %であるのに対して、人口が 5 万人未満の市区町村では、

委嘱しない理由として、都道府県の巡回相談員を活用するとの回答が多く全体の約 63 %であった。人口 5 万人未満の市区町村では、人材がいない、財源が不足するなどを理由とする回答も多かった。

委嘱している巡回相談員は、特殊学級や盲・聾・養護学校などの学校教員が多く全体の約半数の市区町村が委嘱していた。

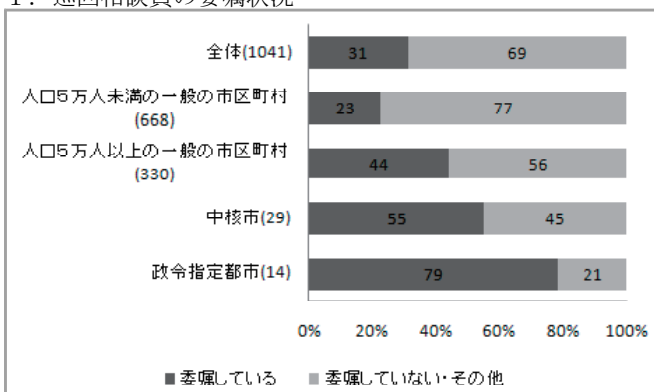
巡回相談員が行っている活動は、多岐にわたっているが、指導内容・方法についての助言、校内体制作りや、授業場面の観察など、直接、個々の児童生徒への実際の指導・支援に関わる内容が多かった。

巡回相談員の資質向上のための取組を実施している市区町村は、全体の約 33 %で、巡回相談員の情報交換の場を設定するとの回答が多かった。研修の場を設けているとの回答は少なかった。

巡回相談員の委嘱と活動に関する課題は、全体として相談員の要請に対する対応が多く回答され、各学校からの相談ニーズの拡大が推し量られた。

市区町村の巡回相談員の委嘱と活動	
巡回相談員の委嘱を行っている	全体では、約 31 %
巡回相談員の委嘱をしない理由	人口 5 万人未満の市区町村では、23 % 都道府県の巡回相談員を活用する 人材がいない、財源がない
巡回相談員の委嘱対象者	特殊学級、盲・聾・養護学校教員が多い
巡回相談員の資質向上のために	情報交換の場を設定
巡回相談員の委嘱と活動の課題	相談の要請の増加

1. 巡回相談員の委嘱状況



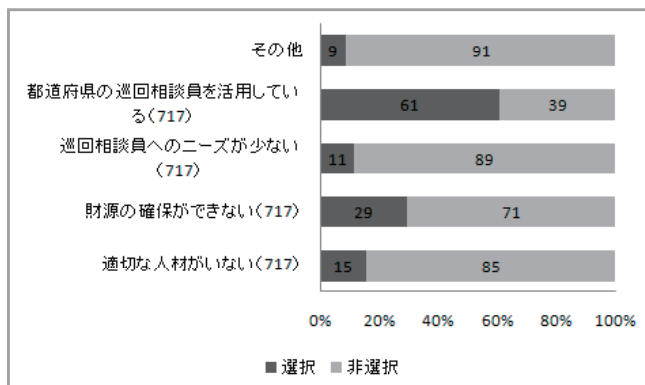
巡回相談員の委嘱状況では、委嘱している人数を尋ねた。人数が 1 以上の回答を委嘱しているとして整理した。

政令指定都市では委嘱する回答が多く、規模が小さくなるにしたがって、委嘱しない回答が市区町村が多かった。

全体として、約 31 %の市区町村で巡回相談員を委嘱していた。

図4-1 巡回相談員の委嘱状況(%)

2. 巡回相談員を委嘱しない理由



巡回相談員を委嘱しない理由を①都道府県の巡回相談員を活用している、②巡回相談員のニーズが少ない、③財源の確保ができない、④適切な人材がいらない、⑤その他の各選択肢を設け、複数選択により尋ねている。

巡回相談員を委嘱しない理由として、都道府県の巡回相談員を活用することが多く回答されていた。

N=717

図4-2 巡回相談員を委嘱しない理由(全体)(%)

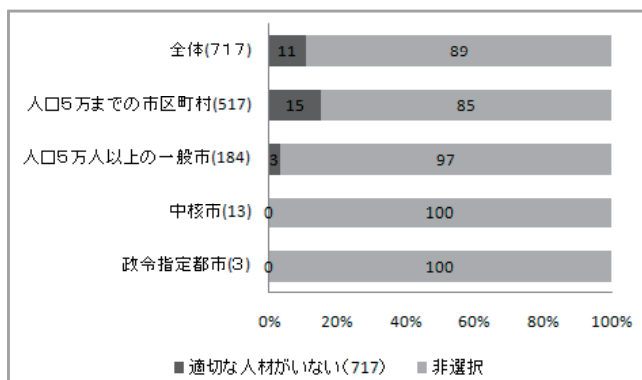


図4-3 適切な人材がいらない(%)

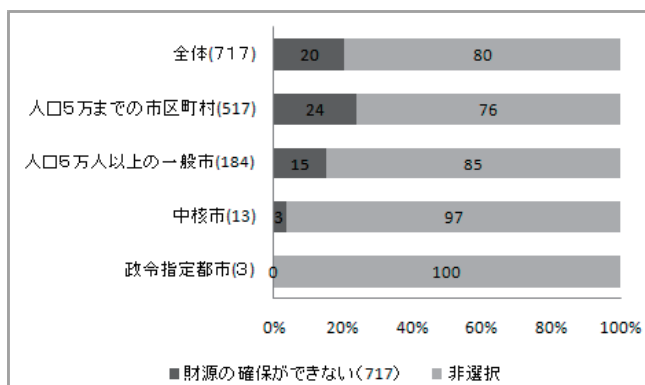


図4-4 財源の確保ができない(%)

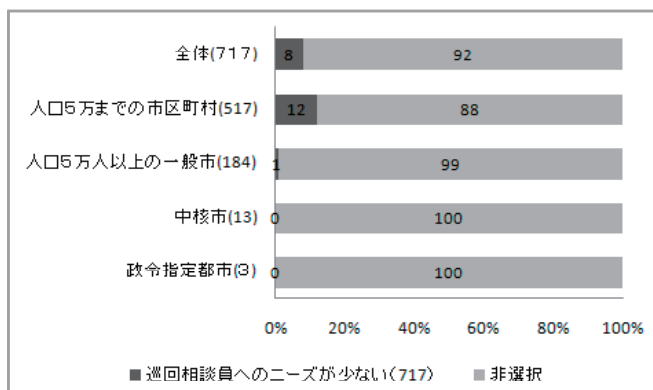


図4-5 巡回相談員へのニーズが少ない(%)

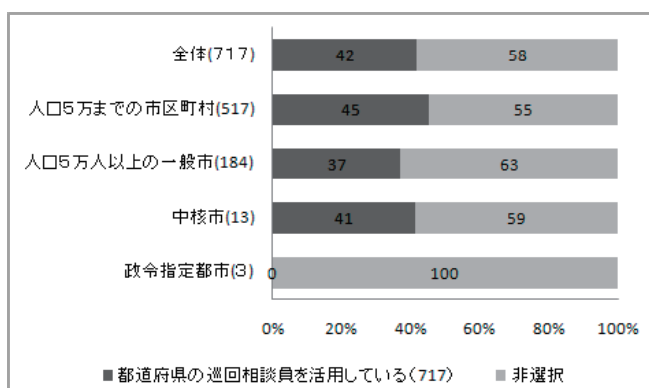


図4-6 都道府県の巡回相談員を活用している(%)

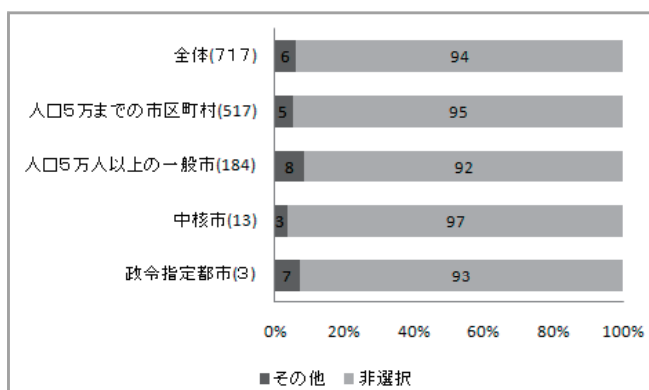


図4-7 その他(%)

その他で、以下のような内容が回答されていた。
 (1) 現在、対象者がいない、小規模の自治体なので、随時、対応している、(2) 他の仕組みを活用しているものとして、県の教育センター、特別支援学校、市の教育相談室、カウンセラー、専門家チームと兼務、通級指導教室が市内の巡回相談を行う、市の福祉部の相談室、(3) 現在、検討中、その他、各学校での対応を充実させる。

3. 委嘱している巡回相談員の所属機関等の状況

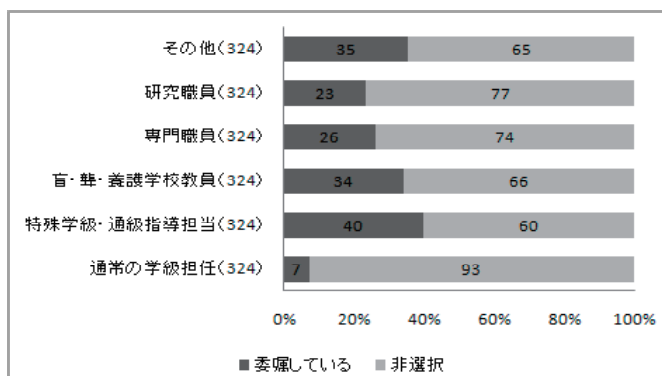


図4-8 委嘱している巡回相談員の所属機関等の状況(全体)(%)

委嘱している巡回相談員の所属機関等の状況を①通常の学級担任、②特殊学級・通級による指導担当、③盲・聾・養護学校教員、④専門職員、⑤研究職員の各選択肢を設け、複数選択により尋ねている。

全体として、通常の学級担任に委嘱する回答は少ない。

N=324

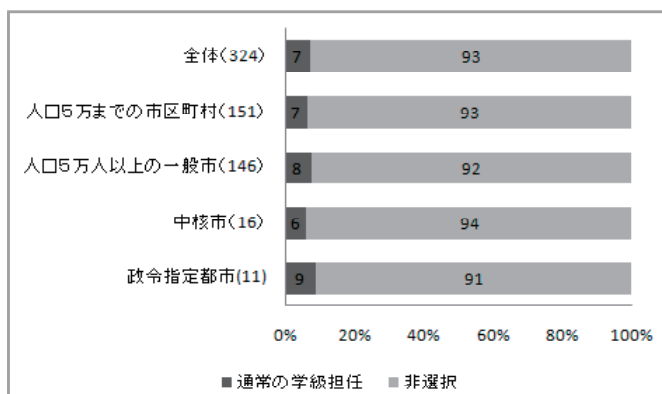


図4-9 通常の学級担任に委嘱している(%)

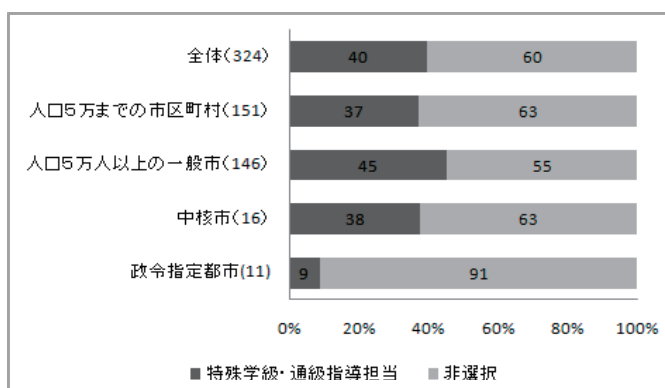


図4-10 特殊学級・通級指導担当教員に委嘱している(%)

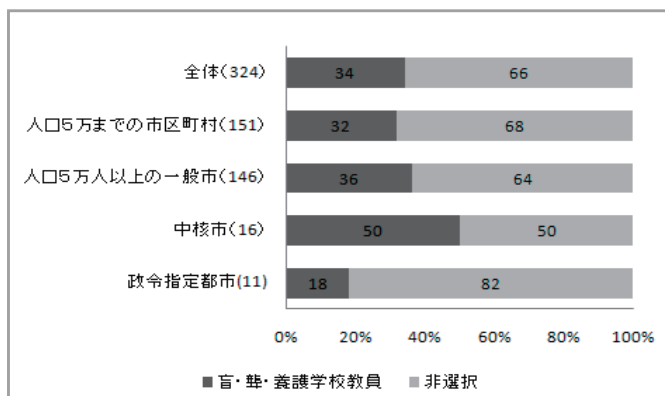


図4-11 盲・聾・養護学校教員に委嘱している(%)

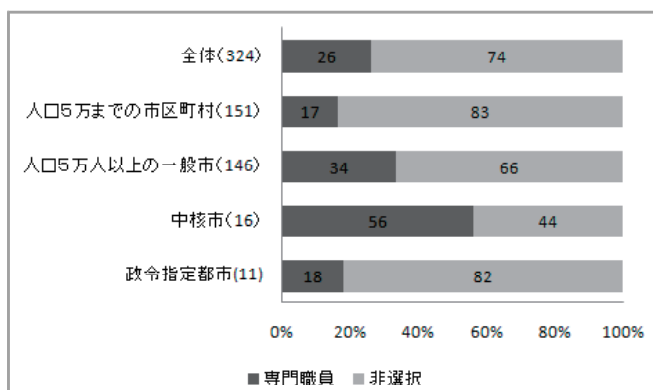


図4-12 専門職員に委嘱している(%)

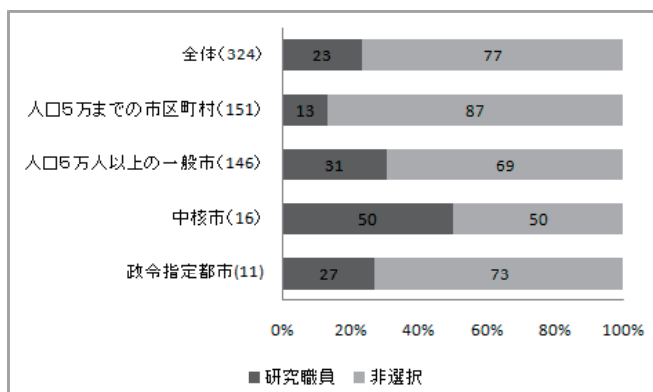


図4-13 研究職員に委嘱している(%)

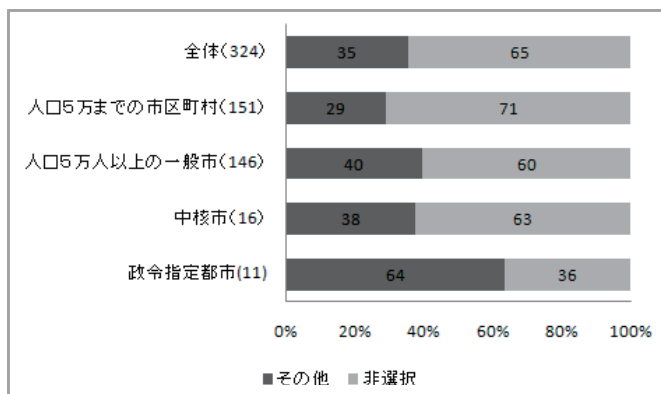


図4-14 その他(%)

4. 巡回相談員の活動の状況

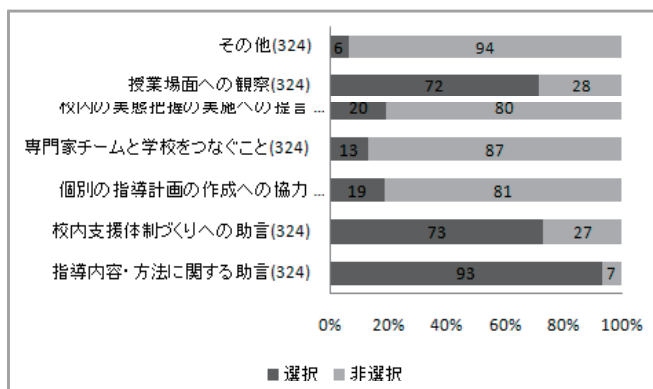


図4-15 巡回相談員の活動の状況(全体)(%)

その他の回答では、NPO法人の構成員、カウンセラー、臨床心理士、特別支援教育スーパーバイザー、県教育委員会の指導主事、県立教育研究所の職員、教育研修センター相談員、専門研修をうけた教員、退職校長、大学院生、大学生、特殊学級担当教員経験者、保健師など記述されていた。

委嘱している巡回相談員の活動の状況を①指導内容・方法に関する助言、②校内支援体制づくりへの助言、③個別の指導計画の作成への協力、④専門家チームとつなぐこと、⑤校内の実態把握の実施への助言、⑥授業場面の観察、⑦その他の各選択肢を設け、複数選択により尋ねている。

巡回相談員の活動は、多岐に渡って回答されているが、指導内容・方法についての助言に関する活動、校内体制づくり、授業場面の観察などの回答が多かった。

N=324

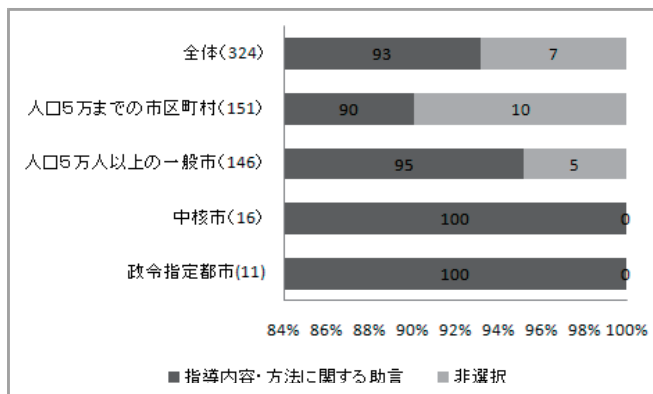


図4-16 指導内容・方法に関する助言(%)

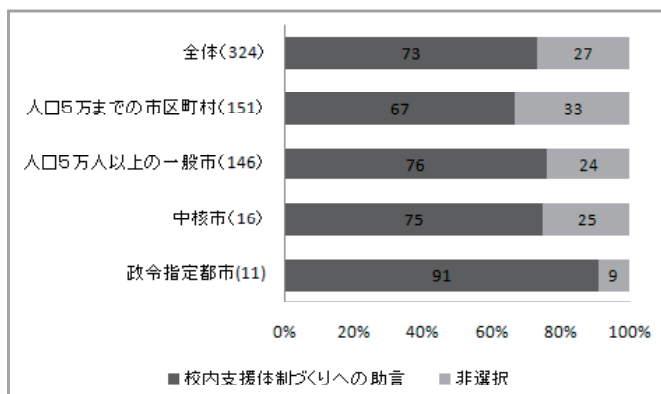


図4-17 校内支援体制づくりへの助言(%)

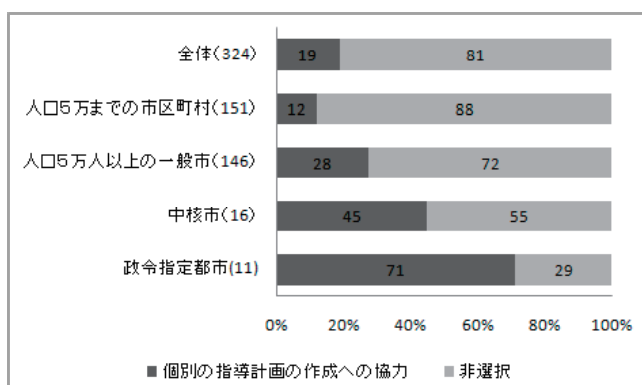


図4-18 個別の指導計画の作成への協力(%)

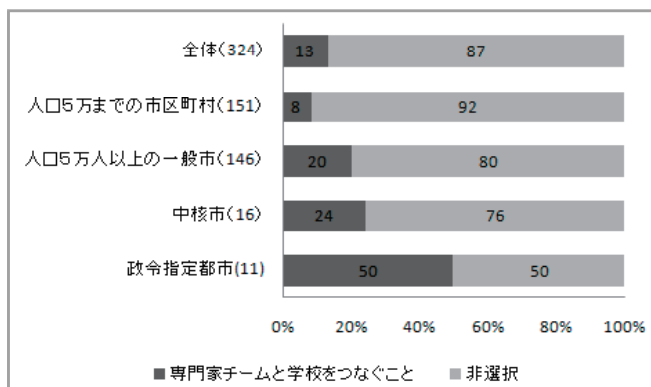


図4-19 専門家チームと学校をつなぐこと(%)

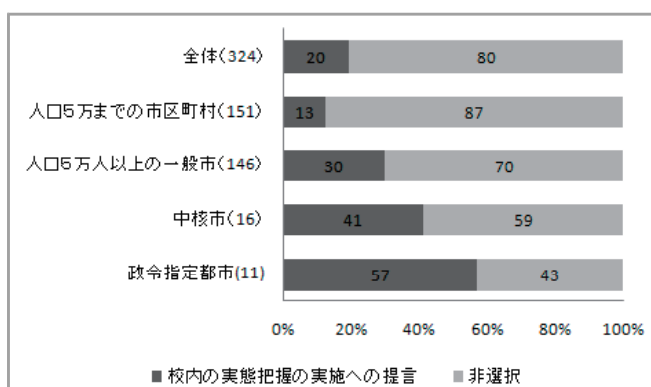


図4-20 校内の実態把握の実施への提言(%)

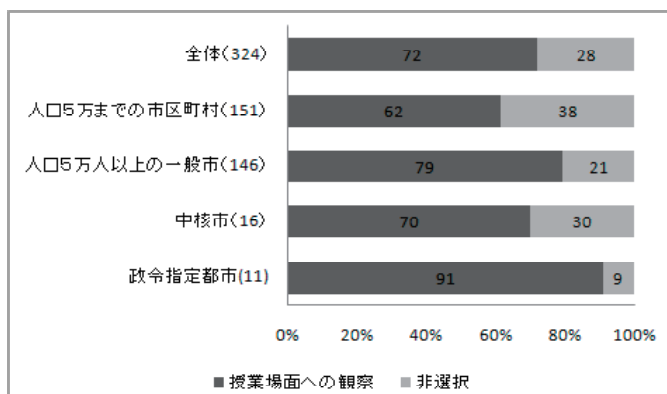


図4-21 授業場面への観察(%)

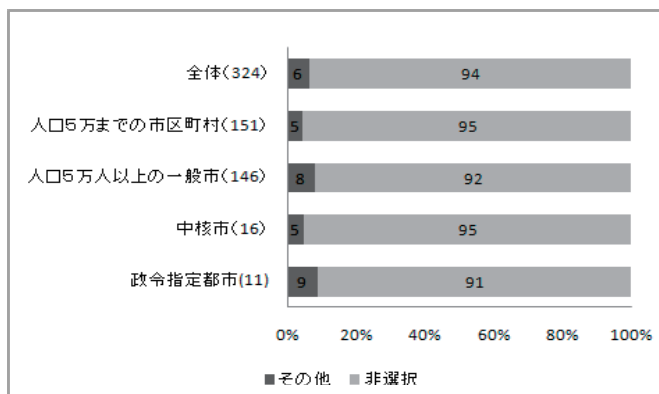
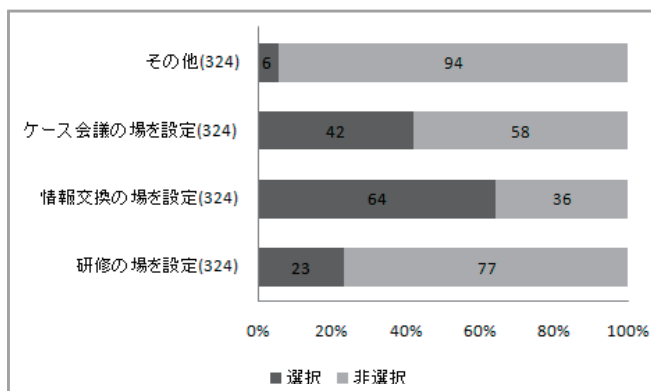


図4-22 その他(%)

その他の回答では、職員研修の講師、保護者への相談、入学前児の調査、ケース検討会への参加、病院への意見書作成、児童相談所や教育センター等相談機関へつなぐなどが記述されていた。

5. 巡回相談員の資質向上への取組



委嘱している巡回相談員の資質向上への取組について、①研修の場を設定している、②情報交換の場を設定している、③ケース会議の場を設定している、④その他の各選択肢を設け、複数選択により尋ねている。

研修の場を設定している市区町村は全体で約 23 %と少なかった。情報交換の場を設定する市区町村が全体で約 64 %、ケース会議の場を設定している市区町村は、全体で約 42 %実施していると回答されていた。

N=324

図4-23 巡回相談員の資質向上への取組(全体)(%)

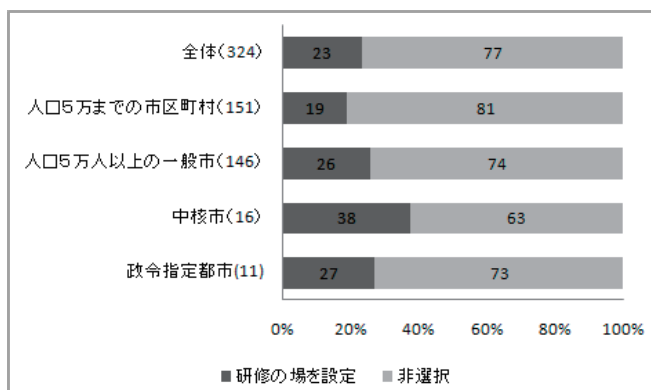


図4-24 研修の場を設定(%)

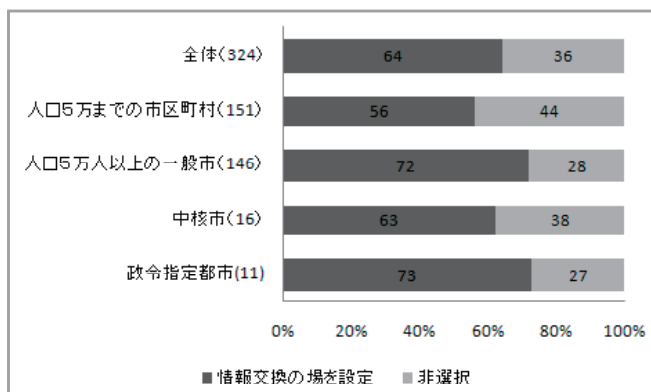


図4-25 情報交換の場を設定(%)

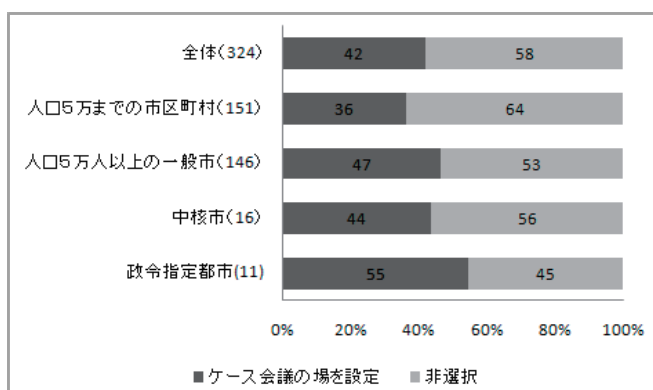


図4-26 ケース会議の場を設定(%)

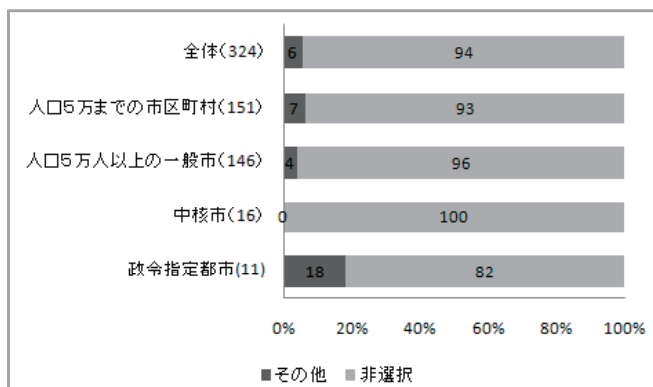


図4-27 その他(%)

6. 巡回相談員の活動に関する課題

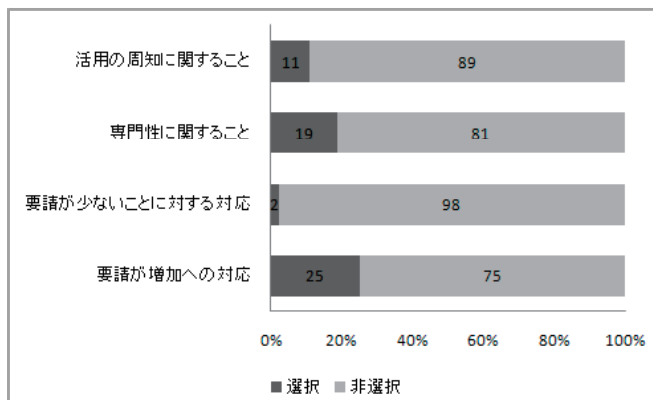


図4-28 巡回相談員の活動に関する課題(全体) (%)

巡回相談員の活動に関する課題について、①要請の増加への対応、②要請が少ないことへの対応、③専門性に関すること、④活用の周知に関すること、⑤その他の各選択肢を設け、複数選択により尋ねている。

全体として、「要請の増加に対する対応」という回答が多い。

N=1041

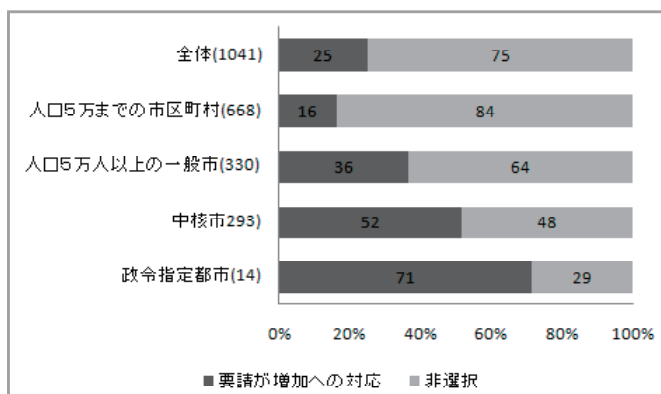


図4-29 要請が増加していることへの対応(%)

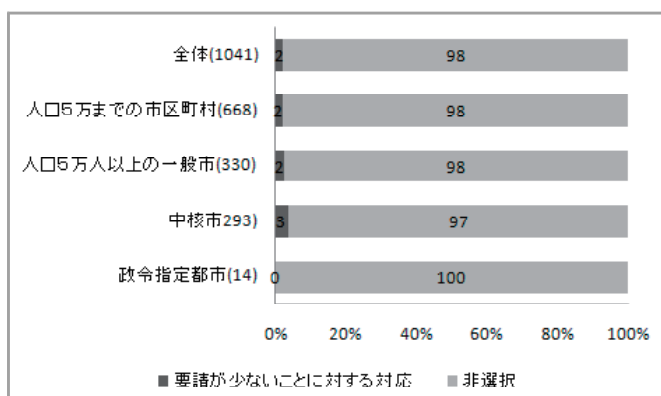


図4-30 要請が少ないことに対する対応(%)

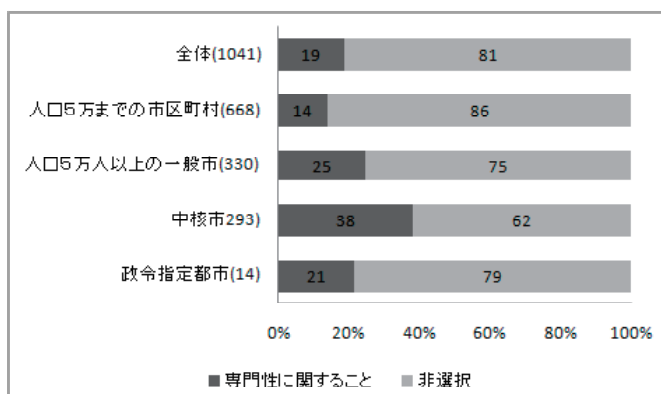


図4-31 専門性に関すること(%)

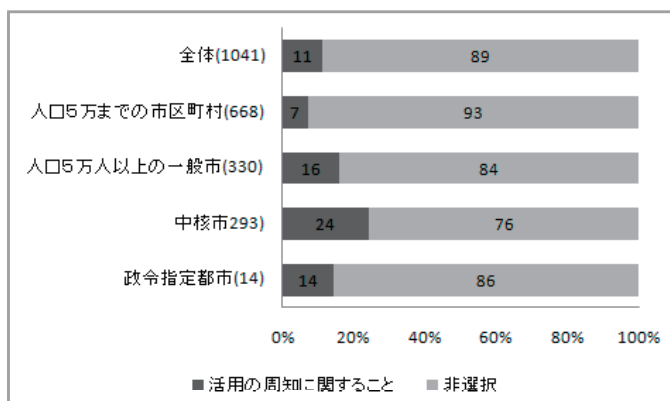


図4-32 活用の周知に関すること(%)

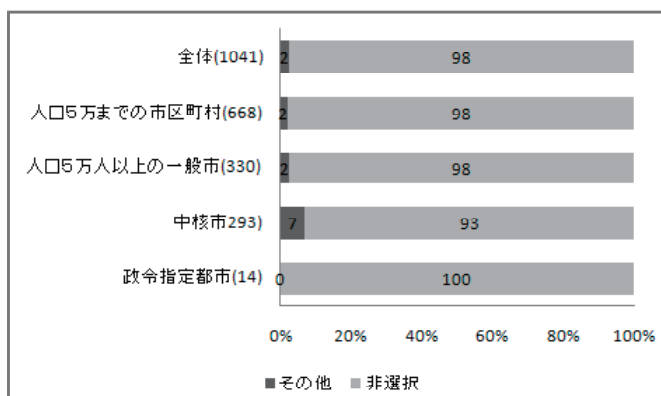


図4-33 その他(%)

その他の回答では、一般小中学校の教員が、早く巡回相談員に頼らずに対応できるようになること、市として特別支援教育体制における位置付けの明確化、指導内容等学校が求めすぎること、巡回時間の確保、巡回相談を各校がどのように活用していくか、巡回相談員としての専門性を有する人材を、市内で確保すること、巡回相談員の自校の仕事との業務の大変さ(時間調整も含む)、巡回相談員を学校の教員に願っているため、回数が多いと子どもたちの学力向上に影響してしまうこと、相談実施後のフォロー、特定の児童生徒に関わる巡回相談で保護者の同意が必要なことなどが回答されていた。

（３）専門家チームの委嘱状況と活動

専門家チームは、特別支援教育体制推進事業により、都道府県等での委嘱が進められてきた。市区町村では、それぞれ独自の取組として専門家チームを委嘱している。この調査では、全体の約 23 % の市区町村で委嘱していると回答され、人口 5 万人以上の一般市（政令指定都市、中核市を除く）では、約 36 % であるのに対して、人口が 5 万人未満の市区町村では、約 15 % と少ない。

委嘱しない理由として、都道府県の専門家チームを活用するとの回答が多く全体の約 39 % であった。人口 5 万人未満の市区町村では、財源が不足するなどを理由とする回答も多かった。

委嘱している専門家チーム医師、専門職、特殊学級や盲・聾・養護学校などの学校教員をそれぞれに委嘱していた。

専門家チームが行っている活動は、多岐にわたっているが、教育的な対応についての専門的な意見、児童生徒への支援体制についての指導・助言が多かった。

専門家チームの活動形態は、資料を基にケース会議などを開催し意見をまとめる形態、学校に出向き状況を把握し、判断や意見をまとめる形態が多かった。

専門家チームの委嘱と活動に関する課題は、専門家チームの日程調整、専門家の確保が多く回答されていた。

各専門家の日程を調整することが難しいために、各専門家より個々の意見を聞き、判断や意見をまとめていく取組も行われている。

専門チームの役割は、対象となる児童生徒の判断や教育的に対応についての専門的な意見を提供することである。巡回相談員との役割の違い、都道府県の専門家チームの活用を含め、それぞれのリソースの役割と補完関係を整理する必要があるだろう。

市区町村の専門家チームの委嘱と活動

専門家チームの委嘱を行っている	全体では、約 23 %
専門家チームの委嘱をしない理由	人口 5 万人未満の市区町村では、約 15 % 都道府県の巡回相談員を活用する 財源がない
専門家チームの委嘱対象者	医師、専門職、特殊学級、盲・聾・養護学校教員など
専門家チームの活動形態	資料を基にケース会議、学校を訪問して実態を把握、判断
専門家チームの委嘱と活動の課題	専門家チームの日程調整

1. 専門家チームの委嘱状況

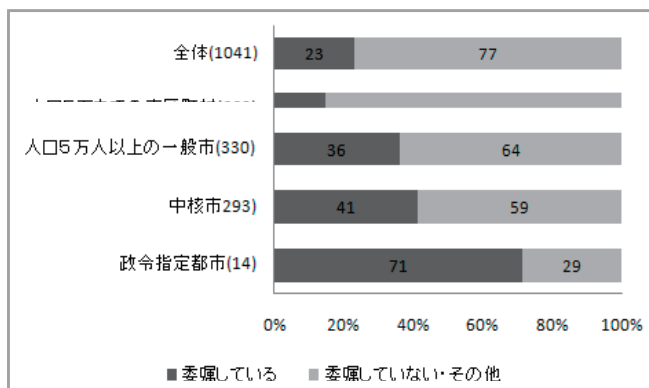
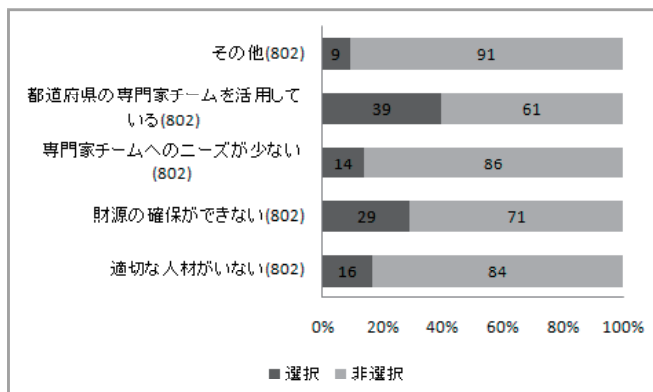


図5-1 専門家チームの委嘱の有無(%)

専門家チームの委嘱状況では、委嘱している人数を尋ねた。人数が 1 以上の回答を委嘱しているとして整理した。

政令指定都市は、専門家チームを委嘱するケースが多かった。市区町村の規模が小さくなるにしたがって、委嘱しないケースが多かった。全体としては、約 23 % の市区町村で専門家チームを委嘱していた。

2. 専門家チームを委嘱しない理由



委嘱しない理由を都道府県の専門家チームを活用している、専門家チームのニーズが少ない、財源の確保ができない、適切な人材がないの各選択肢を設け、複数選択により尋ねている。

専門家チームを委嘱しない理由として、都道府県の専門家チームを活用することが多く回答されていた。

N=802

図5-2 専門家チームの委嘱しない理由(全体)(%)

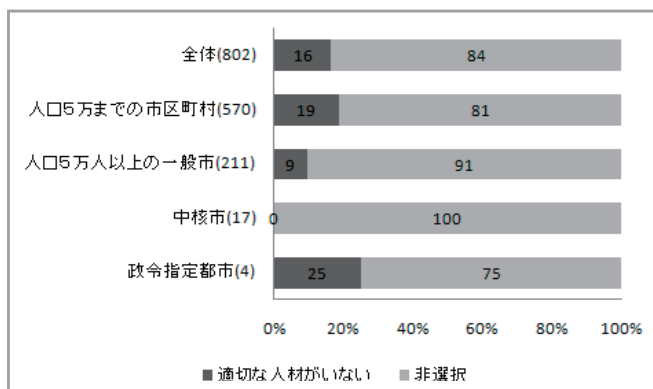


図5-3 適切な人材がない(%)

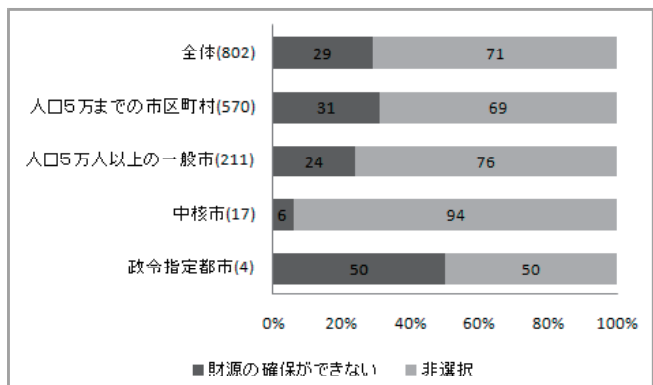


図5-4 財源の確保ができない(%)

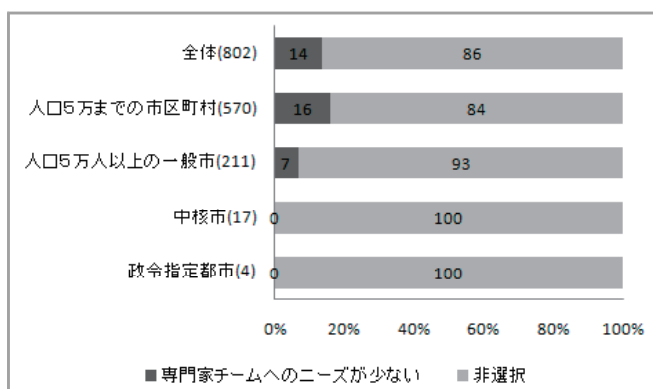


図5-5 専門チームへのニーズが少ない(%)

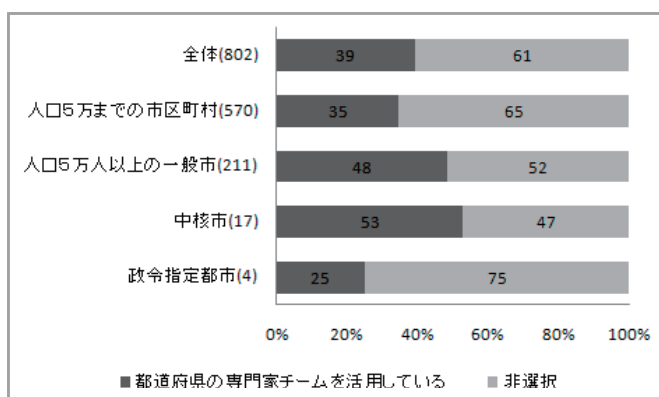


図5-6 都道府県の専門チームを活用している(%)

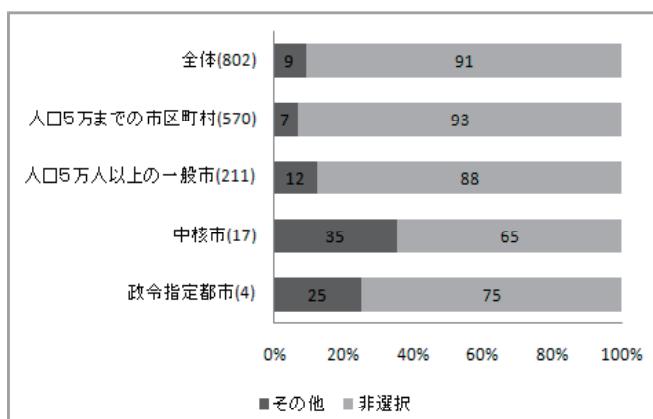


図5-7 その他(%)

その他の回答では、以下のような内容が記述されていた。

(1) 委嘱を検討中

・専門家チームについて検討中、専門家チームを組織する予定。

(2) 巡回相談員と兼務

・巡回相談員と兼ねている、巡回相談だけで手いっぱいである、巡回相談員や、特別支援学校の教員にケースに応じて相談している。

(3) 医師の不足

・特定の医師に就学指導委員など委嘱が集中してチームとしての活動が不可能である、適確な診断の下せる医師の確保はかなり困難、専門の医師の確保が難しい。

(4) 他の部局等の専門家、他の専門機関を活用する

・市教育委員会の担当者が専門家チームのメンバーとして参加している、市、福祉部局の発達相談室と連携、市立総合教育センターの臨床心理士が対応している、学校教育課と福祉トータルサポートセンターの心理職がチームとして取り組んでいる、町の健康福祉部局と連携している(健康課等)、校内で対応している、こども家庭センターを活用している、子ども総合支援室が中心となって児童、学校、保護者への支援を行っている、教育部局と福祉部局の連携が十分にとれているため、市立の養護学校がありセンター的な役割を果たすとともに特別支援教育相談窓口を設置している、養護学校地域連携事業巡回相談チームに依頼し積極的に活用している、地区の専門家チームを活用している、児童相談所、県の適応指導員等各々の場にケースによって相談、1市2町が合同で委嘱している、県教委から各教育事務所毎に適任者を委嘱、又、診断となると人材がいない。

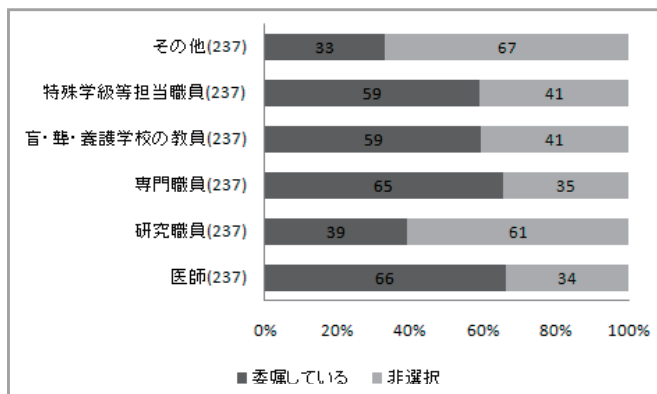
(5) 就学指導委員会等の専門家を活用

・就学支援委員会に専門家チームの機能をもたせる、就学指導委員会がその役割の一部を果たしている、就学指導委員会のメンバーに専門家を入れて対応している。

(6) 委嘱しない

・必要に応じ、適切な人材を依頼している、離島という特殊な条件のため専門機関がない、ケース会議に必要なメンバーをその都度招請している、委嘱はせずに必要に応じて依頼、関係機関との連携が図られており、個別の対応の充実がなされている、現在、対象者がいないため委嘱していない、郡内町村による共同設置、地区就学指導委員会を活用、小規模村であり必要に応じて対応している、設置を考えていない。

3. 委嘱している専門家チームの所属機関等の状況



委嘱している専門家チームの所属機関等の状況について、①医師、②研究職員、③専門職員、④盲・聾・養護学校の教員、⑤特殊学級担当等の各選択肢を設け、複数選択により尋ねている。

専門家チームの構成の趣旨にしたがって、医師、専門職、学校教職員などにそれぞれ委嘱していると思われる。

N=237

図5-8 委嘱している専門家チームの所属機関等の状況(全体)(%)

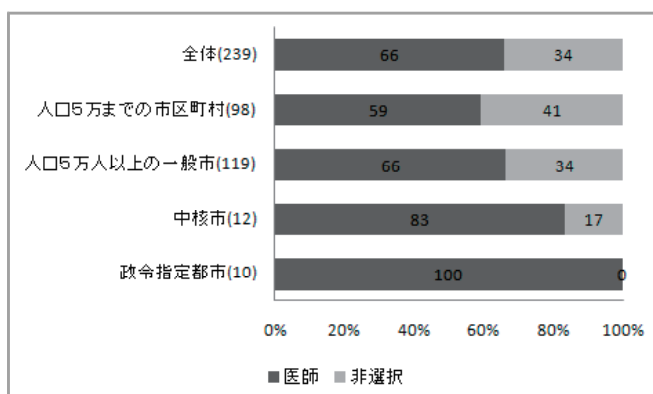


図5-9 医師への委嘱(%)

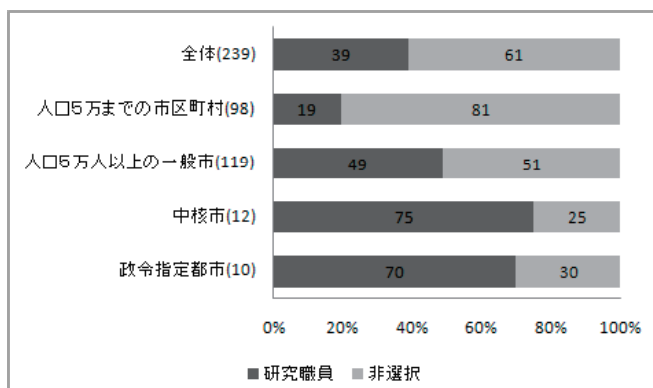


図5-10 研究職員への委嘱(%)

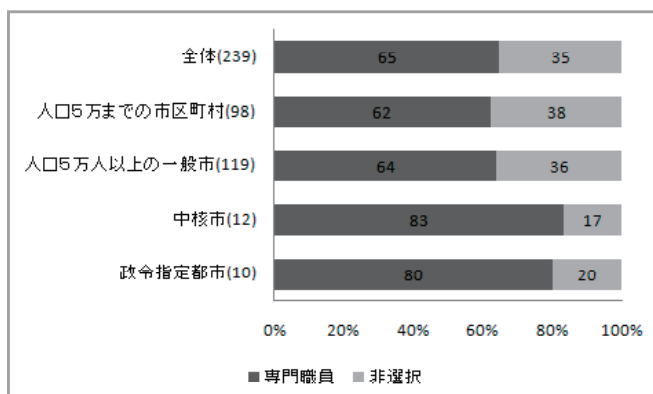


図5-11 専門職員への委嘱(%)

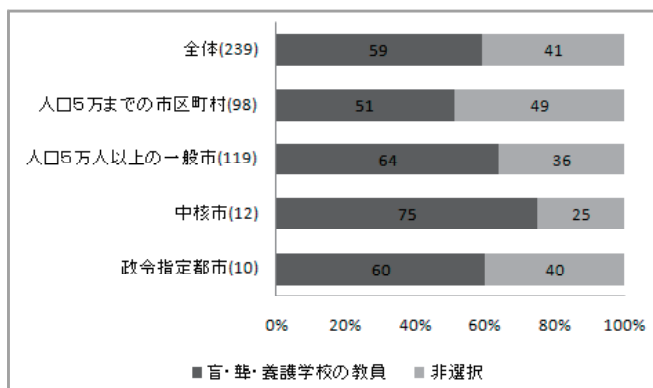


図5-12 盲・聾・養護学校教員への委嘱(%)

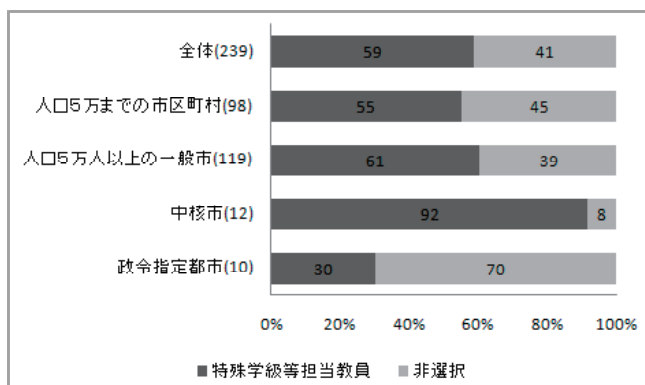


図5-13 特殊学級等担当教員への委嘱(%)

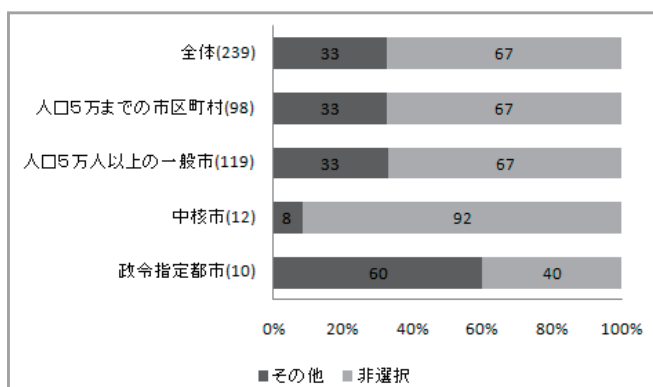


図5-14 その他(%)

その他の回答では、通常の学級の教員、総合教育センター指導主事、長期研修員、元小学校長、元養護学校長、少年鑑別所法務技官、市民代表、養護教諭、退職教員、NPO法人の構成員、保健師などが記述されていた。

4. 専門家チームの活動の実際

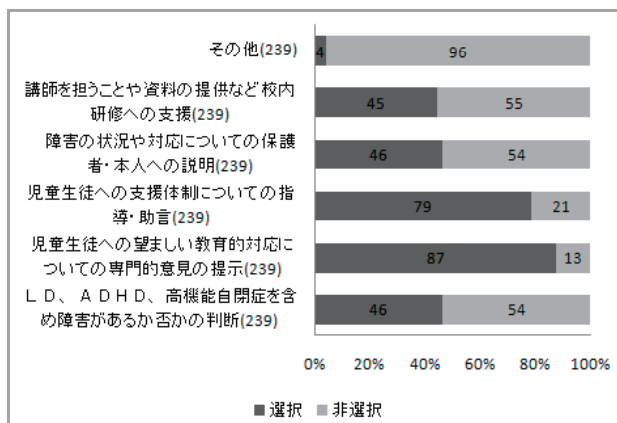


図6-1 専門家チームの活動の実際(全体)(%)

専門家チームの活動の実際について、①LD、ADHD、高機能自閉症を含め障害があるか否かの判断、②児童生徒への望ましい教育的対応についての専門的意見の提示、③児童生徒への支援体制についての指導・助言、④障害の状況や対応についての保護者・本人への説明、⑤講師を担うことや資料の提供など校内研修への支援の各選択肢を設け、複数選択により尋ねている。児童生徒への望ましい教育的対応についての専門的意見の提示、児童生徒への支援体制についての指導・助言については、多くの市区町村が実施していると回答していた。

N=239

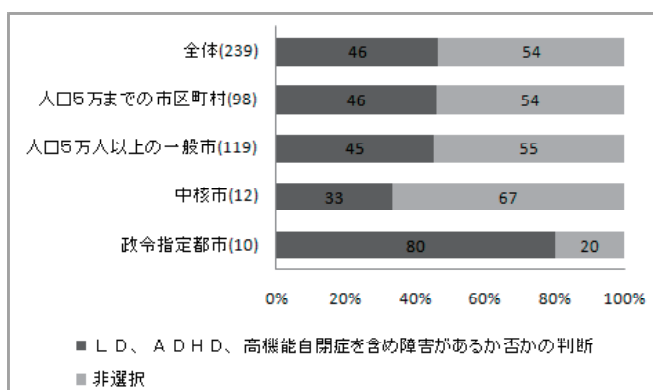


図6-2 LD、ADHD、高機能自閉症を含め障害があるか否かの判断(%)

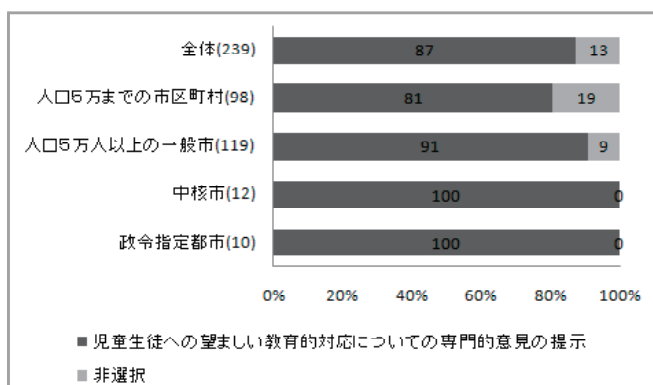


図6-3 児童生徒への望ましい教育的対応についての専門的意見の提示(%)

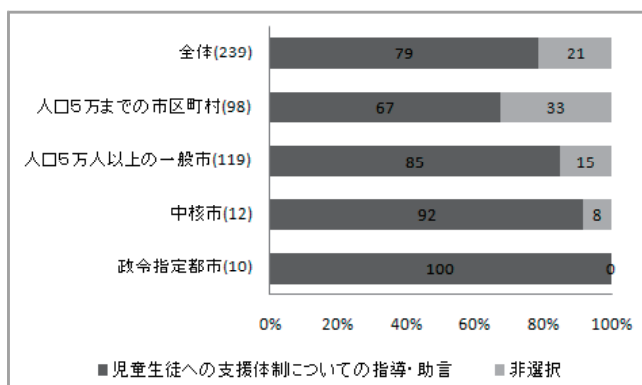


図6-4 児童生徒への支援体制についての指導・助言(%)

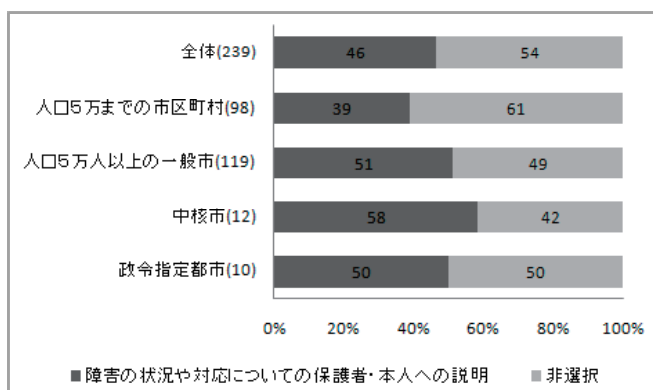


図6-5 障害の状況や対応についての保護者・本人への説明(%)

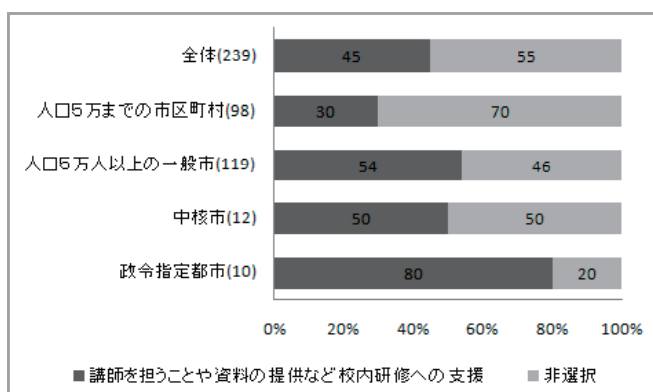


図6-6 講師を担うことや資料の提供など校内研修への支援(%)

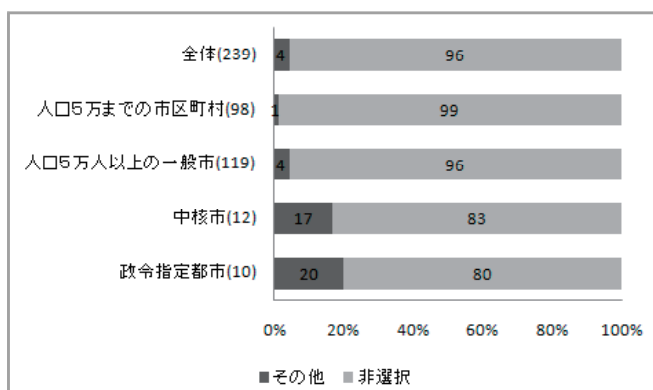


図6-7 その他(%)

5. 専門家チームの活動の形態

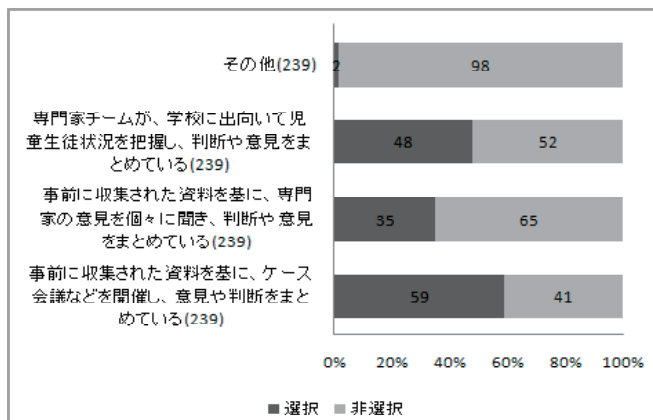


図6-8 専門家チームの活動の形態(全体)(%)

その他の回答では、個別の指導計画の作成提示、学校を会場に委員会を開催し学校職員に公開することで、研修に役立てている、個別知能検査の実施、プロフィール分析、学校への説明・指導、発達検査、知能検査、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等の状況の把握、校内での実態把握の実施への助言、巡回相談員への助言、保護者会（学期毎）集中学習指導（夏季休業中）、各種調査、リーフレット作成などが記述されていた。

専門家チームの活動の形態について、①事前に収集された資料を基に、ケース会議などを開催し意見や判断をまとめている、②事前に収集された資料を基に、専門家チームの意見を個々に聞き、判断や意見をまとめている、③専門家チームが、学校に出向いて児童生徒状況を把握し、判断や意見をまとめている、④その他の各選択肢を設け、複数選択により尋ねている。

全体として、学校に出向き状況を把握し判断したり、資料を基に、ケース会議などを開催し、意見や判断をまとめる活動形態が多かった。

N=239

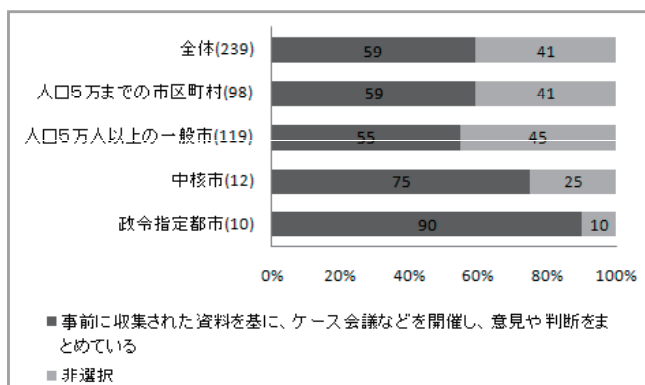


図6-9 事前に収集された資料を基に、ケース会議などを開催し意見や判断をまとめている(%)

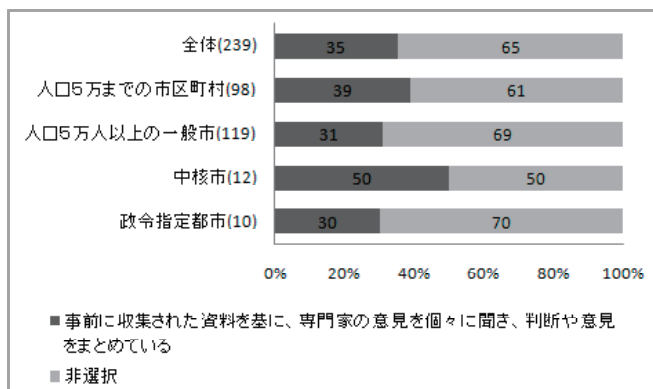


図6-10 事前に収集された資料を基に、専門家の意見を個々に聞き、判断や意見をまとめている(%)

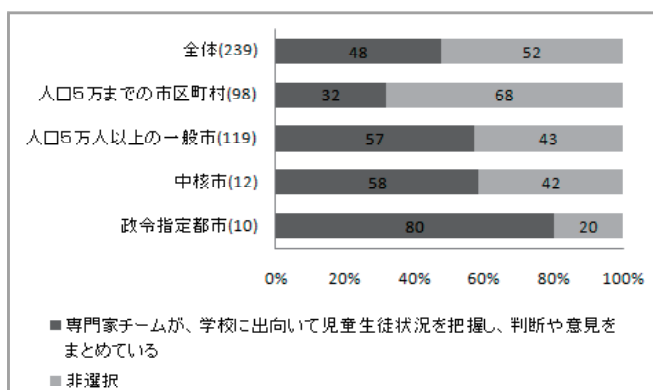


図6-11 専門家チームが、学校に出向いて児童生徒状況を把握し、判断や意見をまとめている(%)

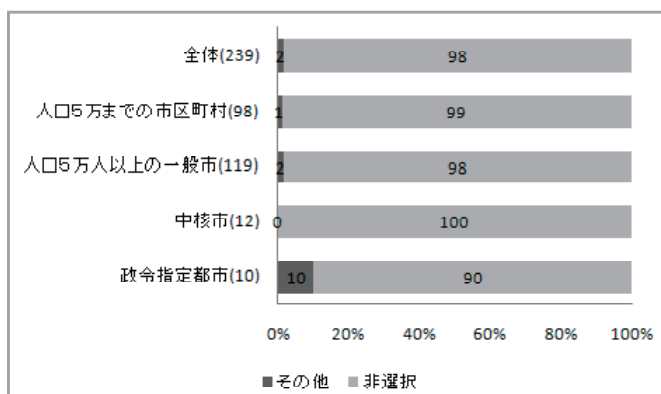


図6-12 その他(%)

その他の回答では、一定の相談期間を設け、その中で、指導助言を行うとの記述があった。

6. 専門家チームに関する課題

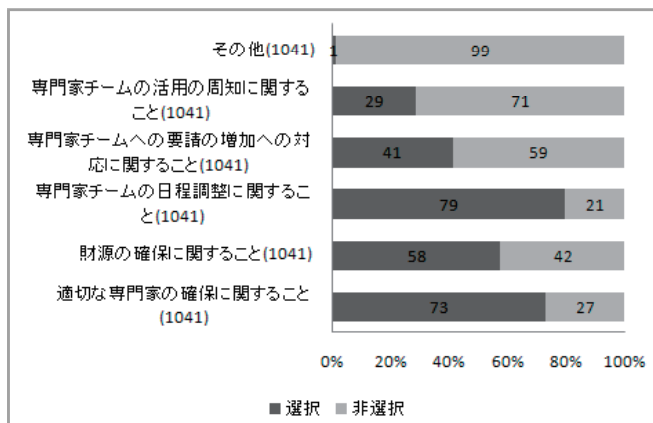


図6-13 専門家チームに関する課題(全体)(%)

専門家チームに関する課題の形態について、①適切な専門家の確保に関すること、②財源の確保に関すること、③専門家チームの日程調整に関すること、④専門家チームへの要請の増加への対応に関すること、⑤専門家チームの活用の周知に関することの各選択肢を設け、複数選択により尋ねている。

全体として、専門家チームの日程の調整、専門家の確保に関することを課題とする回答が多かった。

N=1041

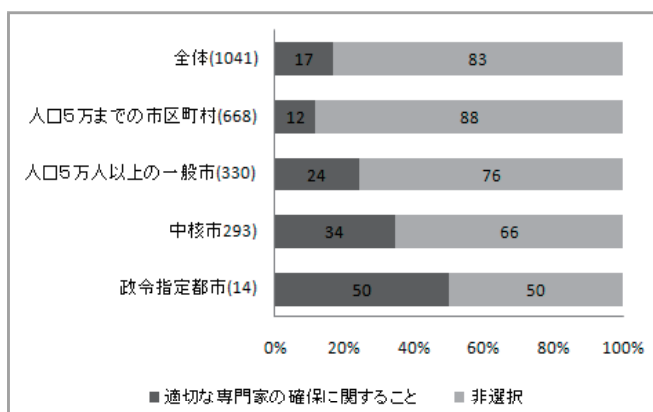


図6-14 適切な専門家の確保に関すること(%)

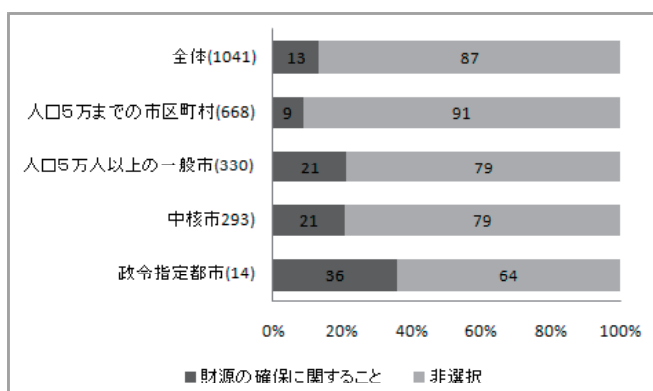


図6-15 財源の確保に関すること(%)

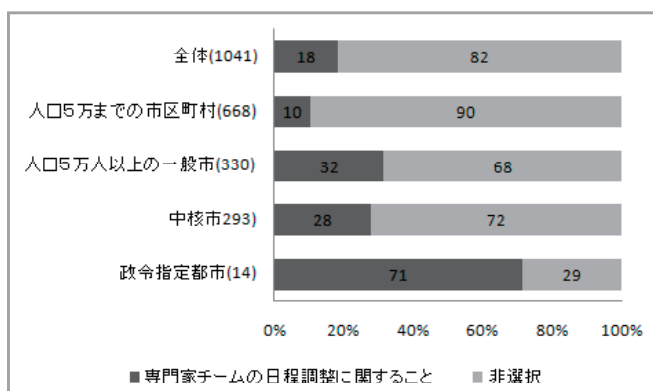


図6-16 専門家チームの日程調整に関すること(%)

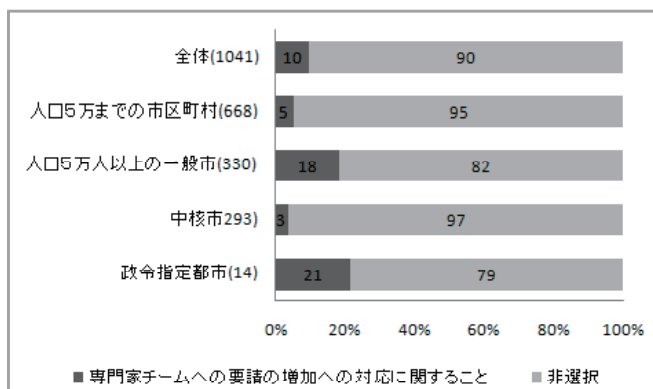


図6-17 専門家チームへの要請の増加への対応に関すること(%)

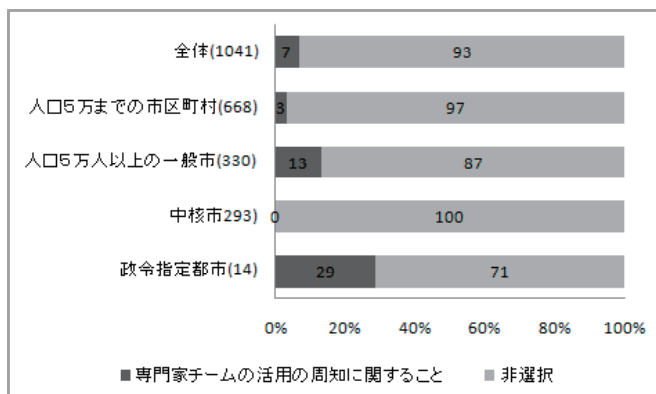


図6-18 専門家チームの活用の周知に関すること(%)

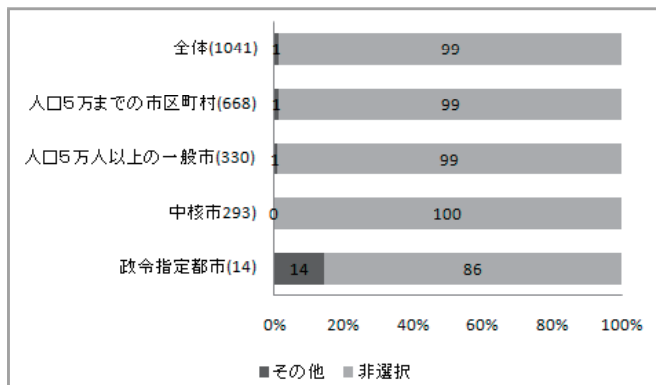


図6-19 その他(%)

その他の回答では、必要とされる時に活動できるネットワークの良さ、保護者の同意を求めているが保護者への対応や周囲の子供や親への対応に苦慮する「困難ケース」について、保護者の同意を得ることが困難な場合があること、専門医の不足、特別支援学校職員を構成員に加えること、市内における専門家の確保が難しいこと、市内小中学校に専門家の知識をもつ教員を育てること、委嘱事業指定が終了後の財源を含めた取組などが回答されていた。

(4) 支援員・介助員の配置と活動

支援員・介助員の配置は、これまで市区町村の独自の取組として行われてきた。

支援員・介助員を配置している市区町村は、全体の約65%である。人口5万人以上の一般市（政令指定都市、中核市を除く）では、約85%であるのに対して、人口が5万人未満の市区町村では、約53%と少ない。

支援員・介助員を配置しない理由は、全体として財源が確保できないことが多く回答され約48%であった。平成19年度より、同様の趣旨で活動する学習支援員の予算が各市区町村に交付されている。この調査は、平成18年度の実績を調査しているので、本年度の活用が期待される。

支援員・介助員の資格や資質について、教員免許取得者とする回答が多く、全体の約60%であった。また、特に資格を求めずに、活動内容に照らして適切と思われる者との回答も多かった。

支援員・介助員の配置と活動に関する課題は、財源の確保や人材の確保を課題とする回答が多かった。

支援員・介助員の活動は、対象となる児童生徒への身辺介助との回答が全体の約82%、学習活動への支援が全体の約74%と多かった。学習活動への支援については、教員免許の取得者の活用が課題となるだろう。

支援員・介助員の活動の充実や資質向上に向けて取組んでいることでは、各学校での活動の中で行っているとの回答が多く、全体の約79%であった。規模の小さい市区町村ほど、研修や情報交換の場を設けているとの回答は少なかった。

支援員・介助員の配置と活動に関する課題は、財源の確保や人材の確保を課題とする回答が多かった。

各学校では、対象となる児童生徒への支援を行う人的資源の確保が課題となっている。その課題に応えるための学習支援員の配置への教育委員会の取組は重要である。

支援員・介助員の配置と活動

支援員・介助員の配置を行っている	全体では、約65% 人口5万人未満の市区町村では、約53%
支援員・介助員の配置をしない理由	財源が確保できない
支援員・介助員の資質・資格	教員免許取得者、活動に照らして適切な者など
支援員・介助員の活動	身辺介助、学習支援
支援員・介助員の配置と活動の課題	人材の確保、財源の確保

1. 支援員・介助員の配置の状況

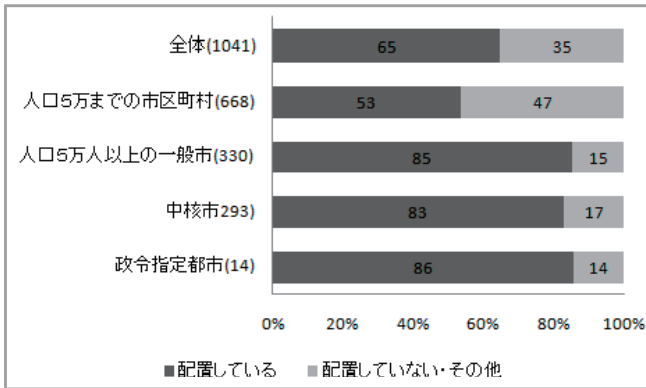
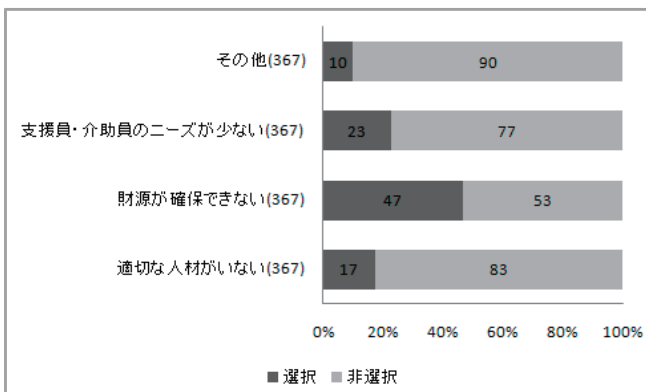


図7-1 支援員・介助員の配置の有無(%)

教育委員会が配置している支援員・介助員の人数を尋ねた。人数が1以上の回答を配置しているとして整理した。全体の65%の市区町村で、支援員・介助員の配置を行っていた。

2. 支援員・介助員を配置しない理由



支援員・介助員を配置しない理由について、①適切な人材がいらない、②財源が確保できない、③支援員・介助員のニーズが少ない、④その他の各選択肢を設け、複数選択により尋ねている。

財源が確保できないとの回答が最も多く47%あった。

N=367

図7-2 支援員・介助員を配置しない理由(全体)(%)

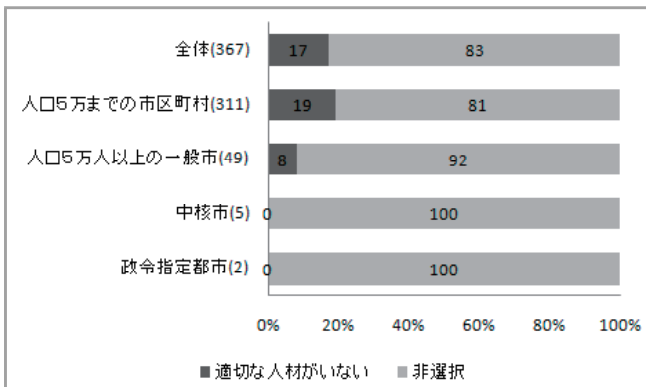


図7-3 適切な人材がいらない(%)

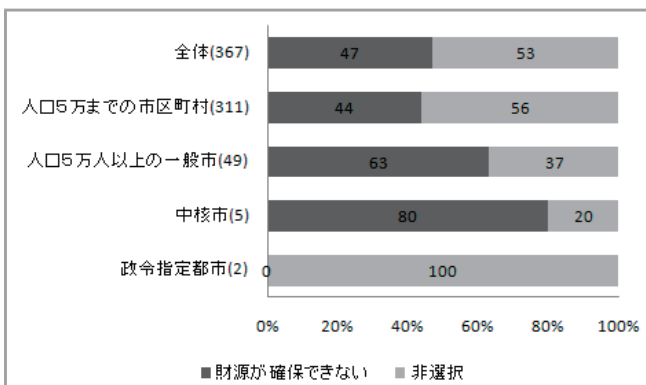


図7-4 財源が確保できない(%)

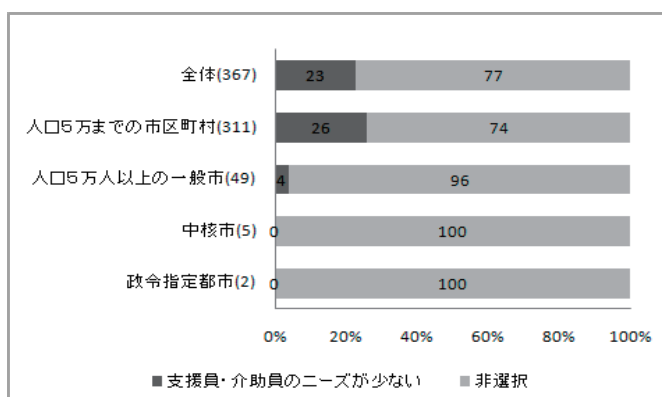


図7-5 支援員・介助員のニーズが少ない(%)

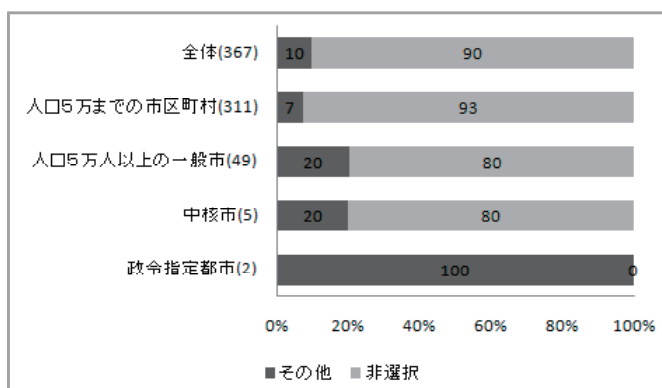


図7-6 その他(%)

その他の回答では、以下のような内容があった。

(1) 他の制度等を活用しているとする回答

・教員補助者の中に、支援員・介助員と同等の活動をしているものがある。支援員・介助員が行うとされている業務内容については、ボランティアを配置して実施、各校教育ビジョンの予算で支援員を配置している。学生や地域人材がボランティアとして支援していただいている。低学年多人数学級（小学3年まで）や、学級運営困難学級として配置した支援員はいる。教諭補助員が仕事を兼務している形になっている。

(2) 配置を検討しているとの回答

・特別支援教育に関わる支援員・介助員については検討中、平成19年度からの国の制度を活用する予定のため、平成19年度より予算化の上配置をした

(3) その他

・極力学校での校内協力体勢で対応してもらっている、ニーズはあるが配置していない。今後、検討していきたい。

3. 支援員・介助員の資格・資質の状況

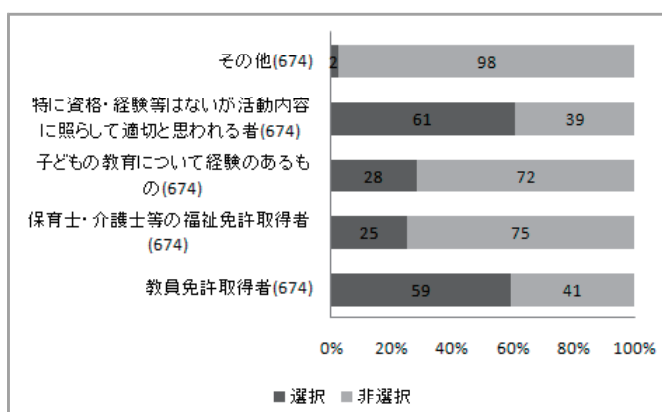


図7-7 支援員・介助員の資格・資質(全体)(%)

支援員・介助員の資格・資質の状況について、①教員免許取得者、②保育士・介護士等の福祉免許取得者、③子どもの教育について経験のあるもの、④特に資格・経験等はないが活動に照らして適切と思われる者、⑤その他の各選択肢を設け、複数選択により尋ねている。

全体として、教員免許取得者が多かった。また、特に資格を求めず活動の内容に照らして適切な者とする回答が多かった。

N=674

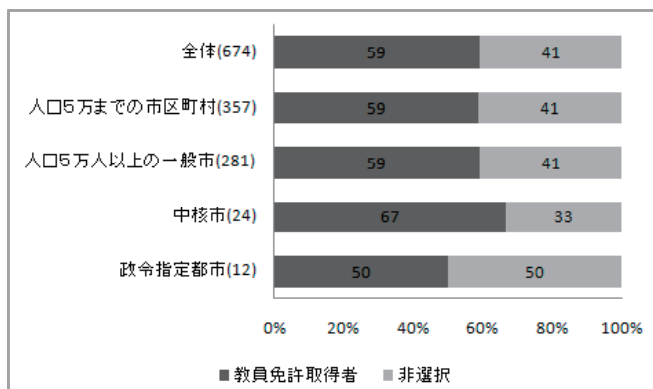


図7-8 教員免許取得者(%)

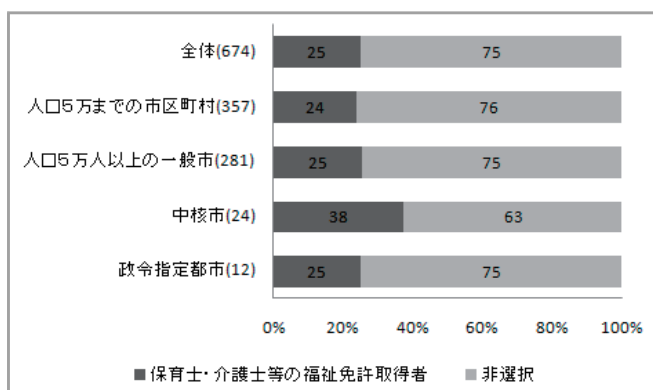


図7-9 保育士・介護士等の福祉免許取得者(%)

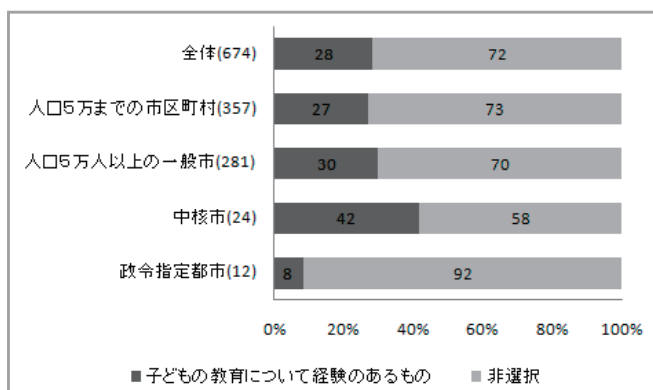


図7-10 子どもの教育について経験のあるもの(%)

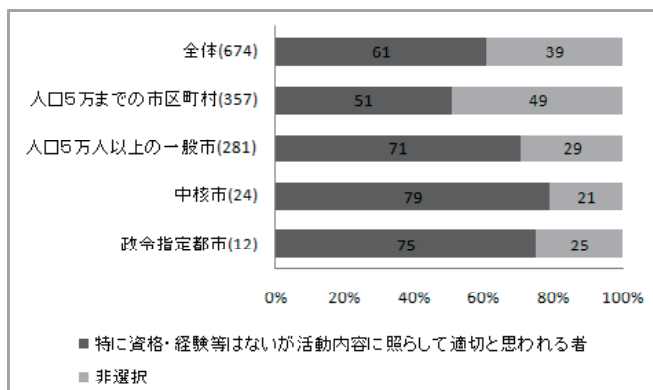


図7-11 特に資格・経験等はないが活動に照らして適切と思われる者(%)

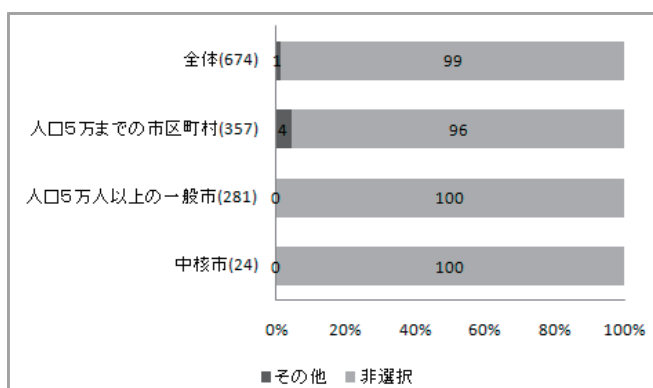


図7-12 その他(%)

4. 支援員・介助員の活動の実際

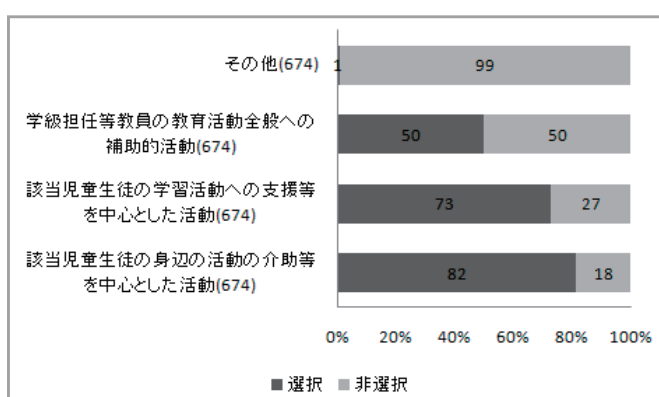


図7-13 支援員・介助員の活動の実際(全体)(%)

その他の回答では、ヘルパー、看護師等の有資格者、通常の学級への支援員(スクールアシスタント)は教員免許必修、臨床心理士の資格、又は大学院で臨床心理学を修了した者、臨床心理を学んでいる大学院生、院卒生、自閉症スペクトラム支援士、生活介助員として業者に委託しているなどが記述されていた。その他各学校にまかせているとの記述もあった。

支援員・介助員の活動の実際について、①該当児童生徒の身の活動の介助等を中心とした活動、②該当児童生徒の学習活動への支援等を中心とした活動、③学級担任等教員の教育活動全般への補助的活動の各選択肢を設け、複数選択により尋ねている。

支援員・介助員の活動は、対象となる児童生徒への身辺介助との回答が全体の約82%、学習活動への支援が全体の約74%と多かった。

N=674

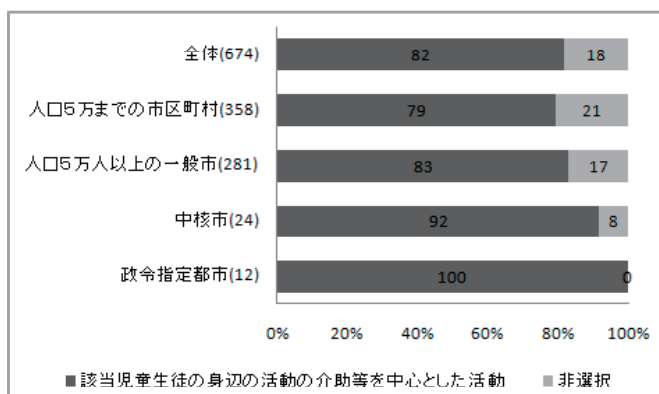


図7-14 該当児童生徒の身の活動の介助等を中心とした活動(%)

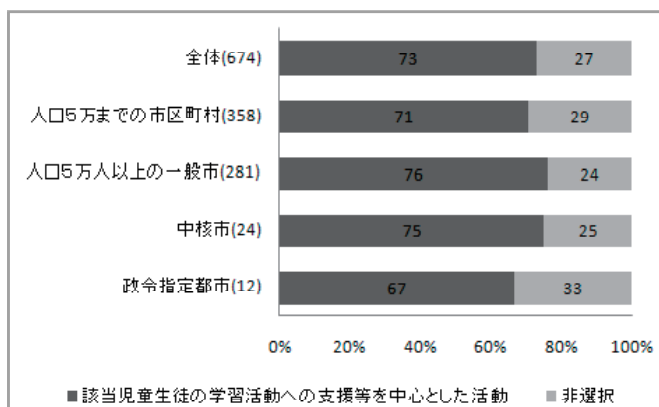


図7-15 該当児童生徒の学習活動への支援等を中心とした活動(%)

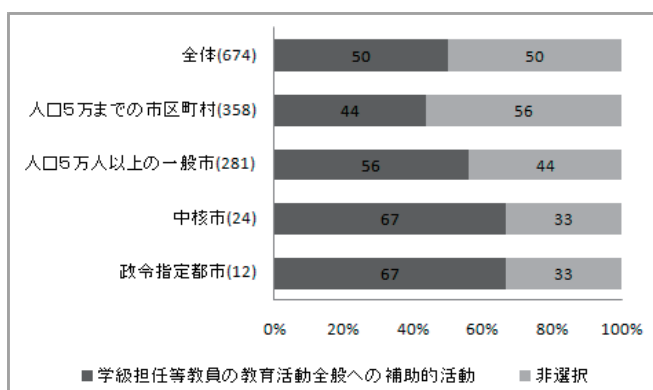


図7-16 学級担任等教員の教育活動全般への補助的活動(%)

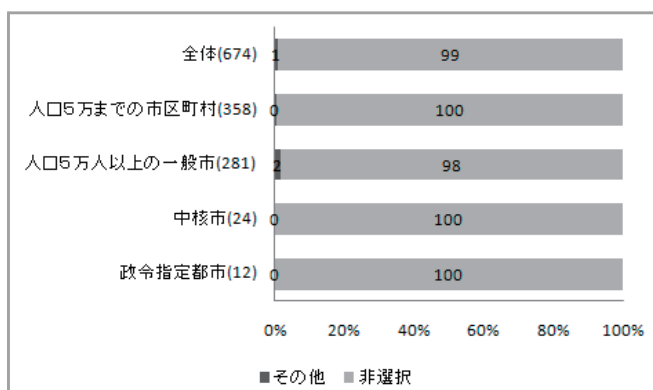


図7-17 その他(%)

その他の回答では、校内委員会等での助言等の記述があった。

5. 支援員・介助員の活動の充実や資質向上に向けて取組んでいること

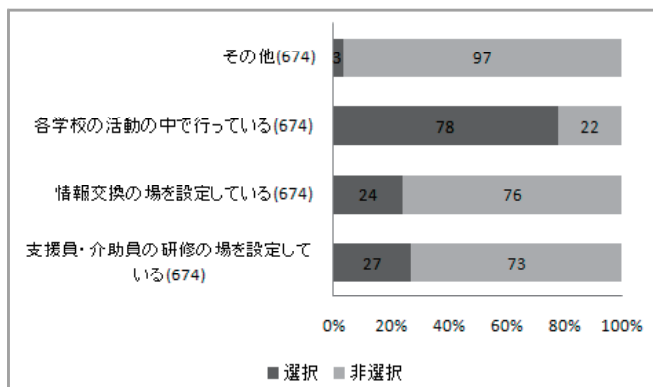


図7-18 支援員・介助員の活動の充実や資質向上に向けて取組んでいること(全体)(%)

支援員・介助員の活動の充実や資質向上に向けて取組んでいることについて、①支援員・介助員の研修の場を設定している、②情報交換の場を設定している、③各学校の活動の中で行っている、④その他の各選択肢を設け、複数選択により尋ねている。

支援員・介助員の活動の充実や資質向上に向けて取組は、全体として、各学校の活動の中で行っているとの回答が多く、全体の約79%であった。

N=674

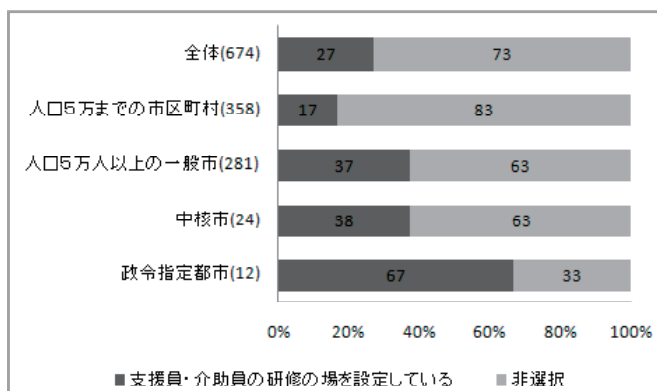


図7-19 支援員・介助員の研修の場を設定している(%)

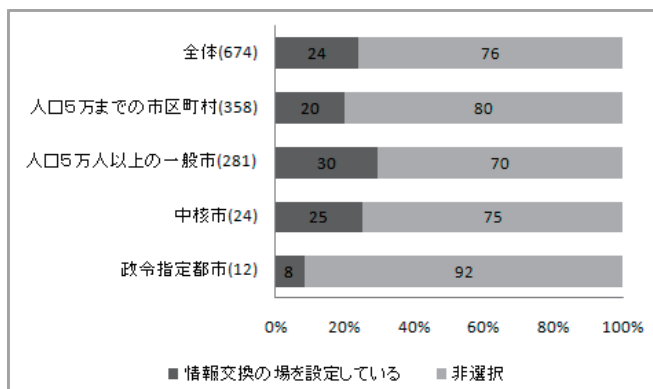


図7-20 情報交換の場を設定している(%)

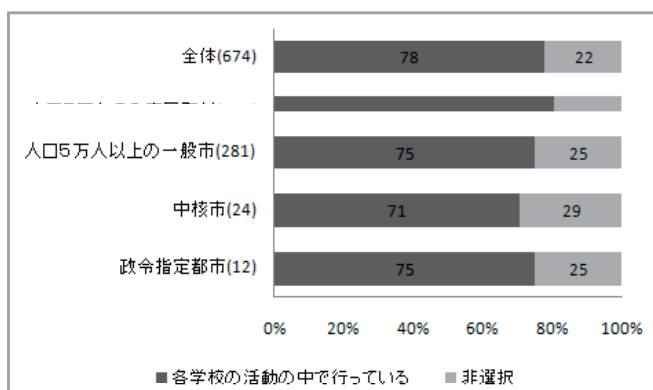


図7-21 各学校の活動の中で行っている(%)

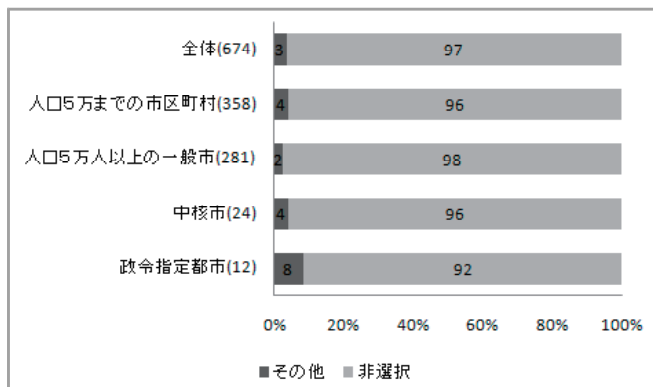


図7-22 その他(%)

その他の回答では、県研修会等への参加、自主学習の場を案内している、市の研修会の紹介・巡回相談員の派遣・校内研修会、県の事業で支援員・介助員の研修を実施しているなど他機関での研修への参加や研修の場の紹介のほか、専門家チーム協議会への参加などが記述されていた。その他、学校教育課からの学校訪問により充実をはかる、学校教育課 指導担当による巡回指導を実施する、月次報告を求める、巡回指導を随時行うなど教育委員会が直接働きかける内容が記述され、更に、支援員との連携が必要となる、学級担任の研修を義務付けいるとの記述もあった。

6. 支援員・介助員に関する課題

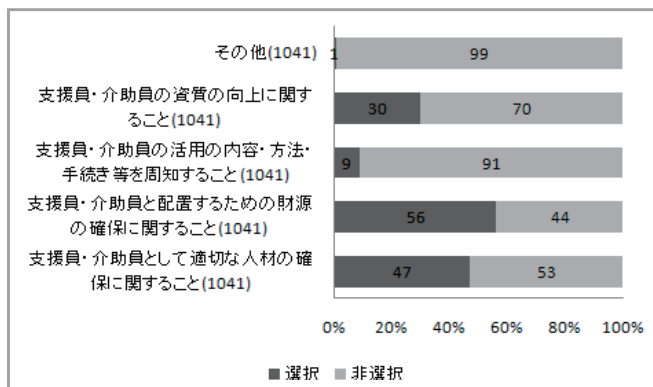


図7-23 支援員・介助員に関する課題(全体)(%)

支援員・介助員に関する課題について、①支援員・介助員として適切な人材の確保に関すること、②支援員・介助員と配置するための財源の確保に関すること、③支援員・介助員の活用内容・方法・手続き等を周知すること、④支援員・介助員の資質の向上に関すること、⑤その他の各選択肢を設け、複数選択により尋ねている。

支援員・介助員に関する課題では、全体として、支援・介助員を配置する財源の確保との回答が多かった。

N=1041

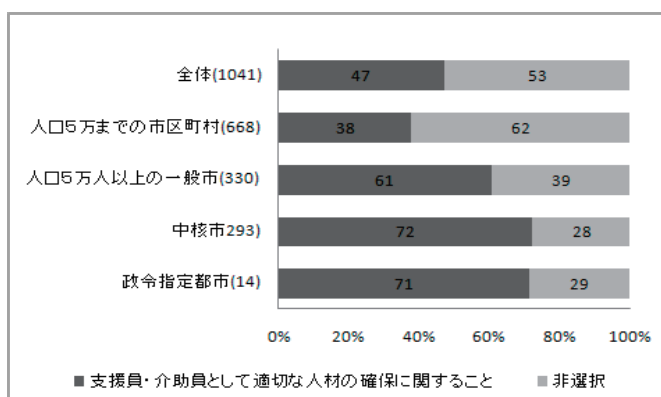


図7-24 支援員・介助員として適切な人材の確保に関すること(%)

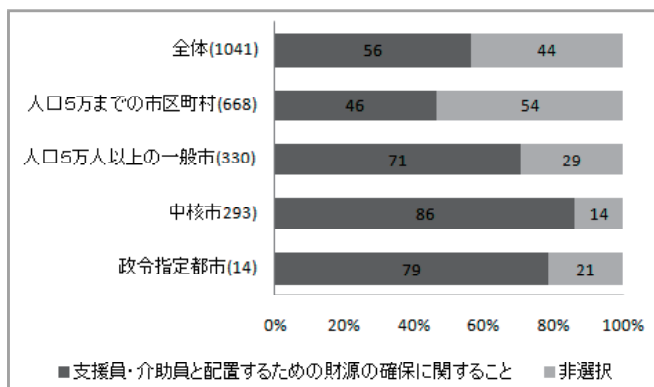


図7-25 支援員・介助員と配置するための財源の確保に関すること(%)

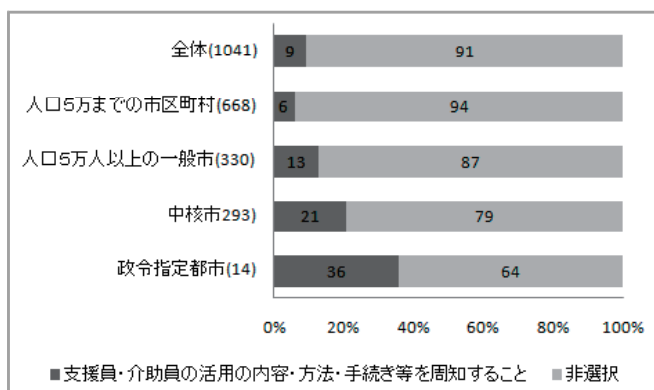


図7-26 支援員・介助員の活用内容・方法・手続き等を周知すること(%)

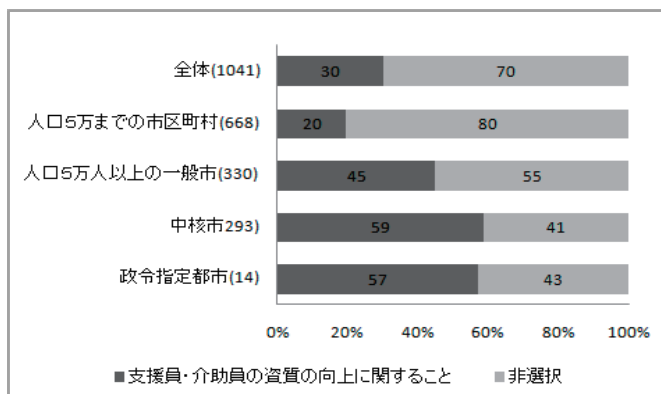


図7-27 支援員・介助員の資質の向上に関すること (%)

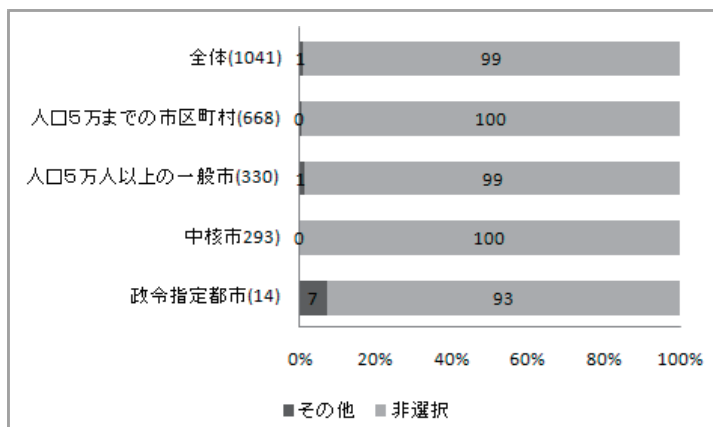


図7-28 その他(%)

その他の回答では、各校内支援体制が不十分で、支援員（ヘルパー）の要請が多いが十分に派遣できないのが実態、介助員を配置する基準の明確化、業務内容の整理、支援員の配置の頻度と継続性、校内での位置付け、支援員の配置の頻度と継続性、守秘義務、職務上の義務の管理、教員との連携に関することなどの記述があった。また、交付税措置ではなく、財源の補助があれば、より充実できるのでないかと思われるなどの記述が見られた。

（５）特別支援教育への教育ボランティアの活用について

特別支援教育を進めるために教育ボランティアの活用が、各地域で進められている。しかし、適切な人材の確保や研修などの課題がある。各学校独自の取組や教育委員会の取組も進められている。

この調査では、教育委員会が行っている特別支援教育への教育ボランティアの活用の状況について尋ねた。

教育委員会として、教育ボランティアを募集し活用している市区町村は、全体の約9%と少なかった。募集しない理由として、各学校に委ねているとの回答が多かった。

募集し活用している場合の教育ボランティアの資質・経験については、大学生、大学院生などを活用しているとの回答が多かった。大学院生や大学生の活用には、地域内に大学などがあるかどうかなど地域リソースの状況が大きな要因となる。

教育ボランティアの活動は、児童生徒への個別的支援を行うとの回答が多かった。

教育ボランティアに関する経費では、保険等の加入費用を支出が多く、また、特に支出しないとの回答も多かった。

教育ボランティアの資質向上に関する取組では、活動内容や留意事項の説明を行うことが多く、情報交換や研修の場を設けている回答は少なかった。

教育ボランティアに関する課題は、適切な人材の確保が多く、地域の状況が要因となることになるが、大学などのない地域では、退職教員や高齢者などの活用も含め、それぞれの地域の状況を踏まえた人材の活用が検討される必要がある。

教育ボランティアの活用について

教育ボランティアを募集し活用している

教育委員会が行う

各学校に委ねている

教育ボランティアの資質・経験

教育ボランティアの活動

教育ボランティアに関する経費

教育ボランティアの資質向上に関する取組

教育ボランティアに関する課題

全体の約9%

全体の約37%

大学生、大学院生などを活用

児童生徒への個別的支援

保険等の加入費用を支出

活動内容や留意事項の説明

1. 教育委員会の教育ボランティアの募集・活用状況

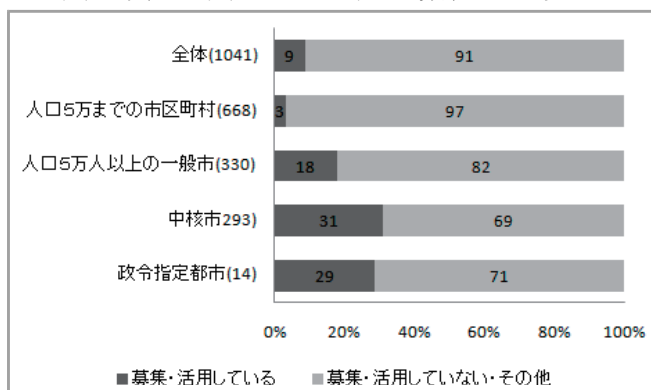


図8-1 教育委員会の教育ボランティアの募集・活用の有無(%)

教育委員会が募集し、教育ボランティアとして活動している人数を尋ねた。人数が1以上の回答を募集しているとして整理した。募集し活用している市区町村は、全体の約9%であった。

2. 教育委員会として教育ボランティアを募集しない理由

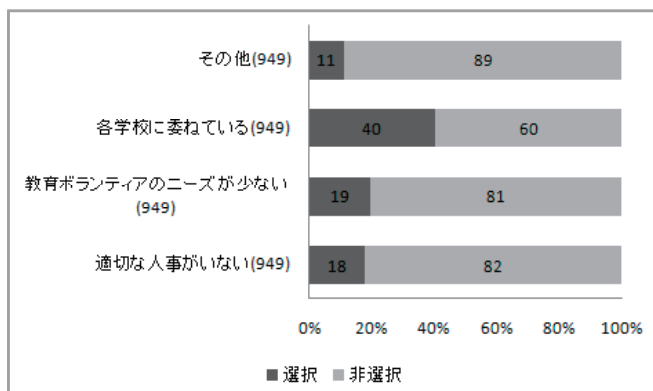


図8-2 教育委員会として教育ボランティアを募集しない理由(全体)(%)

教育委員会として教育ボランティアを募集しない理由について、①適切な人材がない、②教育ボランティアのニーズが少ない、③各学校に委ねている、④その他の各選択肢を設け、複数選択により尋ねている。

教育委員会として教育ボランティアを募集しない理由として、各学校に委ねているとの回答が、全体として多かった。

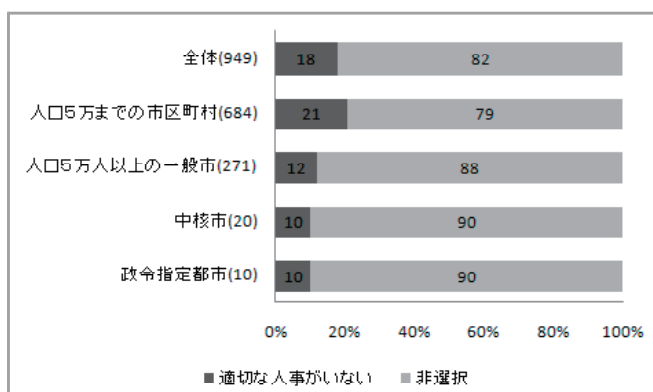


図8-3 適切な人材がない(%)

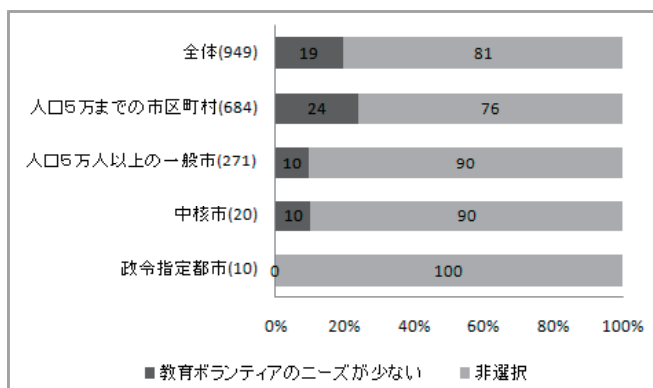


図8-4 教育ボランティアのニーズが少ない(%)

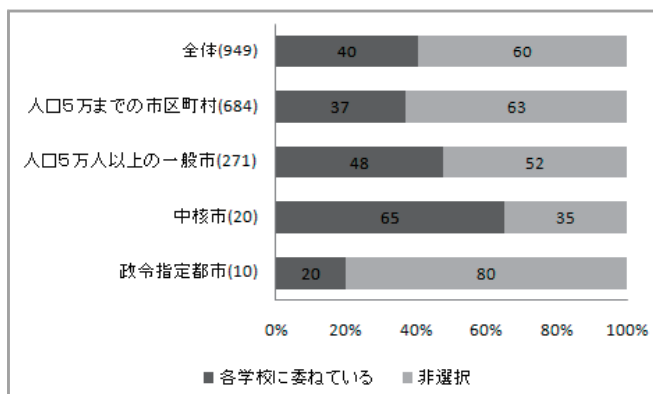


図8-5 各学校に委ねている(%)

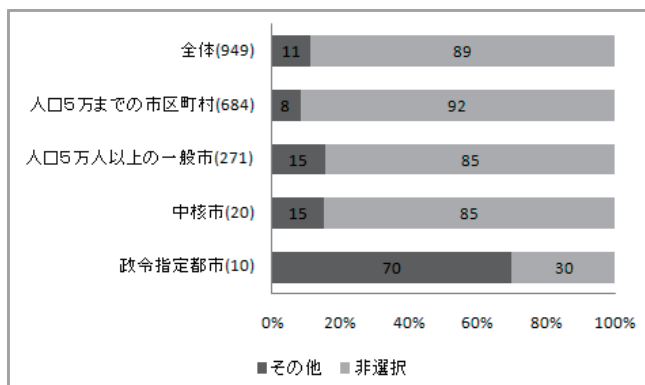


図8-6 その他(%)

その他の回答では、(1)特別支援教育に限定せず学校支援全般へボランティアとして募集している。特別支援教育に限ったボランティアは社会的認知が困難、(2)現在、検討している。平成19年度より実施する。(3)教育委員会はHP等で募集の支援をしているが、各学校で募集をしている。(4)県の学生ボランティアを活用している。(5)補助員、支援員等ボランティア以外の方法で対応している。(6)県教育委員会で開催しているものを利用している。(7)大学との連携による事業「スクールサポーター事業」を展開している。(8)社会福祉協議会にて募集している。(9)保険等の問題があり、その財源が確保されない。(10)現在は特に必要性を感じていない。(11)学校のニーズとボランティアに依頼できる活動との調整など受入体制が未整備、(12)経費なども含め、受入体制が未整備で募集できない。(13)個人情報、支援者の資質の問題等があり、ボランティアの募集はしていない。などが回答されていた。

3. 教育ボランティアの状況の実際について(資格・資質)

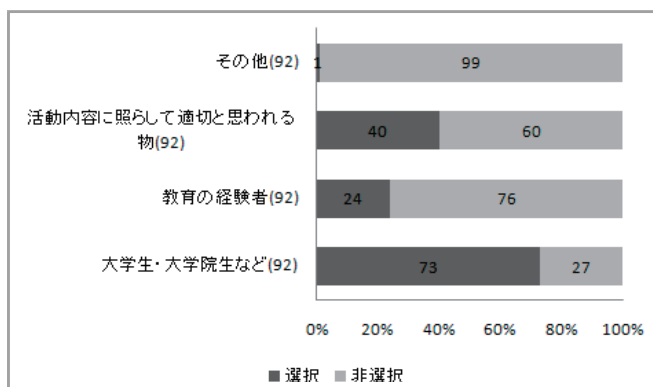


図8-7 教育ボランティアの資質・経験(全体)(%)

教育ボランティアの状況の実際について、①大学生、大学院生などの学生にお願いしている、②子どもの教育等について経験のある方にお願いしている、③特に資格や経験はないが活動内容に照らして適切と思われる方にお願いしている、③その他の各選択肢を設け、複数選択により尋ねている。全体として、大学生・大学院生などを活用しているとの回答が多かった。

N=92

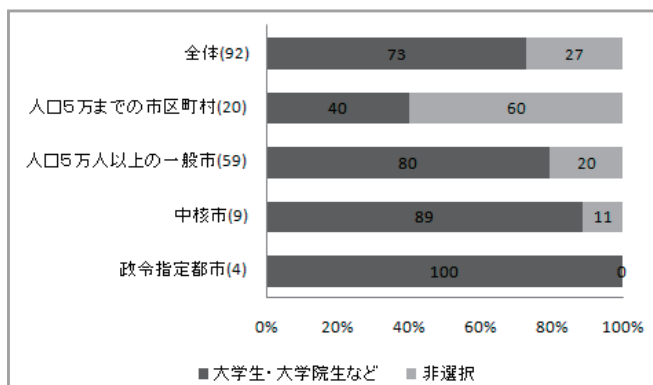


図8-8 大学生・大学院生など(%)

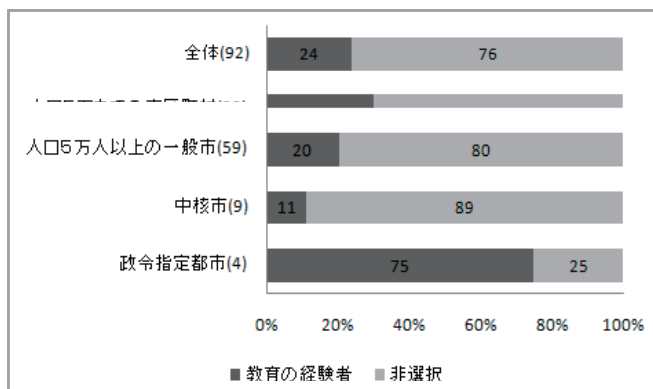


図8-9 教育経験者(%)

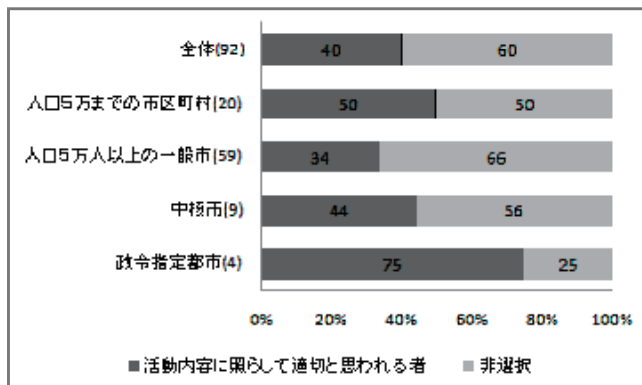


図8-10 活動内容に照らして適切と思われる者(%)

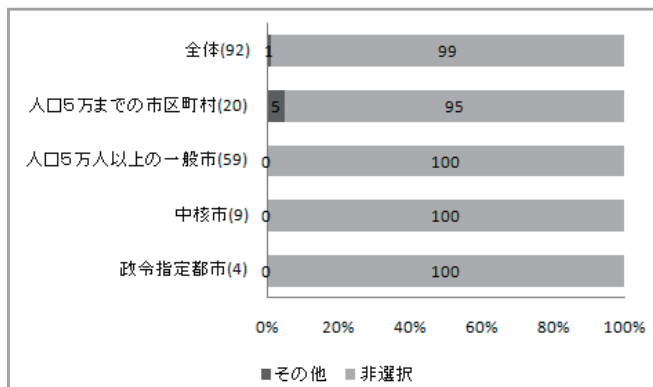
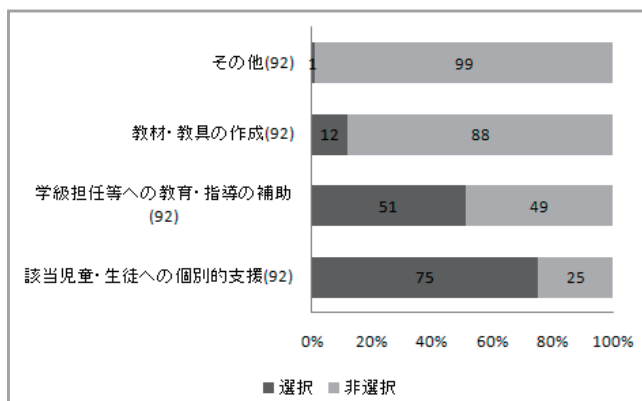


図8-11 その他(%)

4. 教育ボランティアの活動の実際



教育ボランティアの活動実際について、①該当児童・生徒への個別的支援、②学級担任等への教育・指導の補助、③教材・教具の作成、④その他の各選択肢を設け、複数選択により尋ねている。全体として児童生徒への個別的支援を行うという回答が多かった。

N=92

図8-12 教育ボランティアの活動の実際(全体)(%)

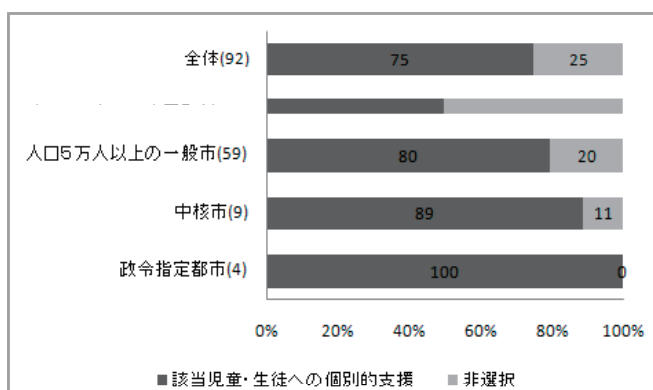


図8-13 該当児童・生徒への個別支援(%)

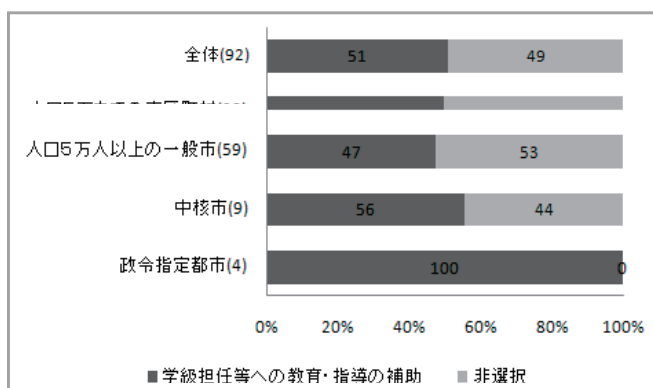


図8-14 学級担任等への教育・指導の補助(%)

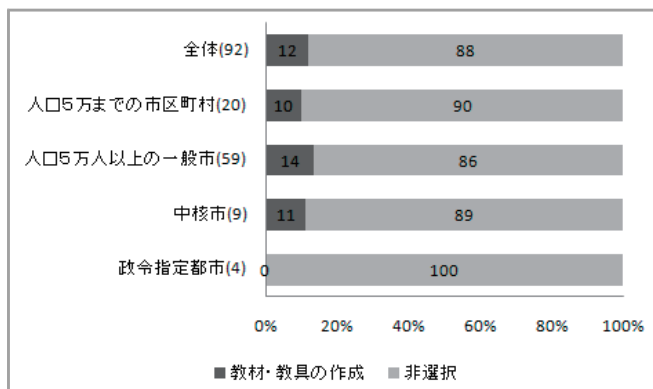


図8-15 教材・教具の作成(%)

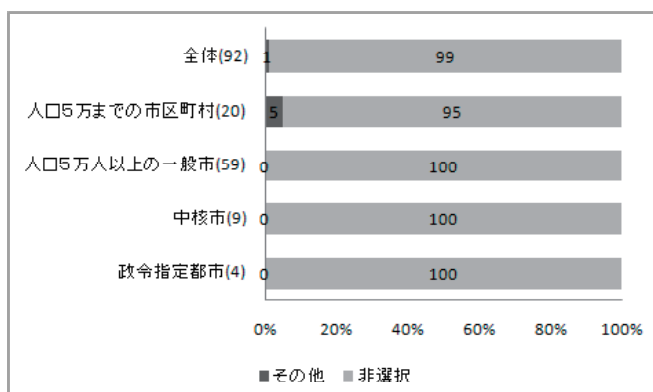
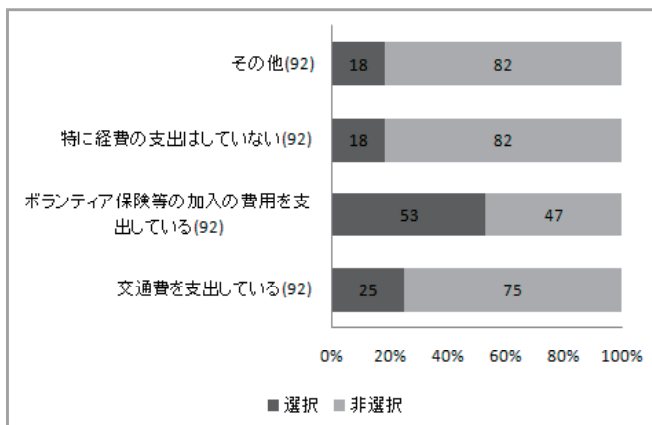


図8-16 その他(%)

5. 教育ボランティアに関する経費



教育ボランティアに関する経費について、①交通費を支出している、②ボランティア保険等の加入の費用を支出している、③特に経費の支出はしていない、④その他の各選択肢を設け、複数選択により尋ねている。

ボランティア保険等の加入の費用を支出しているとの回答が多い。

N=92

図8-17 教育ボランティアに関する経費(全体) (%)

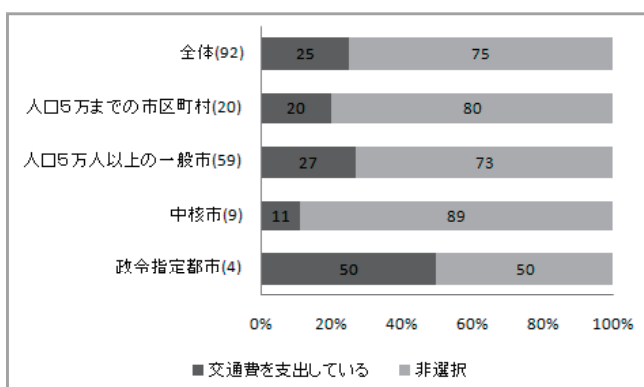


図8-18 交通費を支出している (%)

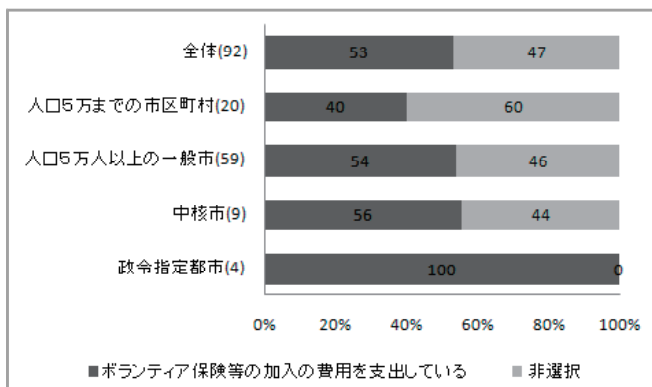


図8-19 ボランティア保険等の加入の費用を支出している (%)

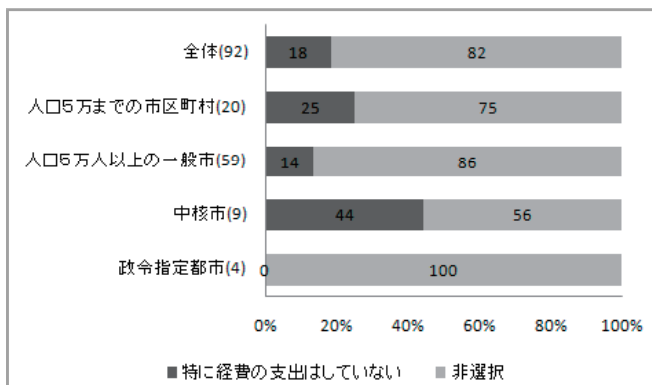


図8-20 特に経費の支出はしていない (%)

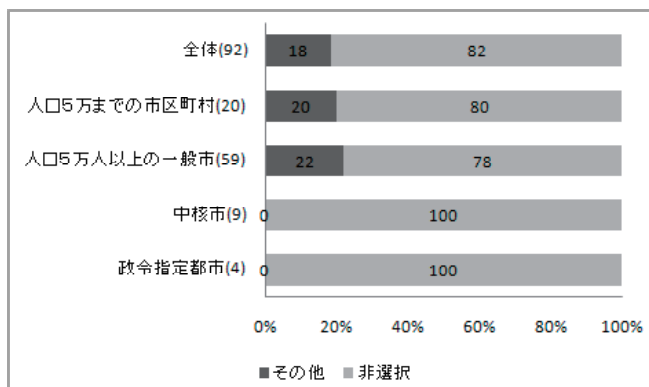


図8-21 その他(%)

6. 教育ボランティアの活動の充実に関する取組

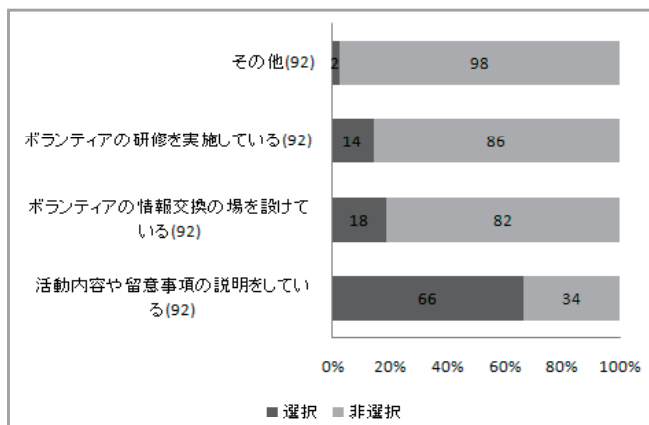


図8-22 教育ボランティアの活動の充実に関する取組(全体)(%)

その他の回答では、謝金・報償費等を支出（時給 500 円、時給 1000 円、1 回 1700 円、1 日 1000 円、1 回 2 時間 1000 円、4 時間 2000 円、時給 500 円 1 回あたり 2000 円）、市の臨時職員として採用し、報酬として対応している。交通費相当分を支出している。図書券を渡す。大学側で保険費用を支出している。給食を支給などの記述があった。

教育ボランティアの活動の充実に関する取組について、①活動内容や留意事項の説明をしている、②ボランティアの情報交換の場を設けている、③ボランティアの研修を実施している、④その他の各選択肢を設け、複数選択により尋ねている。

全体として、活動内容や留意事項の説明をしているとの回答は多い。

情報交換や研修の場を設けるとの回答は少なかった。

N=92

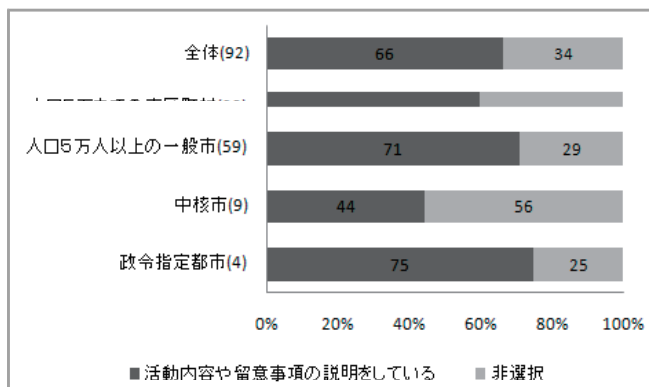


図8-23 活動内容や留意事項の説明をしている(%)

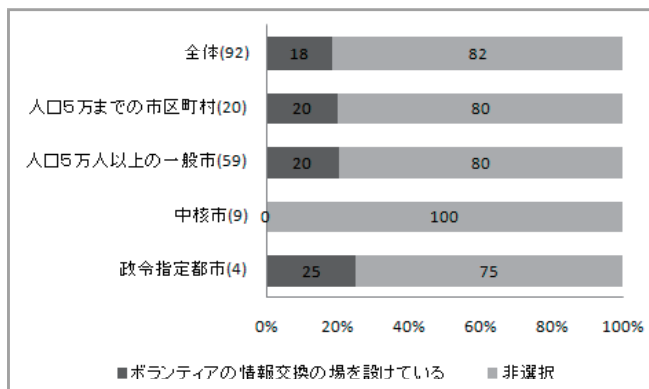


図8-24 ボランティアの情報交換の場を設けている(%)

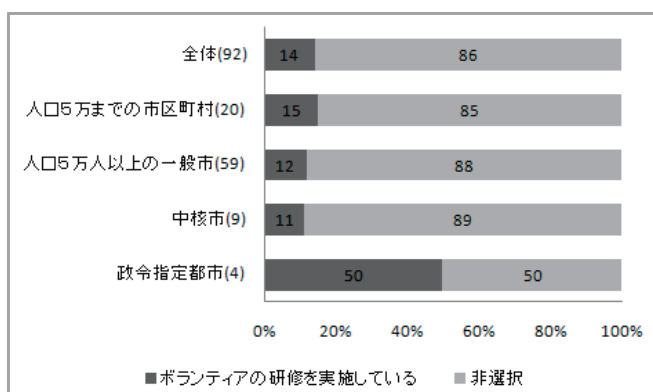


図8-25 ボランティアの研修を実施している(%)

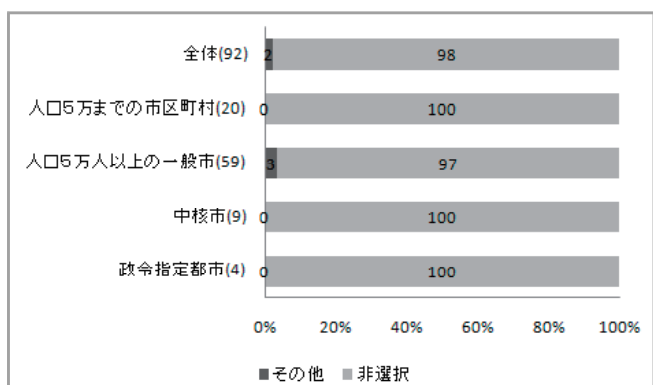


図8-26 その他(%)

7. 教育ボランティアに関する課題

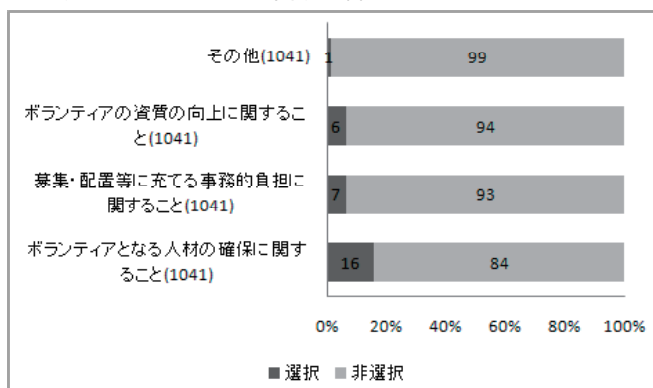


図8-27 教育ボランティアに関する課題(全体)(%)

教育ボランティアに関する課題について、①ボランティアとなる人材の確保に関すること、②募集・配置等に充てる事務的負担に関すること、③ボランティアの資質の向上に関すること、④その他の各選択肢を設け、複数選択により尋ねている。

全体として、適切な人材の確保を課題とする回答が多かった。

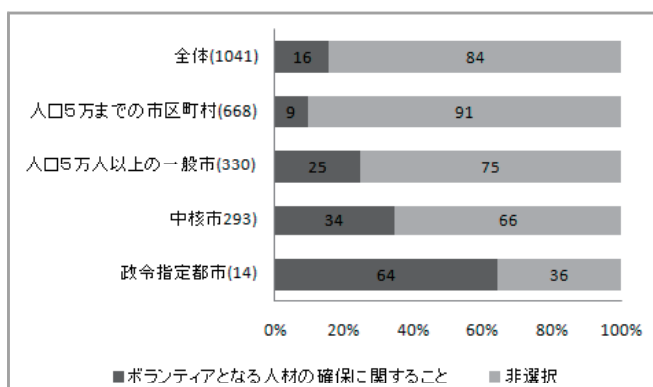


図8-28 教育ボランティアとなる人材の確保に関すること(%)

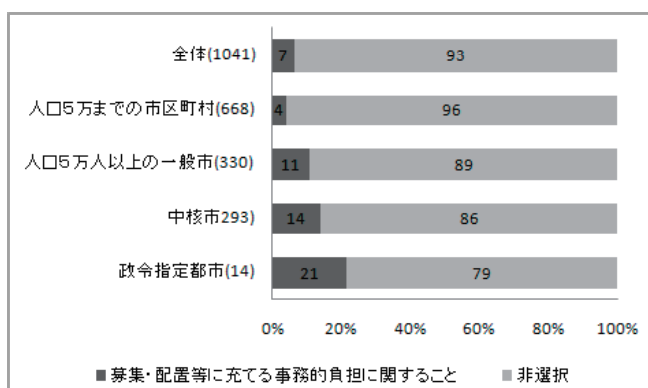


図8-29 募集・配置に充てる事務的負担に関すること(%)

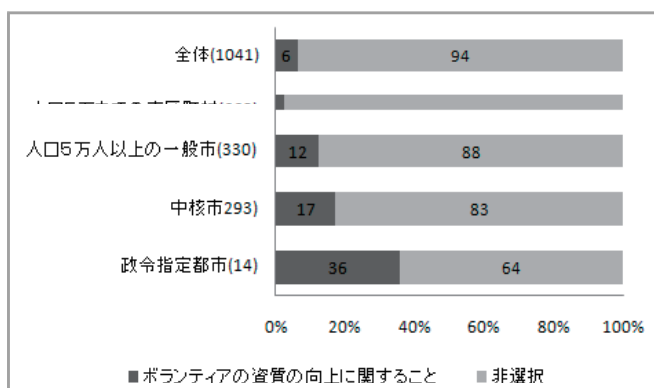


図8-30 ボランティアの資質の向上に関すること(%)

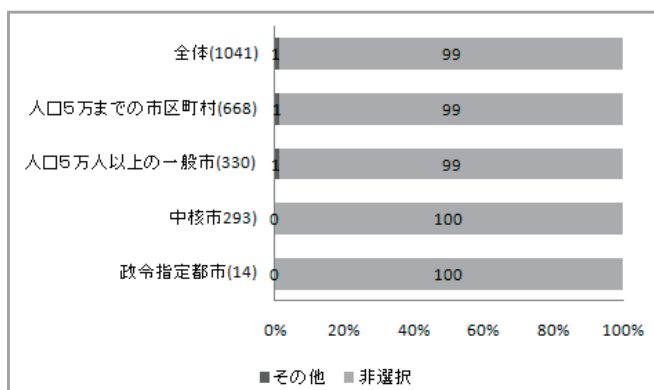


図8-31 その他(%)

(6) 特別支援教育に関する教職員の資質向上に向けた取組

教員研修は、任命権者の役割とされている。小・中学校の教員の研修の多くは任命権者の都道府県や政令指定都市が行っている。地方自治法による権限の規定により、中核市も管下の教職員の研修を行うこととなっている。その他の市区町村では、地方公務員法により、職員の研修を行うことが定められ、小・中学校の教職員の研修に関わる法的根拠となっている。

特別支援教育に関する教員研修は、任命権者が行うとともに、設置者である市区町村教育委員会が行っている。この調査では、市区町村が行っている特別支援教育に係る教員研修の状況について尋ねた。

特別支援教育に関する教員研修の実施状況では、特別支援教育コーディネーターの研修を実施しているとの回答が市区町村全体の約 51 %であった。人口 5 万人以上の一般市（政令指定都市、中核市を除く）では、約 72 %であるのに対して、人口が 5 万人未満の市区町村では、約 38 %と少ない。

全職員を対象として理解啓発の研修を実施しているとの回答は、全体の約 41 %であった。人口 5 万人以上の一般市（政令指定都市、中核市を除く）では、約 47 %であるのに対して、人口が 5 万人未満の市区町村では、約 35 %と少ない。

また、管理職の研修を実施しているとの回答は、市区町村全体の約 26 %であった。その他、特別支援教育に関する研修を他の研修の中で取り扱っているとの回答も、全体の約 45 %であった。

研修に関しては、都道府県等が行う研修と市区町村が行う研修の役割の区分が課題となっている。特別支援教育コ

ーディネーターなど地域や学校の中心となる教職員の研修は、都道府県で行うとともに、その研修を受けた教職員を指導者として、市区町村の研修を行うなどの取組を進める地域もある。

特別支援教育に関する資料の作成と配布の状況では、特別支援教育に関しての理解啓発や理解と指導に関する研修の資料など提供は、各小・中学校を設置する市区町村の多くが取り組んでいる。

この調査では、理解啓発の資料を作成し、配布していると回答した市区町村が、全体の約 23 %、障害のある児童生徒の理解と指導に関する資料を作成し、配布していると回答した市区町村が、全体の約 15 %と少なかった。

約 89 %の市区町村が、都道府県等から提供された資料を配付すると回答していた。

特別支援教育に関する研究活動の実施状況では、学校に委嘱していると回答した市区町村が、全体の約 11 %、教員に委嘱しているとの回答が、全体の約 11 %と少なく、他の研究活動の中で行っているとの回答は、全体の約 33 %あった。人口 5 万人未満の市区町村では、学校に委嘱していると回答した市区町村が、約 5 %、教員に委嘱しているとの回答が、全体の約 8 %と少なく、他の研究活動の中で行っているとの回答は、約 34 %あった。

研修など教員の資質向上に関する課題では、研修を企画するための知見や情報の確保、担当者の時間の確保について、それぞれ全体の約 47 %、約 52 %が回答され、財源の確保については、約 37 %に留まっていた。

特別支援教育に関する教職員の資質向上に向けた取組

特別支援教育に関する研修

特別支援教育コーディネーター研修	全体の約 51 %が実施 人口 5 万人未満の市区町村では、約 38 %
全職員を対象とした理解啓発の研修	全体の約 40 %が実施 人口 5 万人未満の市区町村では、約 35 %

研修資料の作成配布

理解啓発資料の作成・配布	全体の約 23 %
理解指導資料の作成・配布	全体の約 15 %
都道府県が作成した資料を配付	全体の約 89 %

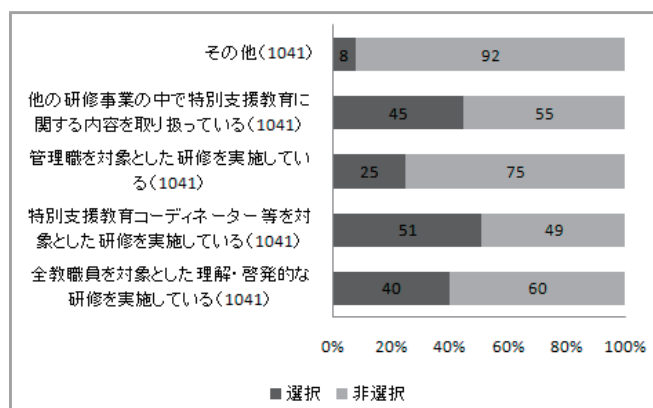
特別支援教育に関する研究活動の実施

学校に委嘱している	全体の約 11 %
教員に委嘱している	全体の約 11 %
他の研究活動の中で行っている	全体の約 34 %

研修など教員の資質向上に関する課題

担当者の時間の確保、企画の情報の確保が課題

1. 特別支援教育に関する教員研修の実施状況



特別支援教育に関する教員研修の実施状況については、特別支援教育コーディネーターの研修を実施しているとの回答が全体の約 51 %であった。管理職の研修を実施しているとの回答は、全体の約 25 %で少なかった。

N=1041

図9-1 特別支援教育に関する教員研修の実施状況(全体)(%)

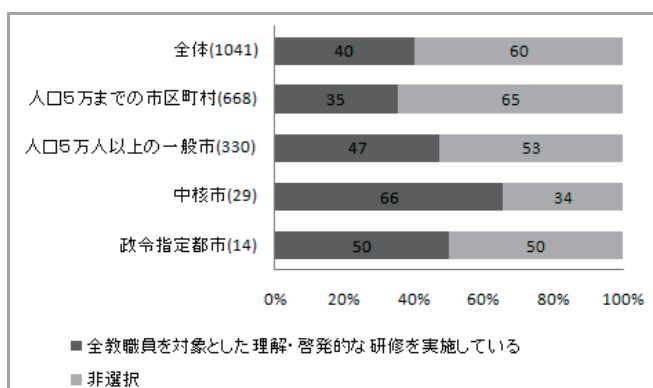


図9-2 全教職員を対象とした理解・啓発的な研修を実施している(%)

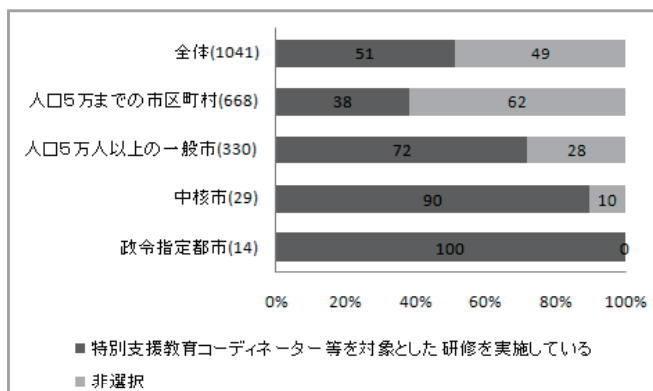


図9-3 特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修を実施している(%)

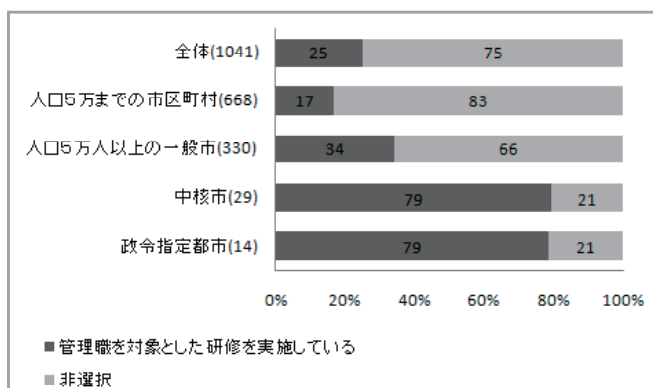


図9-4 管理職を対象とした研修を実施している(%)

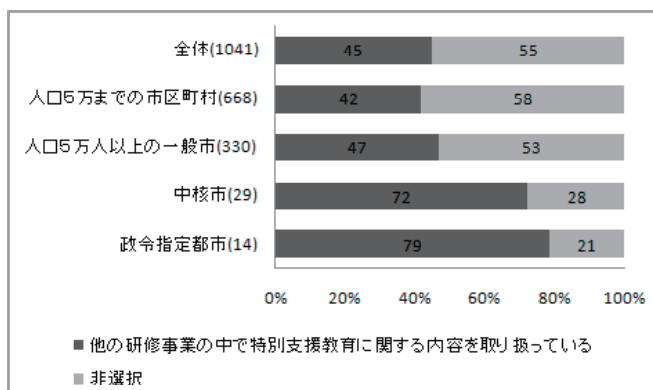


図9-5 他の研修事業の中で特別支援教育に関する内容を取り扱っている(%)

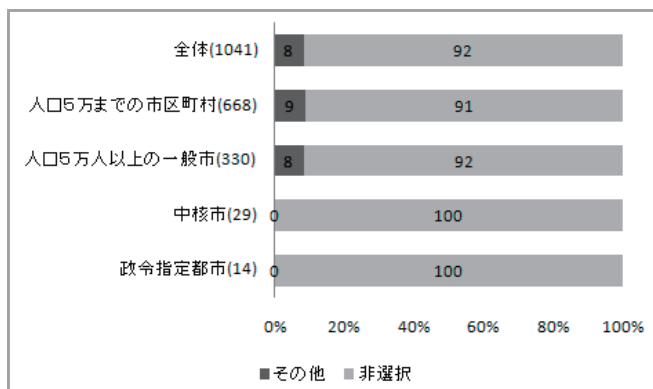


図9-6 その他(%)

2. 特別支援教育に関する資料の作成と配布の状況

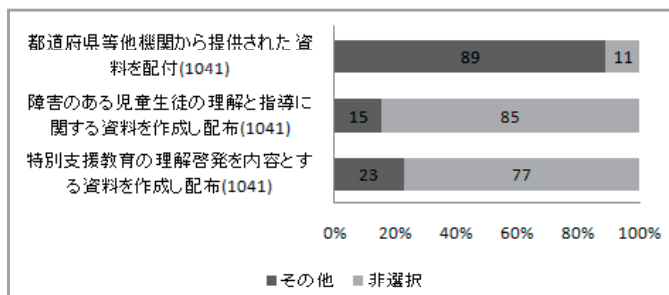


図9-7 特別支援教育に関する資料の作成と配布の状況(全体)(%)

その他の回答は、都道府県の研修に参加しているが全体の半数近くを占めている。その他、校内研修を実施している（予算を付けた、特別支援教育コーディネーターが校内で研修を推進）、指導主事が訪問し指導、特殊学級設置校での研修を情報交換を実施、福祉課と連携した事業の中で全教職員・保護者を対象とした研修を実施、市教委独自の教職員へのサポートガイドの作成などが回答されていた。

特別支援教育に関する資料の作成と配布の状況では、理解啓発の資料を作成し、配布していると回答した市区町村が、全体の約 23 %、障害のある児童生徒の理解と指導に関する資料を作成し、配布していると回答した市区町村が、全体の約 15 %と少なかった。約 89 %の市区町村が、都道府県等から提供された資料を配付すると回答していた。
N=1041

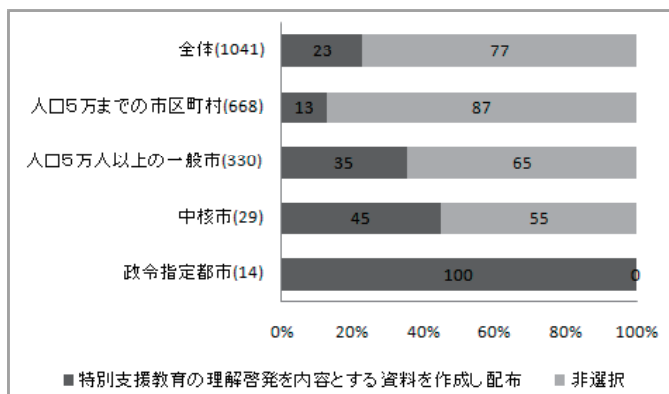


図9-8 特別支援教育の理解啓発を内容とする資料を作成し配布(%)

特別支援教育の理解啓発を内容とする資料の作成と配布、障害のある児童生徒の理解と指導に関する資料を作成し配布とも、実施しているとの回答の割合は、人口5万人未満の市区町村では、それぞれ約 13 %、8 %と少なかった。

※2

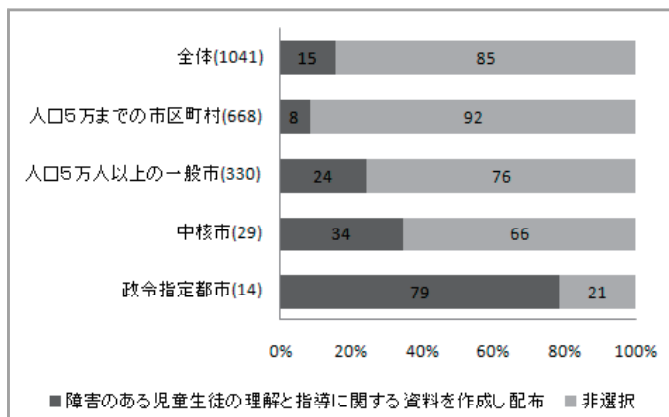


図9-9 障害のある児童生徒の理解と指導に関する資料を作成し配布(%)

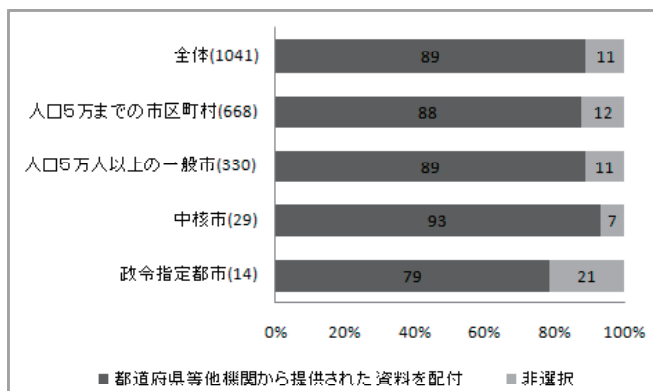
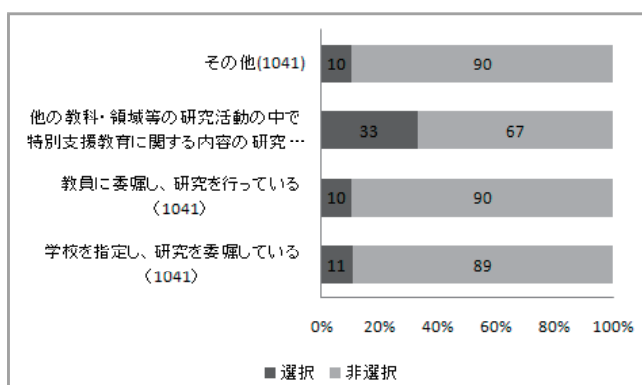


図9-10 都道府県等他機関から提供された資料を配付 (%)

3. 特別支援教育に関する研究活動の実施状況



特別支援教育に関する研究活動の実施では、全体としては、活動を行っているとの回答は少なかった。

特別支援教育に関する研究活動を他の教育活動の中で行うとの回答が多かった。

N=1041

図9-11 特別支援教育に関する研究活動の実施状況(全体) (%)

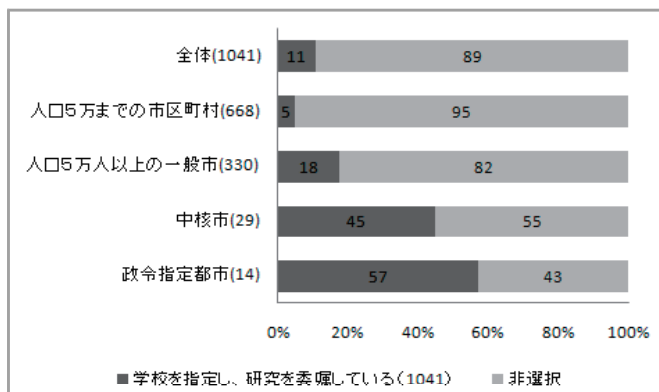


図9-12 学校を指定し、研究を委嘱している (%)

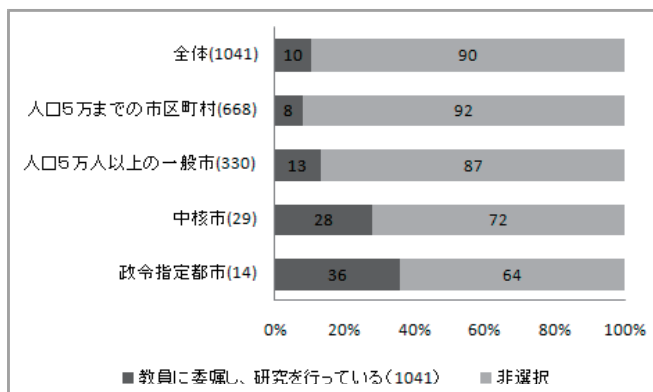


図9-13 教員に委嘱し、研究を行っている (%)

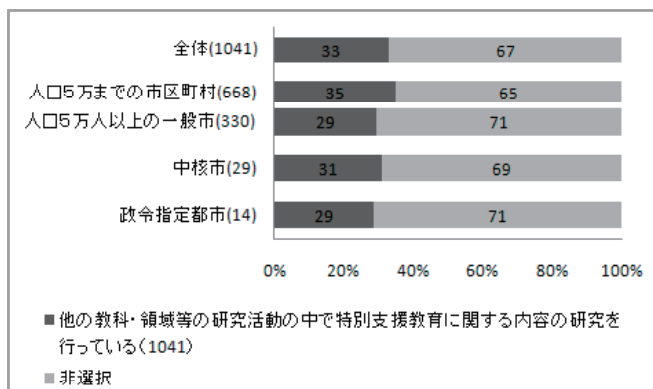


図9-14 他の教科・領域等の研究活動の中で特別支援教育に関する内容の研究を行っている(%)

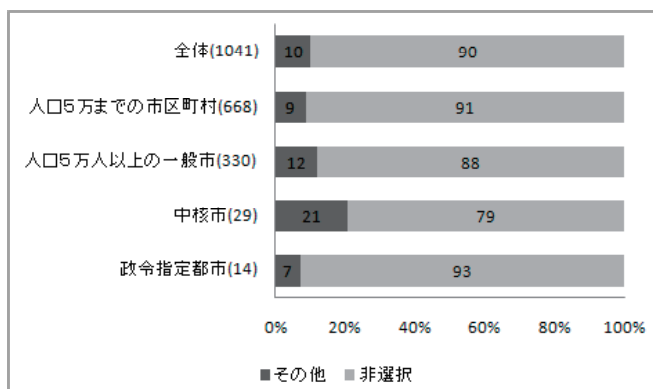


図9-15 その他(%)

その他の回答では、各学校の校内研究で実施している、市内全体で特別支援教育に取り組んでいる、市教育研究所、市教育委員会で研究を行っている、市の学校教育研究会の特別支援教育部などで研究活動を行っている、都道府県の指定を受けて研究を行っている、内地留学教員の研究発表を行っているなどの記述があった。

4. 研修など教員の資質向上に関する課題

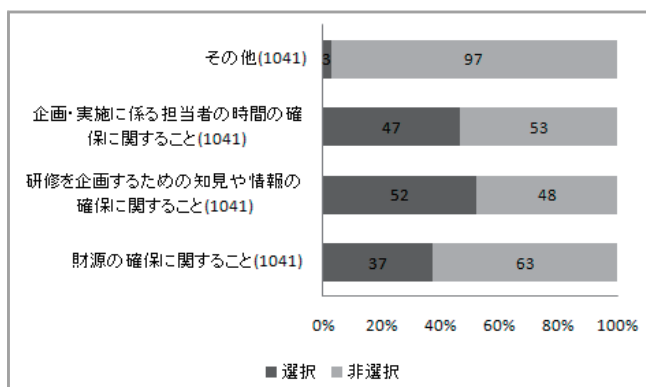


図9-16 研修など教員の資質向上に関する課題(全体)(%)

研修など教員の資質向上に関する課題では、研修を企画するための知見や情報の確保、担当者の時間の確保、財源の確保について尋ねている。

研修を企画するための知見や情報の確保、担当者の時間の確保について、それぞれ約 47 %、52 %が回答されていた。

財源の確保については、約 37 %に留まっていた。

N=1041

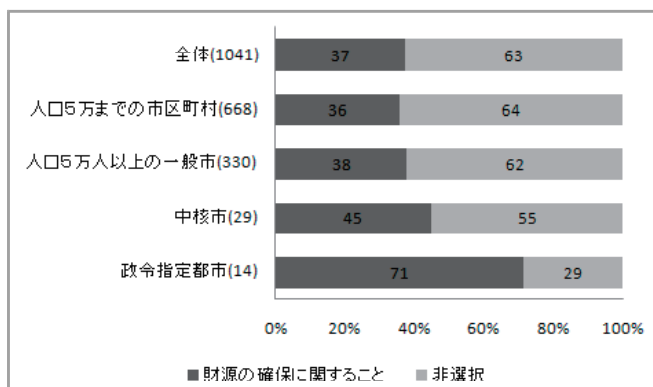


図9-17 財源の確保に関すること(%)

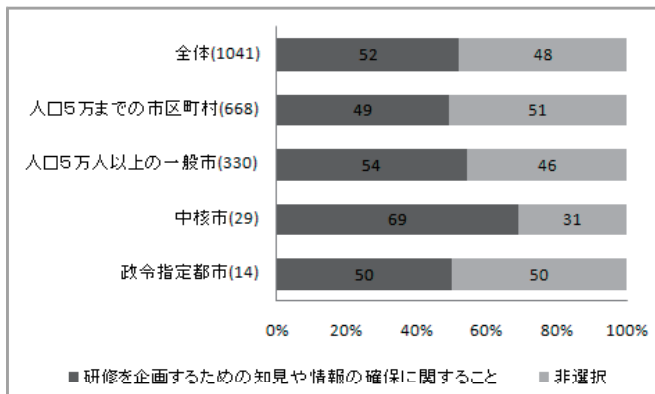


図9-18 研修を企画するための知見や情報の確保に関すること(%)

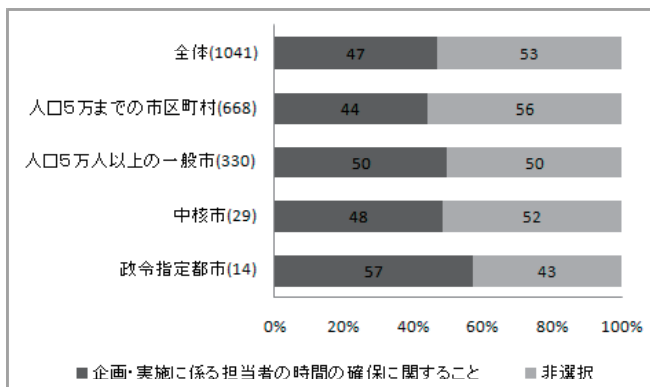


図9-19 企画・実施に係る担当者の時間の確保に関すること(%)

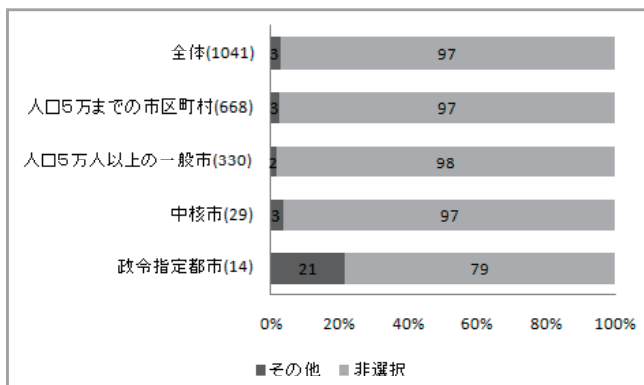


図9-20 その他(%)

その他の回答では、次のような記述があった。

- (1) 教員の意識や理解の課題として、資質向上の基礎となる意識が薄い教諭の存在、特別支援教育に対する教職員、保護者、児童生徒の意識の向上、特学未設置校や、特学担当外の教職員に対する、特殊支援教育に対する理解の深化。
- (2) 企画実施の課題として、講師の選任、依頼、研修日程の調整を確保、財源が十分でないこと、効果的な資質向上の方法、市教育センター研修係。
- (3) 教育委員会側の課題として、学校教育課の人手不足、教職員の理解を深める研修等に対する多くの要請があるが、担当者の人数的な余裕が少なく十分に対応できていない。
- (4) 学校側の課題として、教職員に求められる研修領域が多いため、研修に参加する時間確保が困難であること、学校ぐるみで研修するための時間確保に関すること、悉皆研修とした場合の負担荷重の是正、一部教員への負担荷重。

(7) 個別の指導計画・個別的教育支援計画の策定について

個別的教育支援計画は、一人一人のニーズに応じる支援を行うためのツールの一つである。特別支援教育を支える仕組みの一つとして提言されている。個別の指導計画は、一人一人の障害の状況に応じた指導を行うために計画されるものである。個別的教育支援計画の策定、個別の指導計画の作成について、教育委員会としての取組について尋ねた。

個別の指導計画の作成の取組では、様式や様式例を示しているとの回答が全体の約 63 %あった。人口 5 万人以上の一般市（政令指定都市、中核市を除く）では、約 75 %であるのに対して、人口が 5 万人未満の市区町村では、約 50 %と少ない。各学校に策定するように通知しているとの回答が全体で、約 44 %あった。人口 5 万人以上の一般市（政令指定都市、中核市を除く）では、約 79 %であるのに対して、人口が 5 万人未満の市区町村では、約 55 %と少ない。

また、個別の教育支援計画の策定の取組では、様式や様式例を示しているとの回答が全体の約 52 %であった。人口 5 万人以上の一般市（政令指定都市、中核市を除く）では、約 57 %であるのに対して、人口が 5 万人未満の市区町村では、約 47 %であった。各学校に策定するように通知しているとの回答が約 44 %あった。人口 5 万人以上の一般市（政令指定都市、中核市を除く）では、約 50 %であるのに対して、人口が 5 万人未満の市区町村では、約 40 %と少ない。

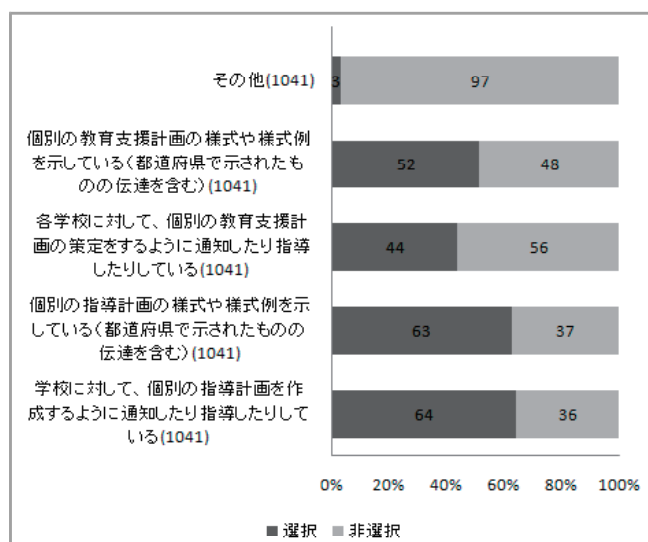
個別の教育計画の策定よりも、個別の指導計画の作成に関する取組が進んでいる。

個別の指導計画・個別の教育支援計画の策定に関する課題では、全体として、策定、作成のための時間が十分確保されないとする回答が多く、約 50 %あった。

個別の指導計画・個別の教育支援計画の策定

個別の教育支援計画の策定への取組	様式や様式例を示している	全体の約 52 %
	策定を通知	全体の約 44 %
個別の指導計画の作成への取組	式や様式例を示している	全体の約 63 %
	作成を通知	全体の約 64 %
策定・作成に関する課題	作成・策定のための時間の確保が課題	

1. 個別の指導計画・個別の教育支援計画の策定への取組



個別の教育支援計画の策定の取組では、様式や様式例を示しているとの回答が全体の約 52 %、各学校に策定するように通知しているとの回答が約 44 %あった。

また、個別の指導計画の作成の取組では、様式や様式例を示しているとの回答が全体の約 63 %、各学校に作成するように通知しているとの回答が約 64 %あった。

N=1041

図10-1 個別の指導計画・個別の教育支援計画の策定(全体)(%)

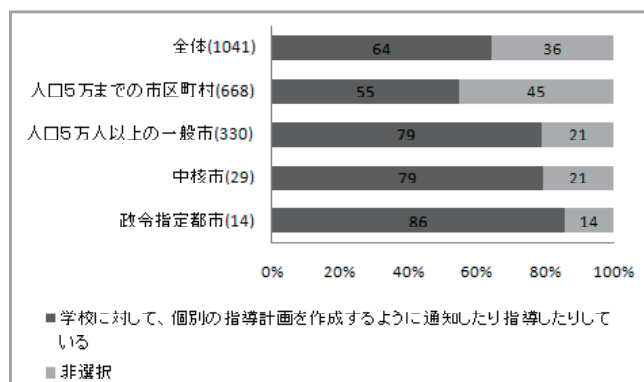


図10-2 各学校に対して、個別の指導計画の策定をするように通知・指導している(%)

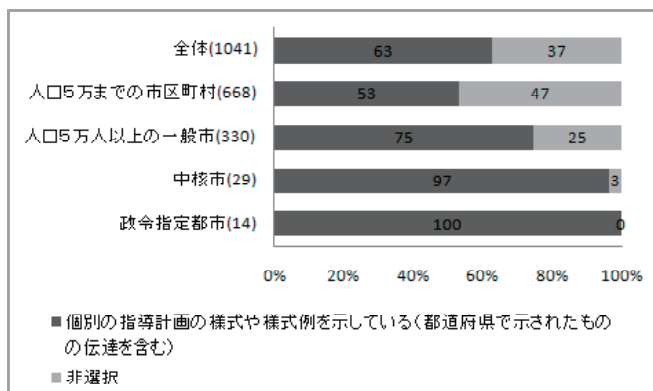


図10-3 個別の指導計画の様式や様式例を示している(%)

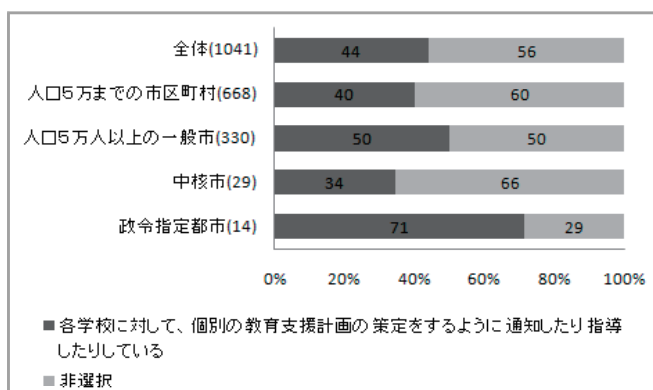


図10-4 各学校に対して、個別の教育支援計画の策定をするように通知・指導している(%)

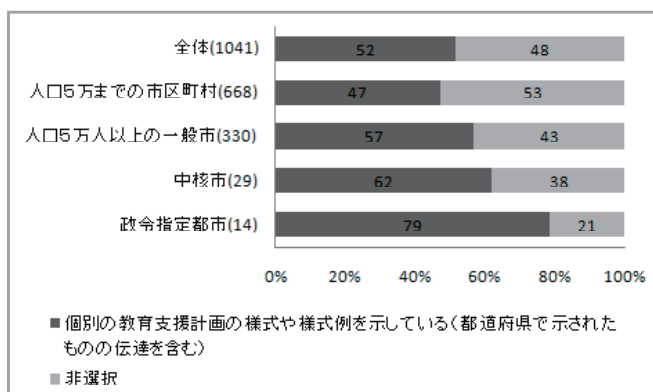


図10-5 個別の教育支援計画の様式や様式例を示している(%)

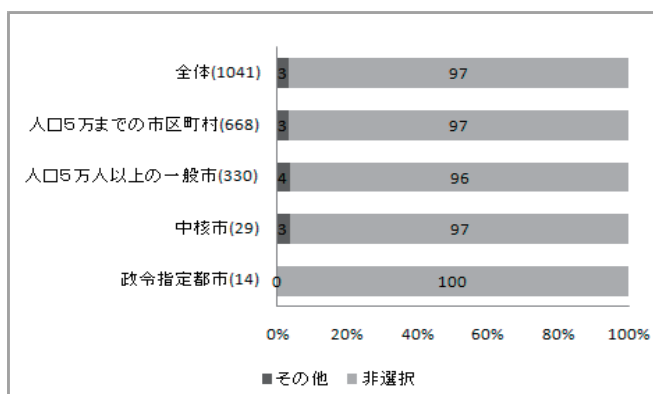


図10-6 その他(%)

その他の回答では、個別の教育支援計画は幼・小においてモデル校園を指定し、策定を進めている、特別支援学級について個別の指導計画を作成するよう幾つかの様式を提示し指導している、コーディネーターの研修会で個別の指導計画の形式や作り方について研修した、先進地区を視察し情報提供している、各校独自様式で作成、特殊教育部会での検討個別の指導計画を作成することを各学校にさらに指導する予定などが記述されていた。

2. 個別の指導計画・個別の教育支援計画の策定に関する課題

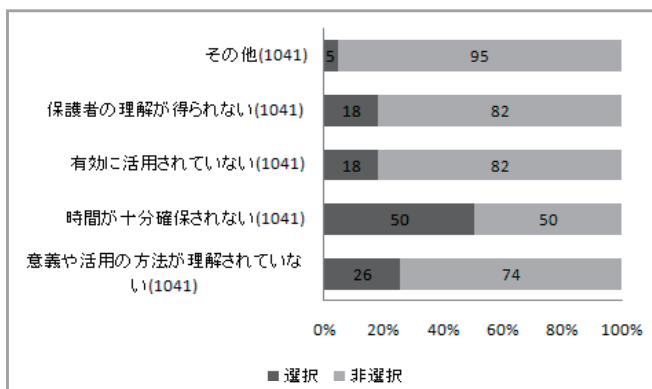


図10-7 個別の指導計画・個別の教育支援計画の策定に関する課題(全体)(%)

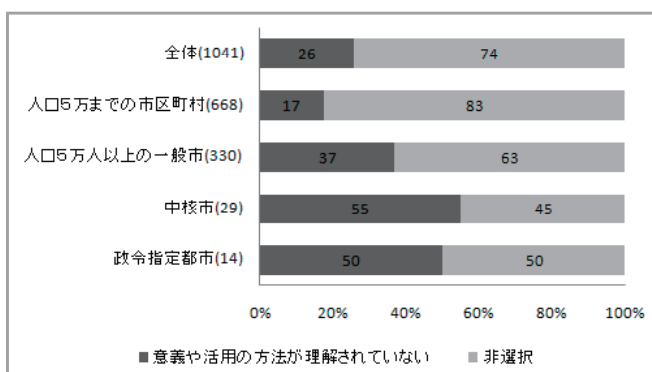


図10-8 個別の指導計画・個別の教育支援計画の意義や活用の方法が理解されていない(%)

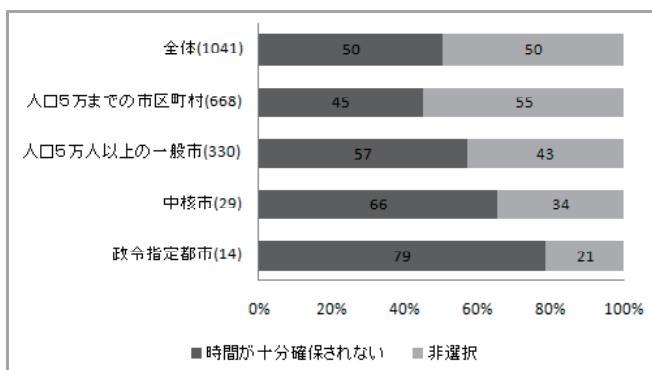


図10-9 個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成・策定の時間が十分確保されない(%)

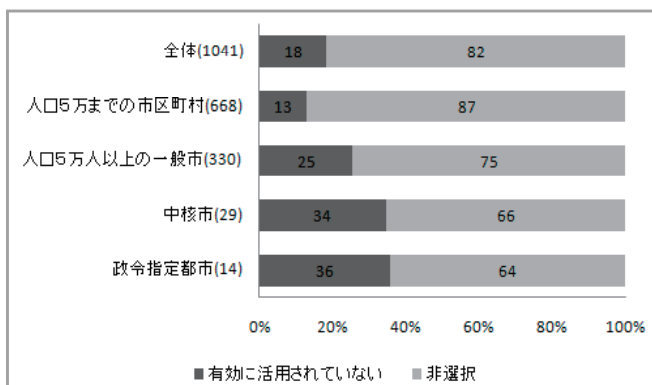


図10-10 個別の指導計画・個別の教育支援計画が有効に活用されていない(%)

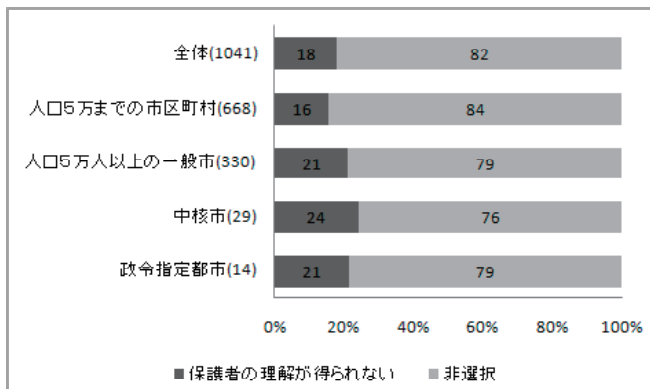


図10-11 個別の指導計画・個別の教育支援計画について保護者の理解が得られない(%)

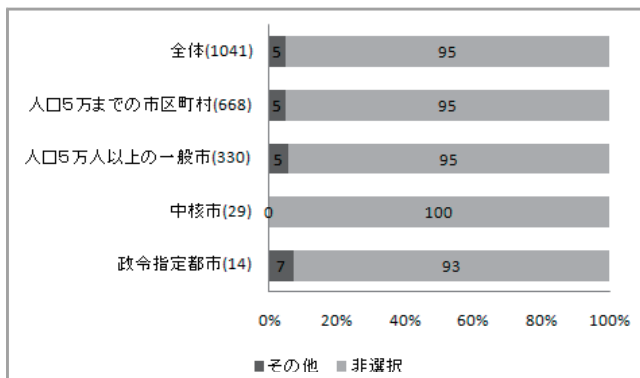


図10-12 その他(%)

その他の回答では、以下のような内容の記述があった。

(1) 個人情報、保護者の理解や連携について、個人情報保護条例による情報の取扱い、保護者が作成するまでは望んでいない。

(2) 関連機関との連携について、教育支援計画のための関係諸機関の連携が十分でない現状がある、作成のための関係機関との時間調整が困難、教育支援計画は、情報の収集(医療面・福祉面)が難しいところがある、特に支援計画に関しては、関係機関との連携がまだ十分でない、支援計画を見通しをもって作成することに困難を感じる、

(3) 専門性について、指導計画を作成する側の力量作成、特別支援教育の専門外の教諭が担当することが多く、経験が不足しがちである、策定するうえで専門的な知識を持つ指導者の確保が必要、

(4) 校内の理解・校内体制について、校内の全ての教職員の共通理解の上で作成されていない学校がある、個別の支援計画を策定するための組織が十分機能していない、臨時的な形で進めるが計画化に時間が必要、

(5) その他、個別の指導計画は、それぞれ策定しており活用も図られている、個別に応じた指導の観点の見直しを進めている、学校によって、理解度、進捗度に温度差がある、各校とも個別生徒指導として20年以前より行っている、幼小中高一貫した整合性のある支援計画の策定。

(8) 交流及び共同学習の推進について

障害者基本法では、「国及び地方公共団体は、障害のある児童及び生徒と障害のない児童及び生徒との交流及び共同学習を積極的に進めることによって、その相互理解を促進しなければならない。(第14条の3)」と示されている。

特別支援教育は、交流及び共同学習の推進と相互に関連し、その推進と理念の実現ができると考えられる。

この調査では、各市区町村の交流及び共同学習の推進への取組の状況を尋ねた。

交流及び共同学習の推進について取り組んでいることでは、各学校に交流及び共同学習の推進について通知しているとの回答が多く、全体の約41%あった。人口5万人以上の一般市(政令指定都市、中核市を除く)では、約46%であるのに対して、人口が5万人未満の市区町村では、約37%と少ない。

また、市区町村の教育目標・教育計画の中で交流及び共同学習の推進について示しているとの回答は、全体の約25%であった。人口5万人以上の一般市(政令指定都市、中核市を除く)では、約36%であるのに対して、人口が5万人未満の市区町村では、約20%と少ない。

交流及び共同学習を進めるための研修を行っているとの回答は、全体の約12%、居住地校交流を進めるための協議の場を設けるとの回答は、全体の約15%と少なかった。交流及び共同学習の推進に関する課題では、学級間・学校間の連絡調整に関することの課題の回答が多く、全体の約40%あった。続いて、実施するための必要な人的資源の確保に関することとの回答が約32%、指導・方法に関する知見・情報の確保との回答が約36%あった。

交流及び共同学習の推進について

交流及び共同学習の推進について取り組んでいること

各学校に交流及び共同学習の推進について通知

全体の約 41 %

教育目標・教育計画の中で交流及び共同学習の推進について示す

全体の約 25 %

交流及び共同学習を進めるための研修

全体の約 12 %

交流及び共同学習の推進に関する課題

学級間・学校間の連絡調整に関すること

全体の約 40 %

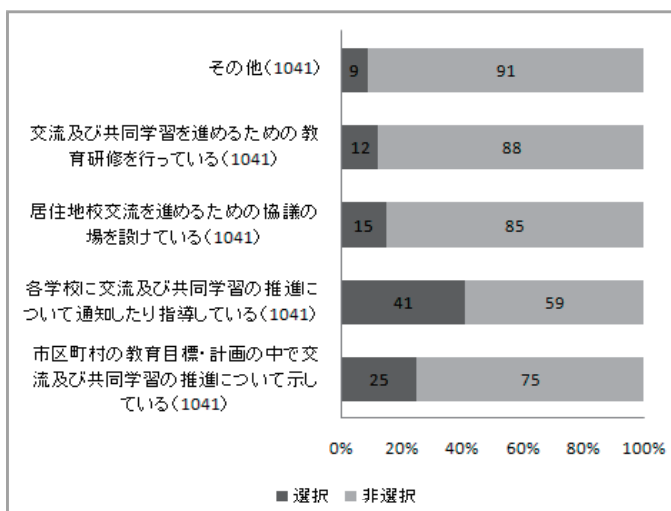
実施するための必要な人的資源の確保に関すること

全体の約 32 %

指導・方法に関する知見・情報の確保

全体の約 36 %

1. 交流及び共同学習の推進について取り組んでいること



交流及び共同学習の推進について取り組んでいることでは、各学校に交流及び共同学習の推進について通知しているとの回答が多く、全体の約 41 %あった。また、市区町村の教育目標・教育計画の中で交流及び共同学習の推進についてはついて示しているとの回答は、全体の約 25 %であった。

交流及び共同学習を進めるための教育研修を行っているとの回答は、全体の約 12 %、居住地校交流を進めるための協議の場を設けるとの回答は、全体の約 15 %と少なかった。

N=1041

図11-1 交流及び共同学習の推進について取り組んでいること(全体)(%)

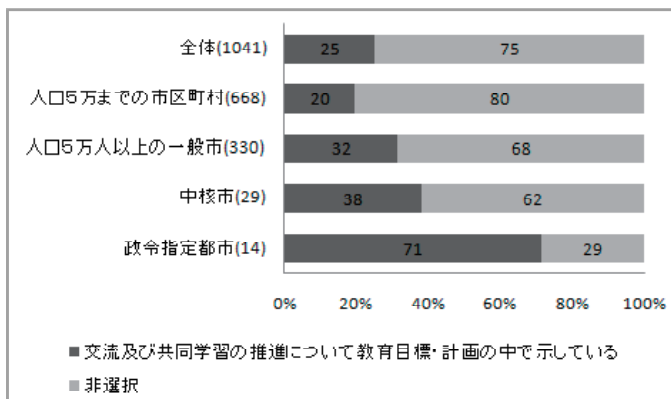


図11-2 教育目標・計画の中で交流及び共同学習の推進について示している(%)

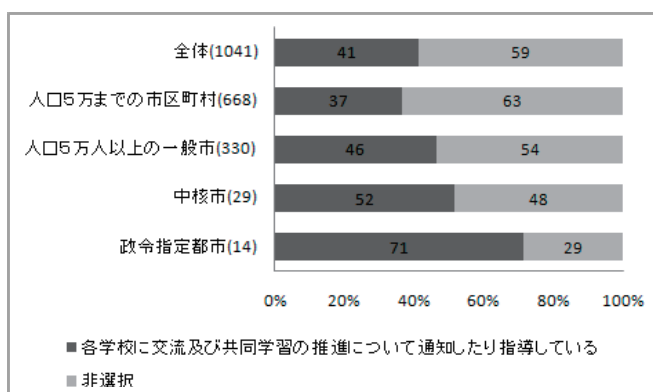


図11-3 各学校に交流及び共同学習の推進について通知したり指導している(%)

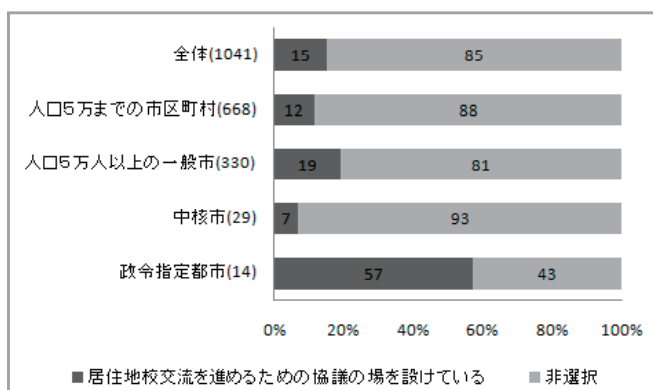


図11-4 居住地校交流を進めるための協議の場を設けている(%)

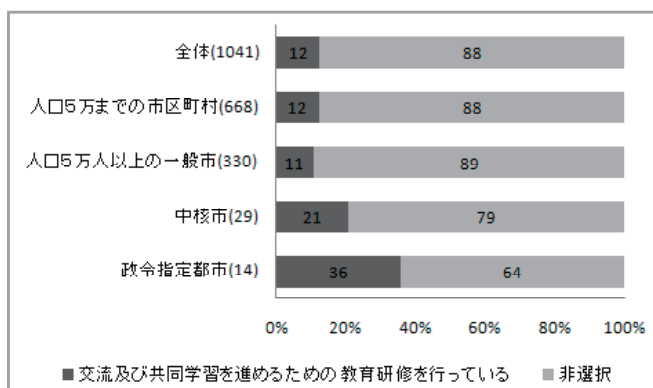


図11-5 交流及び共同学習を進めるための教育研修を行っている(%)

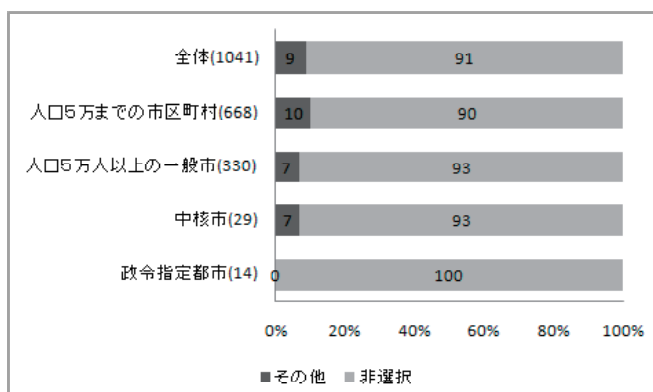


図11-6 その他(%)

その他の回答では、各学校での取組に委ねているとの記述が多かった。また教育委員会の取組として、県からの通知を伝達している、人権教育基本方針の中で示している、県の支援籍学習を推進している、異校種交流や特別支援学級の合同学習に財政支援をしている、県教委からの依頼により、居住地交流を推進している、交流のための組織があり、活動している、保護者の要請等、必要に応じて協議の場を設定している、交流学习と個別学習のバランスについて指導している、養護学校と学校(担当学年)との連携をとるように連絡をしているなどの記述があった。

2. 交流及び共同学習の推進に関する課題

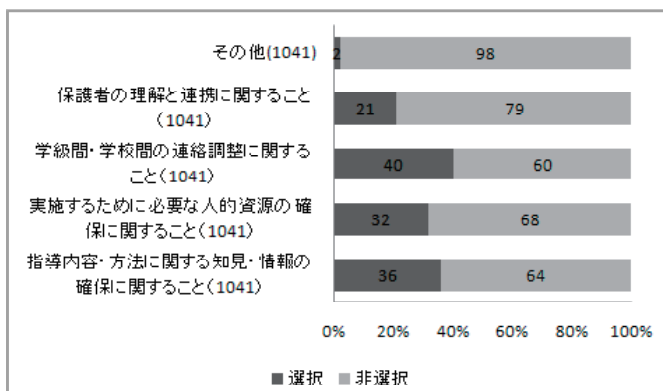


図11-7 交流及び共同学習の推進に関する課題(全体)(%)

交流及び共同学習の推進に関する課題では、学級間・学校間の連絡調整に関することの課題の回答が多く、全体の約 40 %あった。続いて、実施するための必要な人的資源の確保に関することとの回答が約 32 %、指導・方法に関する知見・情報の確保との回答が約 36 %あった。

N=1041

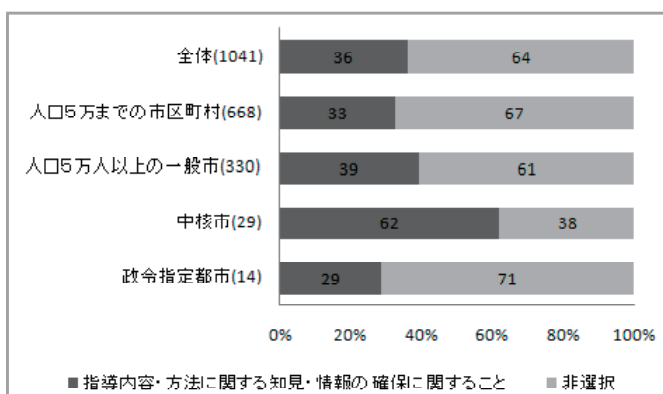


図11-8 指導内容・方法に関する知見・情報の確保に関すること(%)

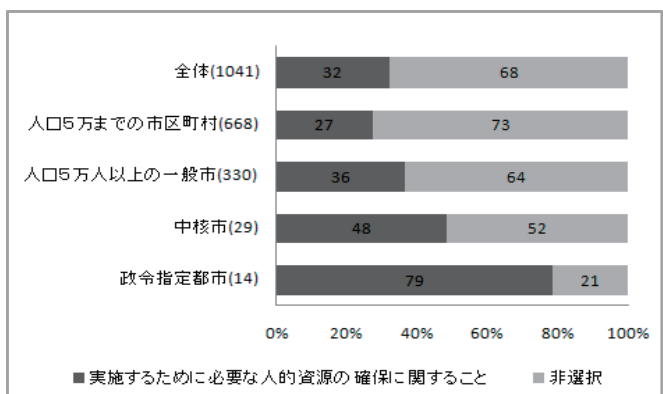


図11-9 実施するために必要な人的資源の確保に関すること(%)

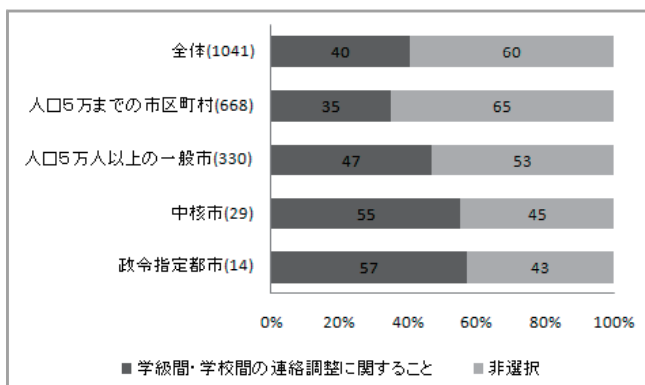


図11-10 学級間・学校間の連絡調整に関すること(%)

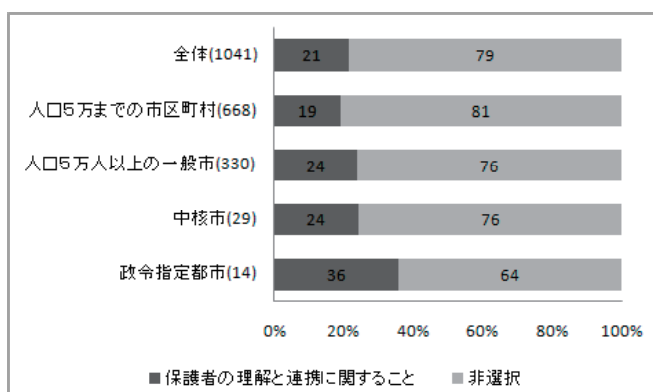


図11-11 保護者の理解と連携に関すること(%)

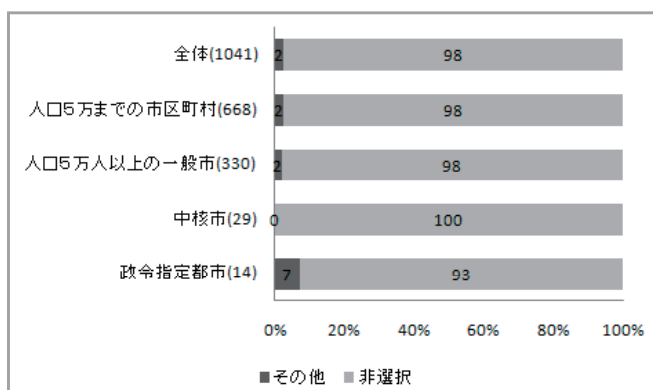


図11-12 その他(%)

その他の回答では、県(支援籍学習)と市(交流共同学習)の認識の整理、市としての交流及び共同学習に対する考え方を示すこと、障害の特性・程度に応じ適した交流の形式が見つけにくいことなどが記述されていた。

(9) 教育・福祉・医療・労働等との連携について

教育・福祉・医療・労働等との連携については、児童生徒のニーズに対応した専門的な支援を実現するために必要な課題として提言されている。そのための仕組みとして、都道府県段階では、(広域)特別支援連携協議会の設置が提言されている

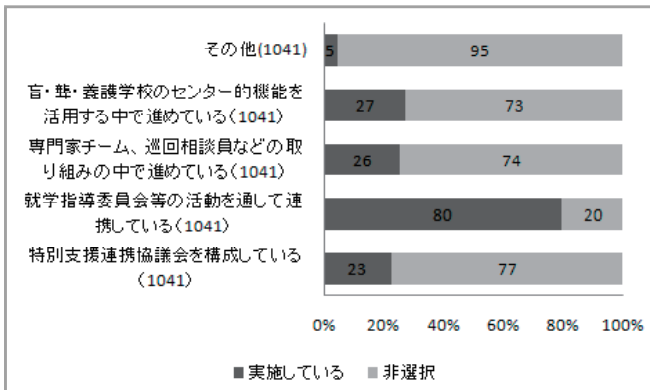
特別支援連携協議会などの設置については、市区町村段階では少なく、全体で約23%である。就学指導委員会などの活動の中で、連携を行っているとの回答が最も多く、全体の約80%あった。人口5万人以上の一般市(政令指定都市、中核市を除く)では、約82%、人口が5万人未満の市区町村では約77%であった。

教育・福祉・医療・労働等との連携に関する課題は、全体として、機関間・関係者間の連絡調整に関することとする回答が最も多く、全体の約54%あった。

教育・福祉・医療・労働等との連携について

教育・福祉・医療・労働等との連携に関する活動の中で取組んでいること	
特別支援連携協議会の設置	全体の約23%
就学指導委員会などの活動の中で行っている	全体の約80%
教育・福祉・医療・労働等との連携に関する課題	
機関間・関係者間の連絡調整に関すること	全体の約54%
連携の内容・方法に関する知見・情報の確保に関すること	全体の約49%

1. 教育・福祉・医療・労働等との連携に関する活動の中で取組んでいること



特別支援連携協議会などの設置については、市区町村段階では少なく、全体で約6%である。就学指導委員会などの活動の中で、連携を行っているとの回答が最も多く、全体の約80%あった。

図12-1 教育・福祉・医療・労働等との連携に関する活動の中で取組んでいること(全体)(%)

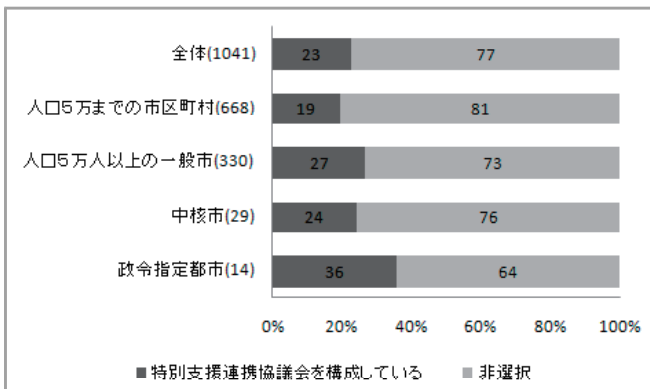


図12-2 特別支援連携協議会を構成している(%)

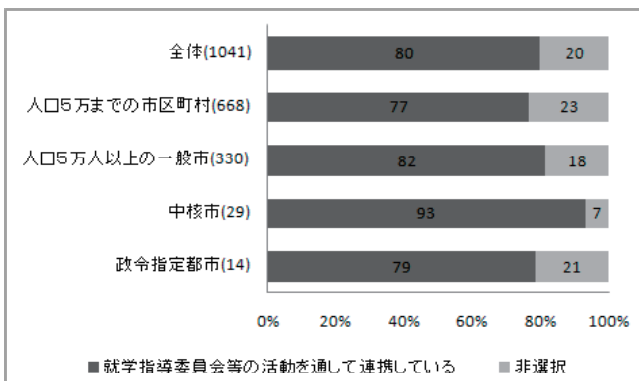


図12-3 就学指導委員会等の活動を通して連携している(%)

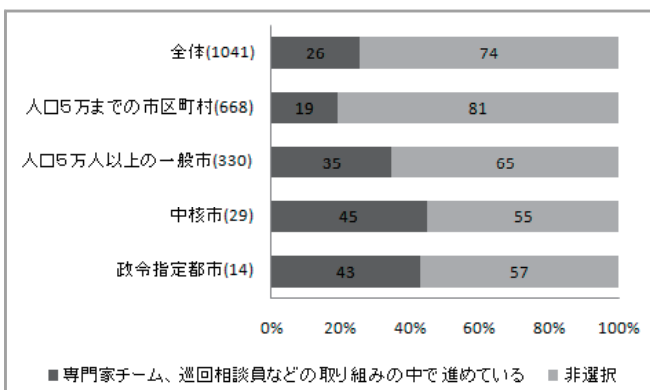


図12-4 専門家チーム、巡回相談員などの取り組みの中で進めている(%)

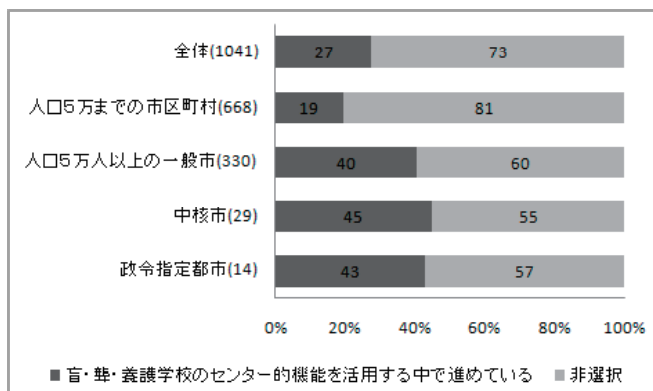


図12-5 盲・聾・養護学校のセンター的機能を活用する中で進めている (%)

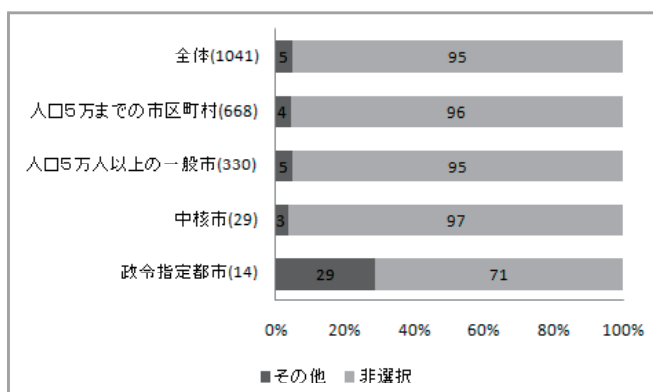


図12-6 その他 (%)

その他の回答では、(1)連携のための組織に関する内容として、特別支援連携協議会等の設置を検討している、特別支援連携協議会をしているが連携する領域が限られている、地域療育推進協議会への参加している、特別支援教育推進協議会を通して連携を進めている、特別支援教育連合会を設置している、町独自の連絡会を設立している、医療・福祉・保健・教育で連絡協議会を設置している等、(2)市区町村の部局間の連携に関する内容として、福祉課の発達障害支援体制整備事業の中で進めている、児童育成課との情報の共有化をはかっている、福祉事務所との連携をしている、福祉部局のネットワーク事業を通じて行っている、町福祉課と共同ケース会議の開催、医療、福祉、保健が連携する機関として子ども総合支援室が保健福祉部内に設置されている、母子担任の保健師、児童福祉の保育士、学長士、臨床心理士、教師全部を教育委員会子ども課として組織されている等(3)その他、発達支援センターが連携の中心にあって指揮している、必要に応じて、行政、民生委員、学校が協議する場を設けている、月に一度、福祉・保健所・教育との連絡会を開催している、幼保小連絡協議会に保健師の出席を依頼したり、新たに5歳児検診の導入を図り、情報の共有化を進めている等の記述があった。

2. 教育・福祉・医療・労働等との連携に関する課題

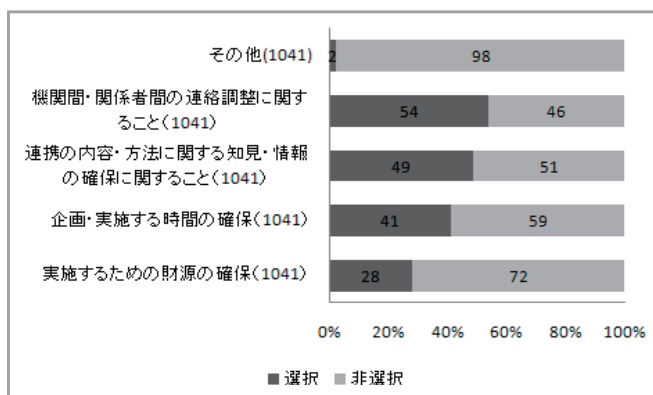


図12-7 教育・福祉・医療・労働等との連携に関する課題(全体) (%)

全体として、機関間・関係者間の連絡調整に関することを課題とする回答が最も多く、全体の約 54 %あった。

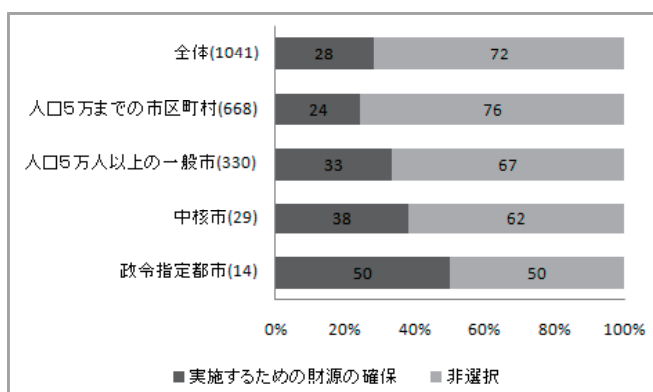


図12-8 実施するための財源の確保(%)

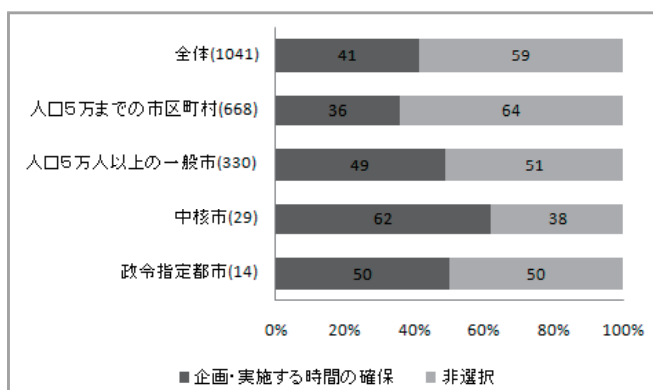


図12-9 企画・実施する時間の確保(%)

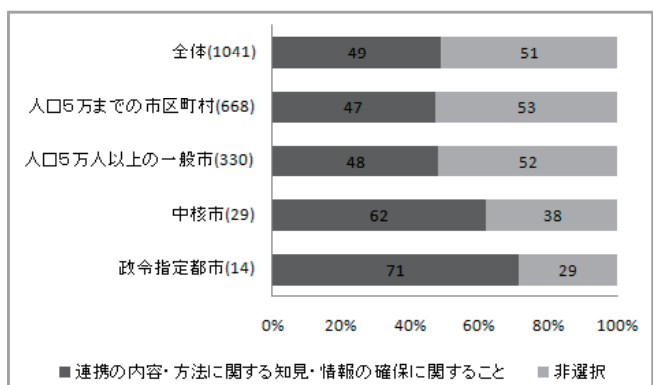


図12-10 連携の内容・方法に関する知見・情報の確保に関すること(%)

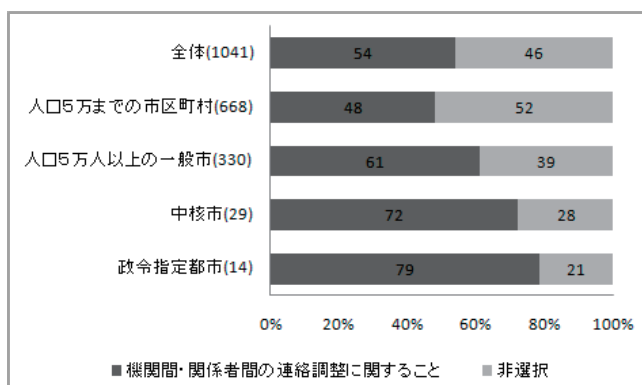


図12-11 機関間・関係者間の連絡調整に関すること(%)

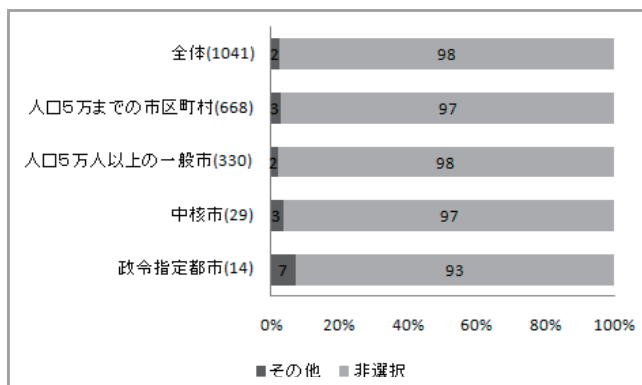


図12-12 その他(%)

その他の回答では、連携が福祉中心に進んでおり、教育の占める部分が少ないこと、医療関係者を中心に、専門家が少なく、関係部署における特別支援教育に対する理解と専門性の課題、労働に関する対応等が記述されていた。

(10) 教育機関間の連携に関する活動

小・中学校と他の教育機関との連携については、特別支援教育に関する専門的な知見や情報や指導内容法に関する助言を受けるなど、特別支援学校のセンター的機能の活用や交流及び共同学習に関わる連携がある。

また、幼稚園と小学校、小学校と中学校、中学校と高等学校など、就学や進学等に関わる移行期の連携がある。

この調査では、それらの連携を進めるための教育委員会の取組について尋ねている。

教育機関間の連携で取組んでいることでは、学校間の情報交換は各学校で行っているとの回答が全体の約55%となっていた。人口5万人以上の一般市（政令指定都市、中核市を除く）では、約57%、人口が5万人未満の市区町村では約51%であった。

小・中学校間の情報交換の場を設けているとの回答が最も多く、全体の約72%あり、人口5万人以上の一般市（政令指定都市、中核市を除く）では、約71%、人口が5万人未満の市区町村では約72%であった。幼稚園と小学校の情報交換の場を設けているとの回答が全体の約64%であった。中学校と高等学校の情報交換の場を設けているとの回答は、約13%であった。

盲・聾・養護学校との連携の場を設けているとの回答は、全体の約25%であり、少なかった。

教育機関間の連携に関する課題の課題では、機関間・関係者間の連絡や調整に関すること、連携の内容・方法に関する知見・情報の確保に関すること、企画・実施する時間の確保に関することの回答が、それぞれ、全体の約4、5割であった。また、実施する財源の確保に関することの回答は、約15%に留まっていた。

教育機関間の連携に関する活動

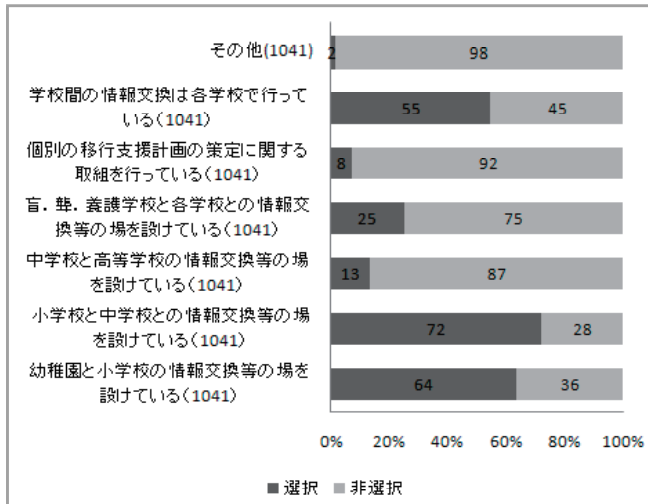
教育機関間の連携で取組んでいること

小・中学校間の情報交換の場を設けている	全体の約72%
幼稚園と小学校の情報交換の場を設けている	全体の約64%
盲・聾・養護学校との情報交換の場を設けている	全体の約25%
各学校で行っている	全体の約55%

教育機関間の連携に関する課題

機関間・関係者間の連絡調整に関すること、連携の内容・方法に関する知見・情報の確保に関すること、企画・実施する時間の確保に関することが全体の4、5割、財源の確保については、約15%で少ない。

1. 教育機関間の連携で取組んでいること



教育機関間の連携で取組んでいることでは、学校間の情報交換は各学校で行っているとの回答が全体の約 55 %となっていた。

小・中学校間の情報交換の場を設けているとの回答が全体の約 72 %、幼稚園と小学校の情報交換の場を設けているとの回答が全体の約 64 %であった。

N=1041

図13-1 教育機関間の連携で取組んでいること(全体)(%)

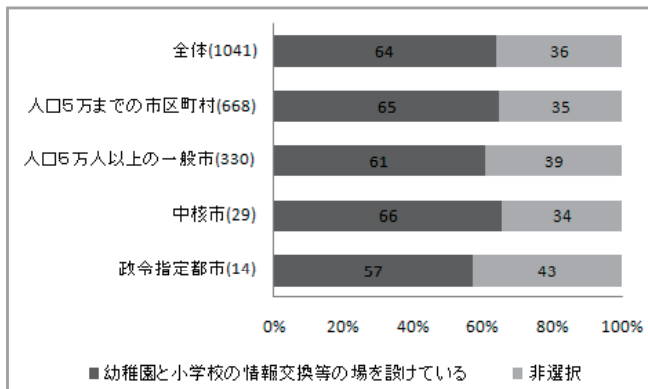


図13-2 幼稚園と小学校の情報交換等の場を設けている(%)

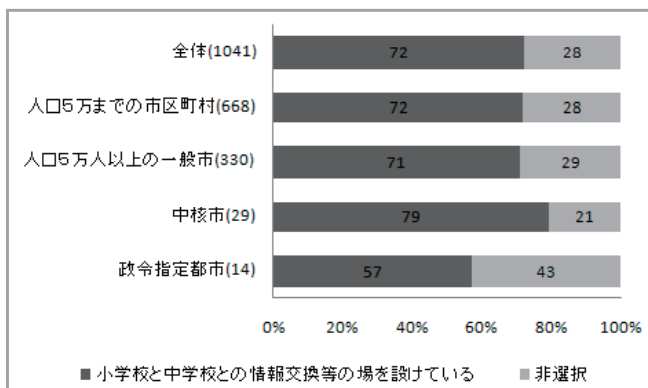


図13-3 小学校と中学校との情報交換等の場を設けている(%)

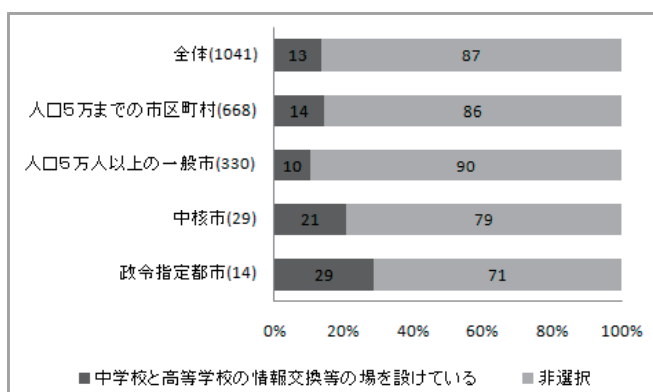


図13-4 中学校と高等学校の情報交換等の場を設けている(%)

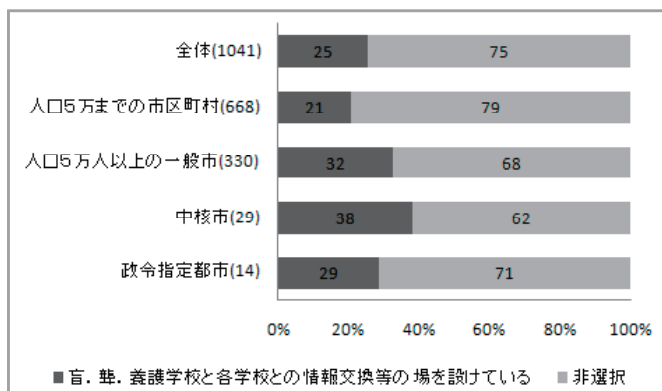


図13-5 盲・聾・養護学校と各学校との情報交換等の場を設けている(%)

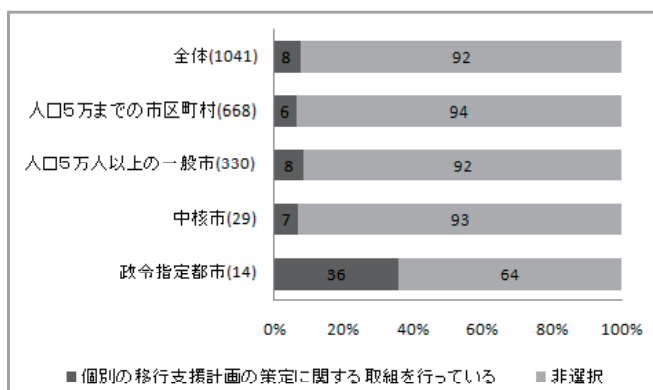


図13-6 個別の移行支援計画の策定に関する取組を行っている(%)

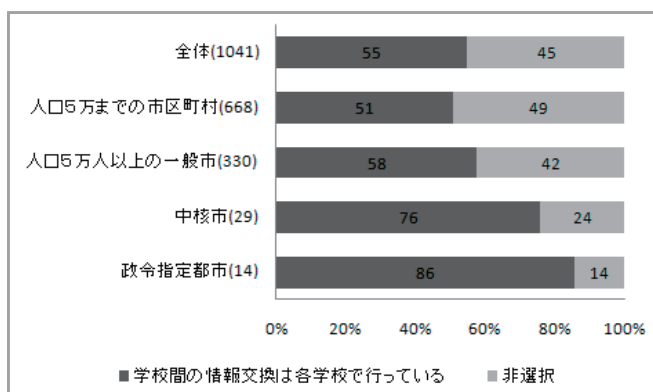


図13-7 学校間の情報交換は各学校で行っている(%)

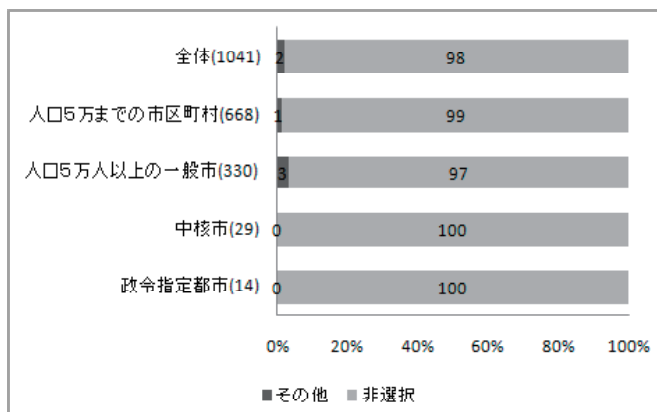


図13-8 その他(%)

その他の回答では、(1)連携を行うための中心となる組織に関して、幼児教育センターを中心に幼小連携を推進している、保健師を中心に、保育園、小、中学校との情報交換を行っている、校長会等において情報交換を行っている、近隣、市町と協力して特別支援推進連絡協議会を立ちあげ連携している、保育所と幼稚園の情報交換を設けている、校長会等を通じて、各取組みの推進を学校に求めているなどの記述があり、(2)教育委員会が取組として、担当が幼小中の仲介となり、教育諸機関間の連携が図れるよう、個々に調整している、就学相談にかかった子について幼稚園から情報収集し学校につなげている、必要に応じ連携するなどの記述があった。

2. 教育機関間の連携に関する課題

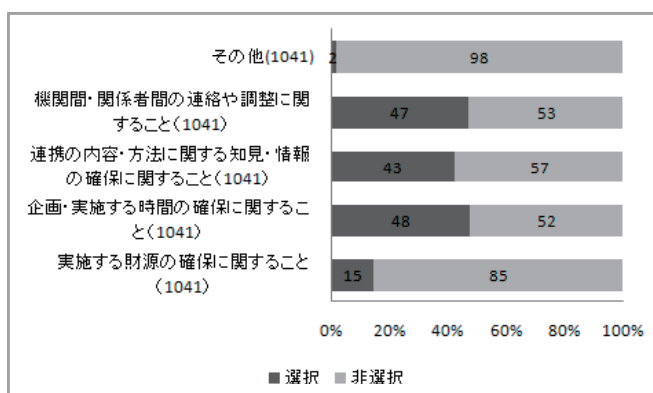


図13-9 教育機関間の連携に関する課題(全体)(%)

教育機関間の連携に関する課題では、機関間・関係者間の連絡や調整に関すること、連携の内容・方法に関する知見・情報の確保に関すること、企画・実施する時間の確保に関することの回答が、それぞれ、全体の約4、5割であった。また、実施する財源の確保に関することの回答は、約15%に留まっていた。

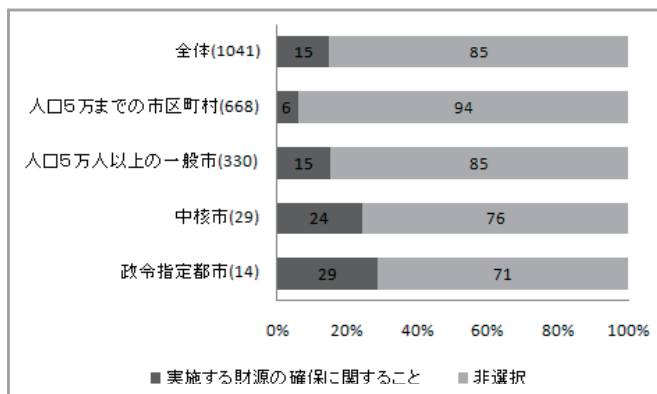


図13-10 実施する財源の確保に関すること(%)

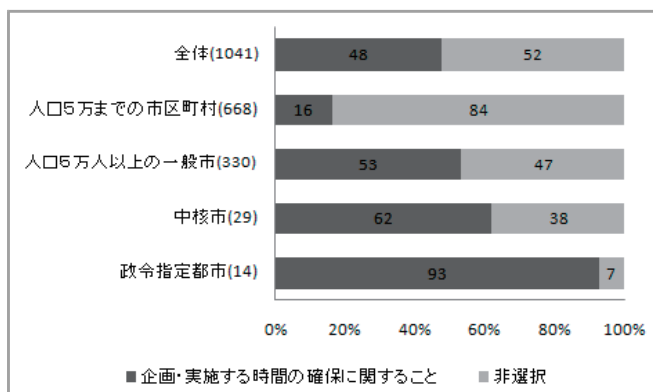


図13-11 企画・実施する時間の確保に関すること(%)

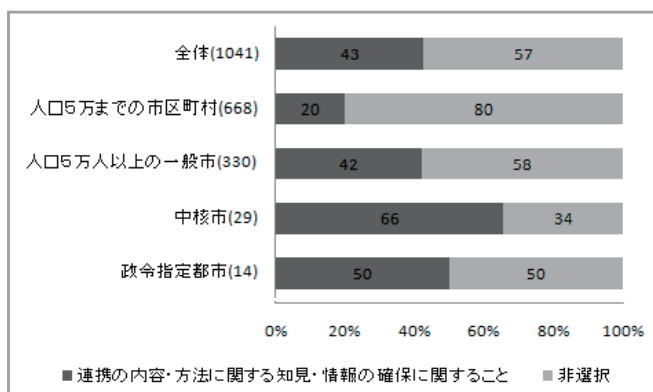


図13-12 連携の内容・方法に関する知見・情報の確保に関すること(%)

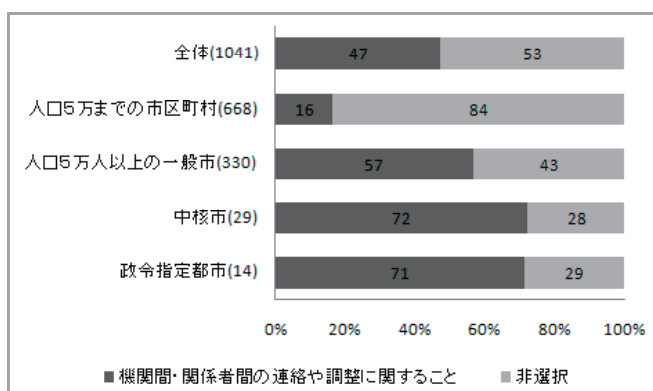


図13-13 機関間・関係者間の連絡や調整に関すること(%)

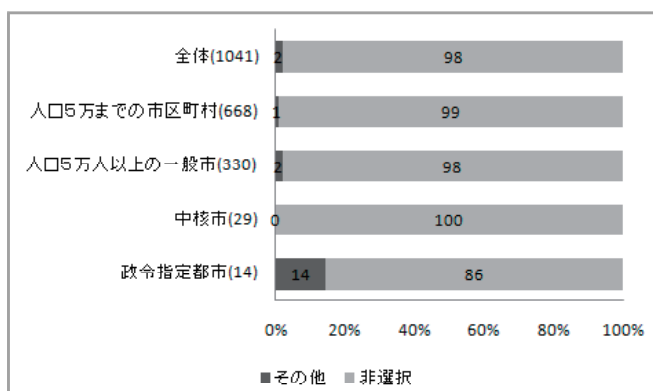


図13-14 その他(%)

その他の回答では、個人情報の保護に関して、保護者の了解が得られないこと、連携に必要な人材の確保に関すること、連携のための組織に関して、特別支援学校を中心とした連携協議会の設置などについて、また、教育機関間での考えのずれなどについて記述されていた。

(11) 部局横断型の施策の実施について

特別支援教育は、教育、福祉、医療、労働等の連携の下で行う教育であるとされている。それぞれの行政の組織は基本的に縦割りとなっていることに対して、部局横断型の取組が必要とされている。

この調査では、部局横断型の取組を進めるために行っていることや部局横断型の施策の状況について尋ねた。

部局横断型の施策の実施についての取組では、全体として、部局横断の情報交換の場を設けているとの回答が最も多く、約 49 %であった。人口 5 万人以上の一般市（政令指定都市、中核市を除く）では、約 50 %、人口が 5 万人未満の市区町村では約 46 %であった。部局横断型の組織再編に取り組んでいるとの回答は、全体の約 7 %、部局横断型の施策を行っているとの回答は、全体の約 9 %で少なかった。

部局横断型の施策で実施していることでは、母子保健・子育て支援事業等との連携との回答が最も多く、全体の約 35 %であった。発達障害者支援事業との連携との回答は、全体の約 15 %、障害者自立支援事業と連携との回答は、全体の約 13 %であった。

(11) 部局横断型の施策の実施について

部局横断型の施策の実施について取組んでいること

部局横断の情報交換の場を設けている	全体の約 49 %
部局横断型の組織再編に取り組んでいる	全体の約 7 %
部局横断型の施策を行っている	全体の約 9 %

部局横断型の施策で実施していること

母子保健・子育て支援事業等との連携	全体の約 35 %
-------------------	-----------

1. 部局横断型の施策の実施について取組んでいること

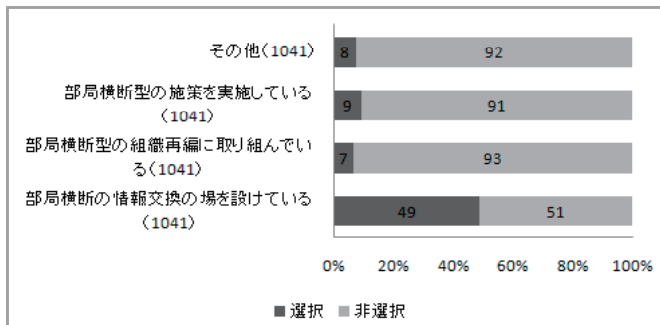


図14-1 部局横断型の施策の実施について取組んでいること(全体)(%)

部局横断型の施策の実施についての取組では、全体として、部局横断の情報交換の場を設けているとの回答が最も多く、約 49 %であった。部局横断型の組織再編に取り組んでいるとの回答は、全体の約 7 %、部局横断型の施策を行っているとの回答は、全体の約 9 %で少なかった。

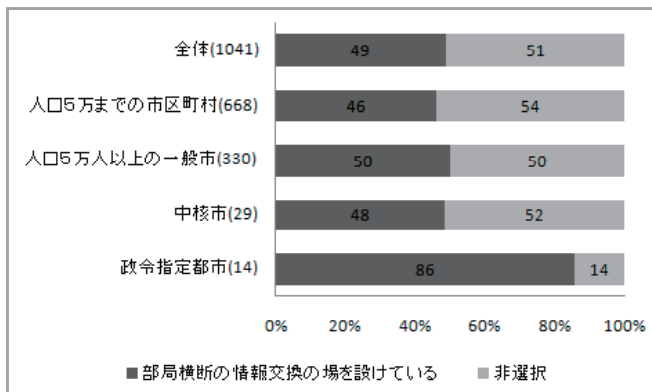


図14-2 部局横断の情報交換の場を設けている(%)

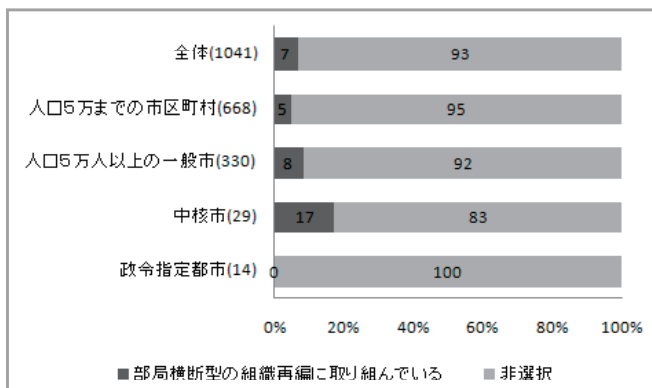


図14-3 部局横断型の組織再編に取り組んでいる(%)

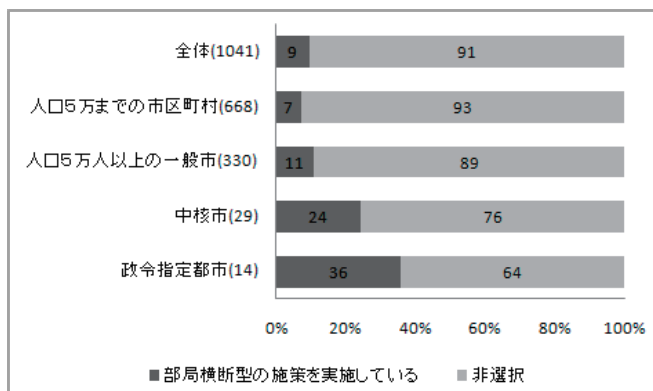


図14-4 部局横断型の施策を実施している

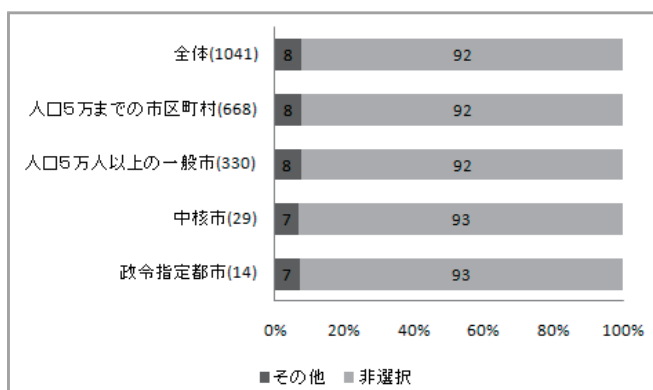


図14-5 その他(%)

その他の回答では、必要に応じ、福祉部局の相談機関に学校教員が出向している、子ども支援センターを設置し活動をはじめようとしている、必要に応じて健康推進課、障害福祉課を調整している、就学指導に関して関連する部局で集まり協議をしている、特別支援教育は限定しないが、ケースに応じて部局横断の情報交換やケース会議を実施しているなど行っている内容の記述の他、部局横断型の情報交換について、部局横断の情報交換は重要であるので、密に行う必要があると考えている、システム化の検討、まだ、実施できていないので今後の課題である、部局横断型の組織を構築中など今後の取組の必要性についての記述があった。

2. 部局横断型の施策で実施していること

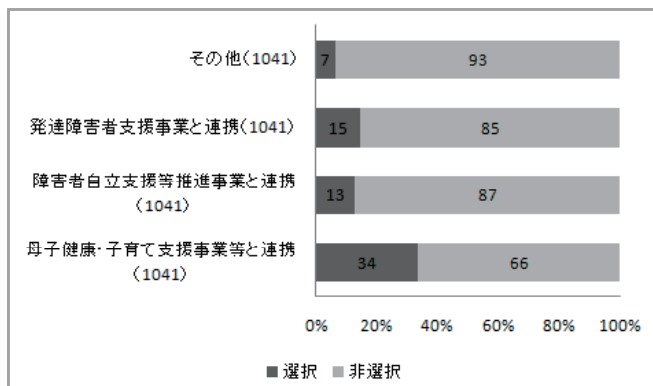


図14-6 部局横断型の施策で実施していること(全体)(%)

部局横断型の施策で実施していることでは、母子保健・子育て支援事業等との連携との回答が最も多く、全体の約35%であった。

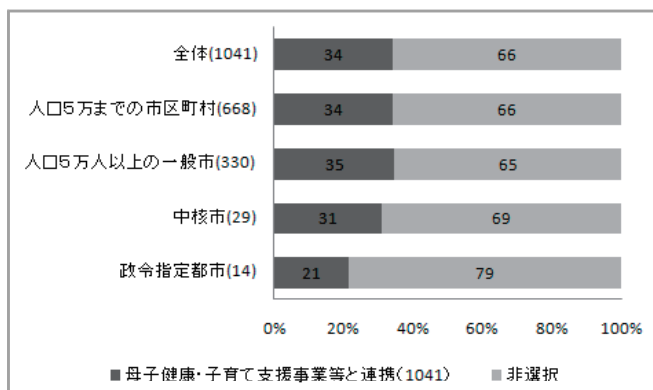


図14-7 母子健康・子育て支援事業等と連携(%)

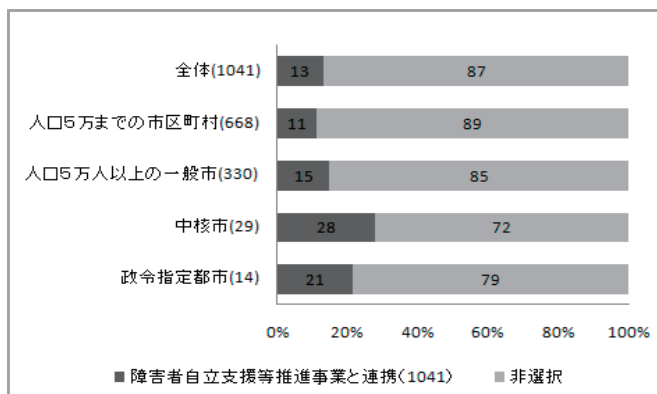


図14-8 障害者自立支援等推進事業と連携(%)

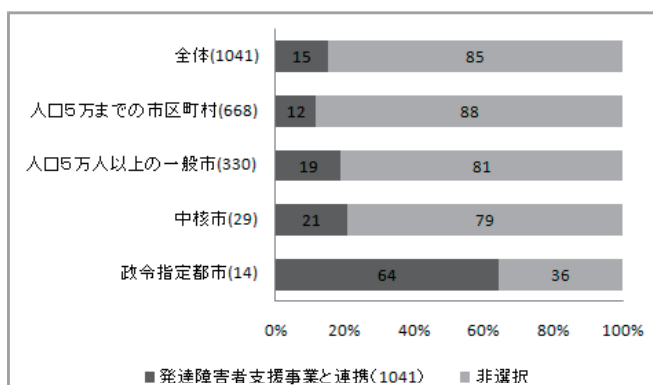


図14-9 発達障害者支援事業と連携(%)

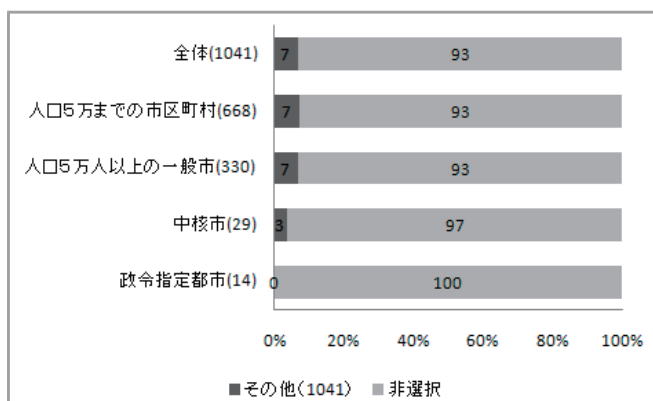


図14-10 その他(%)

その他の回答では、就学指導にあたり、個別の情報提供を受けている、発達障害者支援法に関する事業の情報の共有、就学に際して幼小の引継会、就学サポート連携事業を行っている、障害児保育主管課と情報交換を行っている、研修会事業は合同で行い、発達相談等の引き継ぎ連携を実施している、健康診断、ケース会議等に応じて関係課・部局と連携を図っている、該当幼児調査を行っている、支援会議を開き、各部局で情報交換や活動をしているなどの部局横断型で実施している内容の記述と、現在、組織化を進めている、他部局との連携について検討している、取り組む為の会議を開いている段階であるなど今後の取組に関する内容の記述があった。

(12) 学校施設の改善に関わる取組について

障害者基本計画（平成14年12月）では、学校施設のバリアフリー化が求められている。学校施設のバリアフリー化等に関する調査研究報告書（平成16年3月）では、小・中学校における学校施設のバリアフリー化等の推進に関する基本的な考え方の中で、学校施設のバリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定、学校施設のバリアフリー化の教育的な意義への配慮、障害のある児童生徒が、安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう配慮している等の事項を示している。

この調査では、それらの事項について、各市区町村での取組の状況について尋ねている。

学校施設の改善についての考え方では、障害のある児童生徒が、安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう配慮しているとの回答が最も多く、全体の約82%であった。人口5万人以上の一般市（政令指定都市、中核市を除く）では、約86%、人口が5万人未満の市区町村では約78%であった。

学校施設のバリアフリー化の教育的な意義への配慮をしているとの回答は、全体の約43%、学校施設のバリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定をしているとの回答は、全体の約7%で少なかった。

学校施設の改修や設置について実施されていることでは、管下のいずれか学校で実施されていることを尋ねている。

障害者用トイレ、手すり、スロープなどの設置が実施されているとの回答が多く、全体の約7割から8割がそれぞれ実施しているとの回答をしていた。

エレベーターの設置が実施されているとの回答は全体の約41%で、点字ブロックは約13%、電光掲示板は約2%と少なかった。

学校施設の改善に関わる取組について

学校施設の改善についての考え方

障害のある児童生徒が、安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう配慮	全体の約82%
学校施設のバリアフリー化の教育的な意義への配慮	全体の約43%
学校施設のバリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定	全体の約7%

学校施設の改修や設置について実施されていること

障害者用トイレ、手すり、スロープなどの設置が実施されている	全体の7、8割
エレベーターの設置	全体の約41%
点字ブロック	全体の約13%
電光掲示板の設置の実施	全体の約2%

1. 学校施設の改善の考え方について

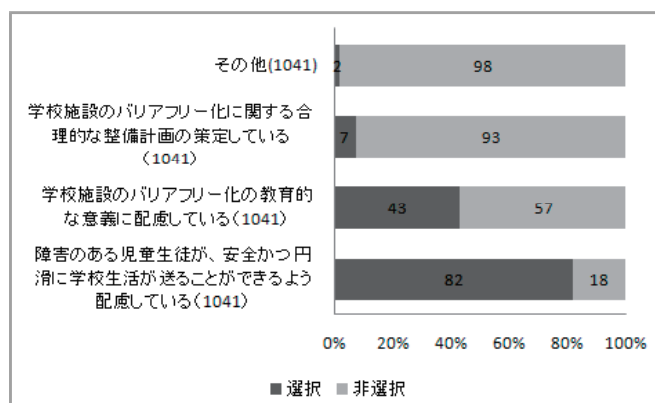


図15-1 学校施設の改善の考え方について(全体)(%)

学校施設の改善についての考え方では、障害のある児童生徒が、安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう配慮しているとの回答が最も多く、全体の約82%であった。学校施設のバリアフリー化の教育的な意義へ配慮しているとの回答は、全体の約43%、学校施設のバリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定をしているとの回答は、全体の約7%で少なかった。

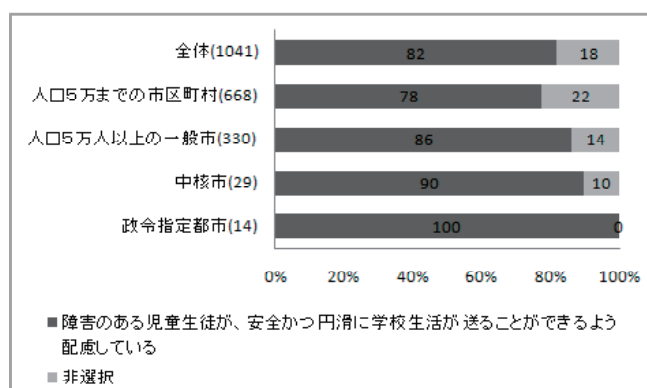


図15-2 障害のある児童生徒が、安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう配慮している(%)

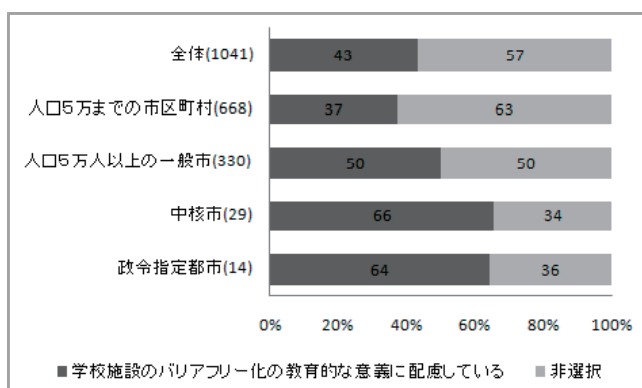


図15-3 学校施設のバリアフリー化の教育的な意義に配慮している(%)

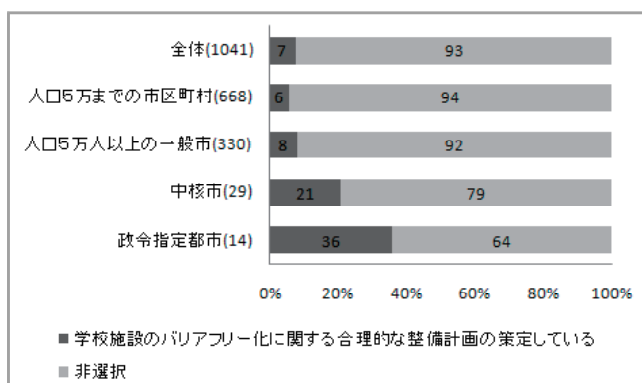


図15-4 学校施設のバリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定している(%)

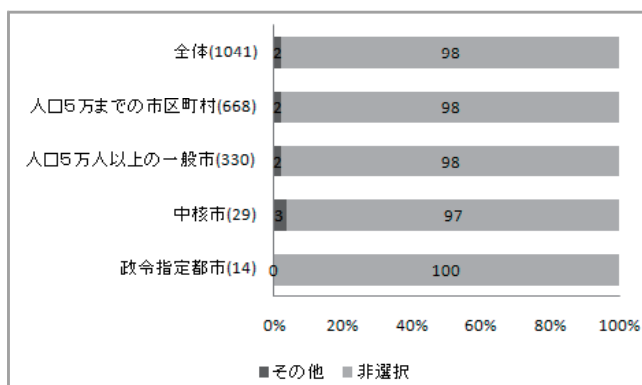


図15-5 その他(%)

その他の回答では、入学して来る子どもに対して対応している、在学している子どもの進級にあわせて策定、身体障害児はいないので特に施設の改善は行っていないなど、個々の子どもに対応している記述の他、学校施設として、階段に手すりや洋式トイレの設置等を基本的の実施していること、設備の設置に関する予算面での課題などが記述されていた。

2. 学校施設の改修や設置について実施されていること

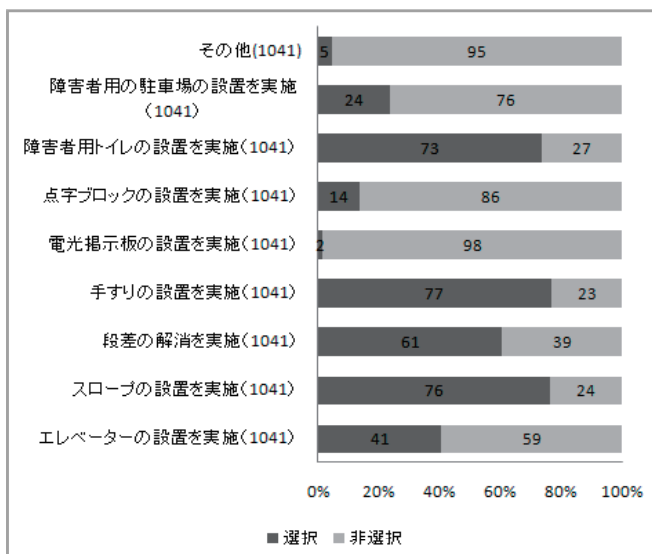


図15-6 学校施設の改修や設置について実施されていること(全体)(%)

学校施設の改修や設置について実施されていることでは、管下のいずれかの学校で実施されていることを尋ねている。

障害者用トイレ、手すり、スロープなどの設置が実施されているとの回答が多く、全体の約7割から8割がそれぞれ実施しているとの回答をしていた。

エレベーターの設置が実施されているとの回答は全体の約41%で、点字ブロックは約13%、電光掲示板は約2%と少なかった。

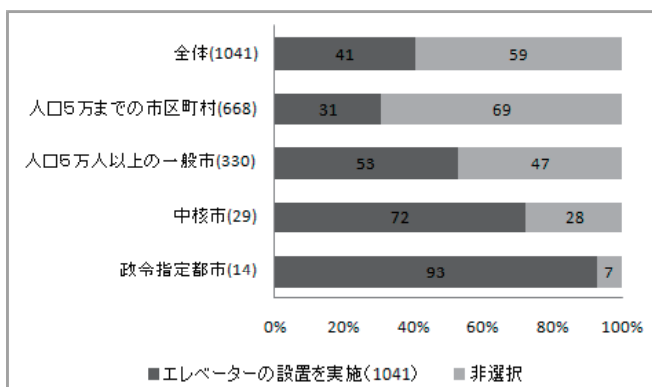


図15-7 エレベーターの設置を実施(%)

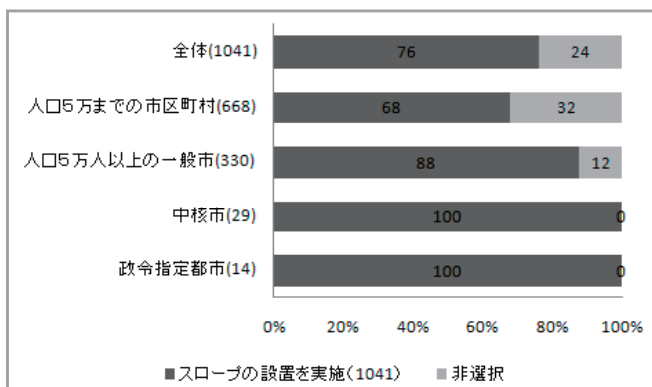


図15-8 スロープの設置を実施(%)

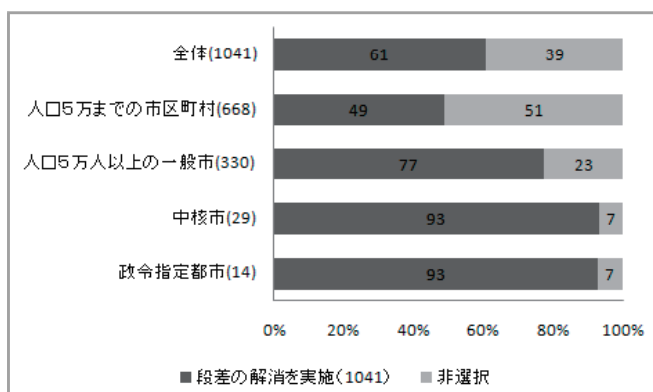


図15-9 段差の解消を実施(%)

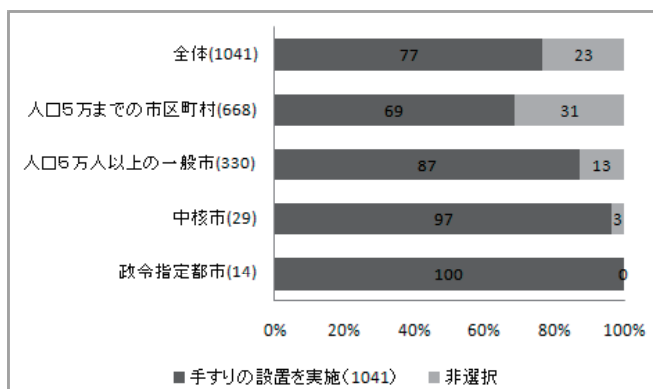


図15-10 手すりの設置を実施(%)

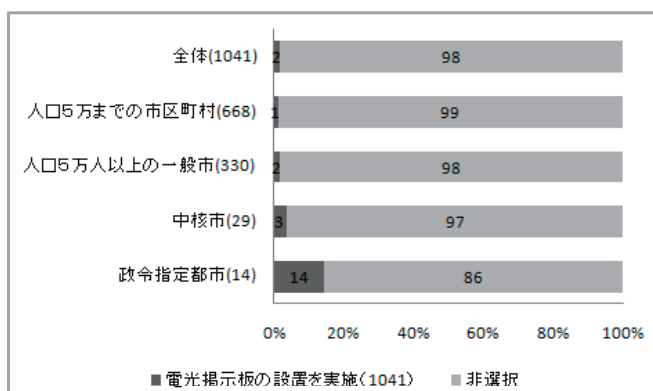


図15-11 電光掲示板の設置を実施(%)

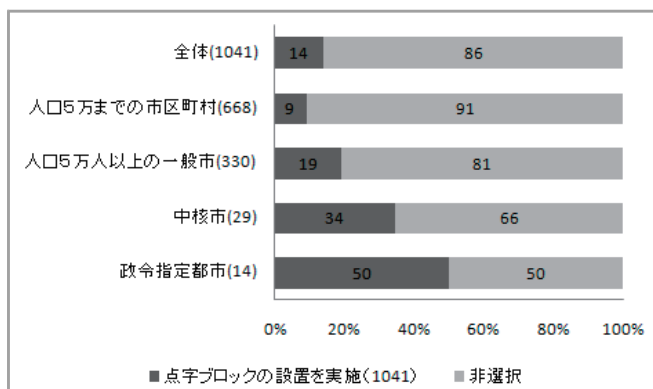


図15-12 点字ブロックの設置を実施(%)

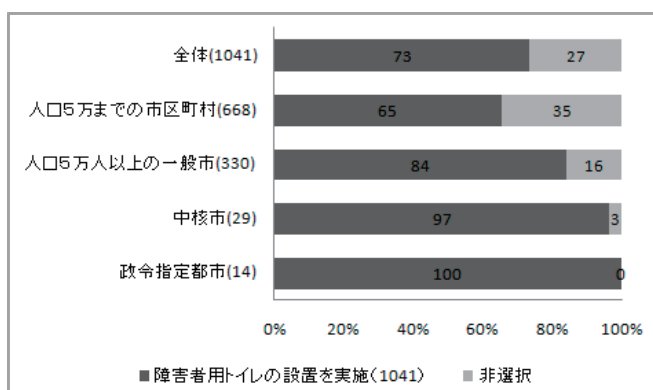


図15-13 障害者用トイレの設置を実施(%)

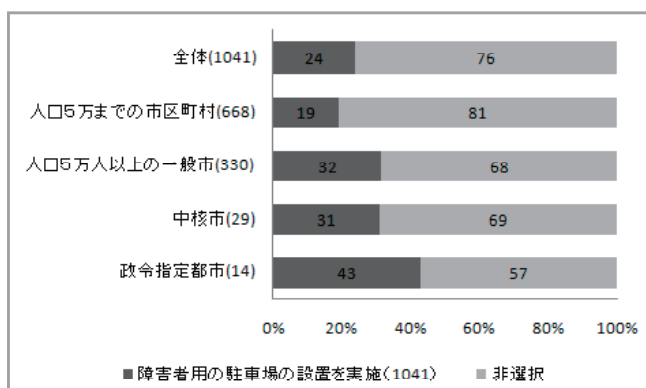


図15-14 障害者用の駐車場の設置を実施

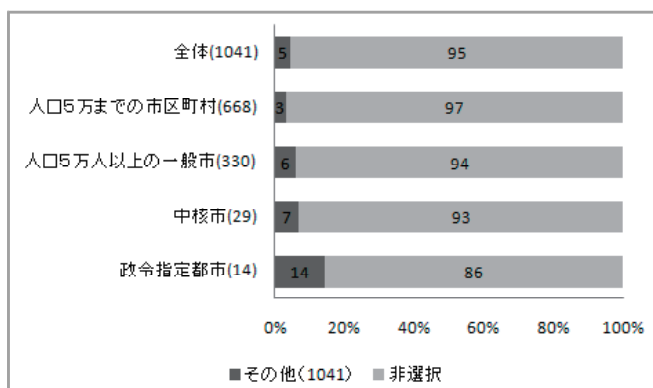
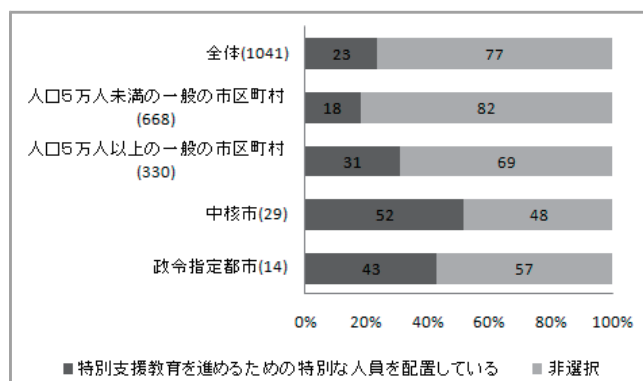


図15-15 その他(%)

その他の回答として、階段昇降機の配置（電動リフト、車いす用リスト）などが多く回答されていた。また、エアコンの設置、紫外線遮断の措置など特定の障害に対応した記述があった。その他、校舎の全面改築の際は、エレベーター、洋式トイレが標準設計となっているとの記述があった。

(13) 特別支援教育を進めるために市区町村が独自に取り組んでいること

1. 特別支援教育を進めるための特別な人員を配置している



特別支援教育を進めるための特別な人員を配置している市区町村は、全体の約 23 %であった。

図16-1 特別支援教育を進めるための特別な人員を配置している(全体)(%)

特別な人員を配置の実際について、以下のような内容が記述されていた。

[政令指定都市]

教育委員会内に専任スタッフ、特別支援教育巡回指導員、発達障害児童生徒に対する指導・支援のための非常勤講師、ボランティアを配置、LD等通級指導教室担当常勤講師、スクールヘルパー、必要と考えられる学校に学校支援のための講師を配置

[中核市]

就学相談担当相談員、臨床心理士、特別支援学級へ事務補助、通常の学級へ指導補助員、特別支援教育指導員、特別支援教育専門家スタッフ、支援教育指導員、支援教育学習指導補助員、通常の学級へ学校支援員、特殊学級へ介助員、障害児指導員（難聴学級）、特別支援教育補助員、特別支援学級への非常勤講師の配置、肢体不自由の児童生徒のための介助員、大学生による行事参加サポート。

[人口5万人以上の一般市区町村]

(1)各学校に配置させるスタッフとして、介助員、学習支援員など主として個別的な支援を行うと思われるスタッフ、スクールアシスタント、スクールサポーター、学級助手、教育補助員、学級運営補助員、学級経営補助員などの名称で、学校や学級への支援を行うと思われるスタッフを配置、各学校に配置する場合と必要に応じて配置するなどの回答があった。また、医療的ケアのための看護師などが多く回答されている。

(2)教育委員会の中に位置付けられるスタッフとして、特別支援教育担当指導主事の配置、市区町村の特別支援教育を推進する役割と思われる市の特別支援コーディネーター、リーディングスタッフ等の配置、(3)専門スタッフ、専門家チームとして、臨床心理士、心理検査員、学校心理士、精神科医などの専門スタッフ、特別支援教育スーパーバイザーなど、(4)相談室の相談員配置、巡回相談員、(5)その他、通級指導教室に講師を配置し、各学校への巡回相談を行う、こども発達支援センターの設置、市立養護学校の中に地域支援センターの相談員を配置など。

[人口5万人未満の一般市区町村]

(1)各学校に配置させるスタッフとして、介助員、支援員、学校補助員、障害児支援ヘルパー、障害児支援看護師、障害児補助員、特別支援学級支援職員、スクールアシスタントなどが回答されていた。また、教育相談員を週1回配置、支援職員配置、教員の加配など、(2)教育委員会の中に位置付けられるスタッフとして、特別支援教育リーディングスタッフ、市区町村の特別支援コーディネーター、教育と福祉のコーディネーター、子育て支援コーディネーターなど、(3)専門スタッフとして、専門医、臨床心理士による巡回相談、(4)特別支援教育巡回相談員、特別支援教育アドバイザーの町内巡回相談員などが回答されていた。(5)その他、家庭から養護学校スクールバス停まで送迎など。

2. 特別支援教育を進めるための特別の組織を設置している

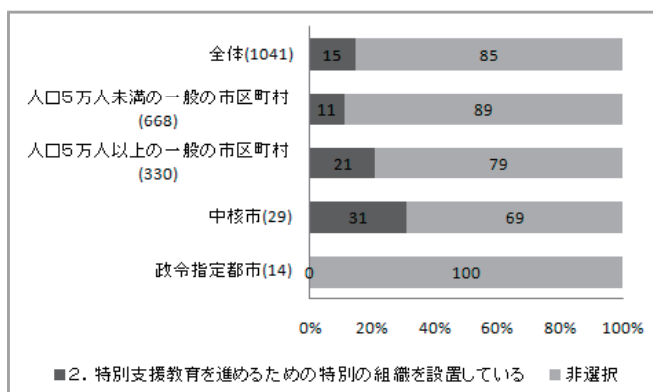


図16-2 特別支援教育を進めるための特別の組織を設置している(全体)(%)

特別な人員を配置の実際について、以下のような内容が記述されていた。

専門家による支援・相談室、別支援教育推進委員会、特別支援教育研究協議会、相談支援チームいじめ対策サポート会議、心身障害時就業指導委員会、市特殊教育センターにおいて教育相談・巡回相談・研修事業等、市障害児・者支援ネットワーク会議、特別支援教育調査研究運営会議、市特別支援教育推進委員会、教育委員会内に、相談支援センター、特別支援教育検討委員会、特別支援教育推進委員会、特別支援教育相談室、発達支援システムネットワーク、教育委員会と民生部局で共同発達支援部会設置

調査票

調査票及び回答用紙

都道府県名	
市区町村名	
記入された方の部署・職名	
記入された方の氏名	

※ 回答の数字や記号は、調査票の右側にある回答欄に記入してください。記述は[]に記入してください。
 ※ 回答いただく内容は平成18年度の活動とし、数値等は、平成19年3月20日を目安にご回答ください。

I 基本情報

回答欄

1. 市区町村の概況 （該当する番号の数字を記入）	
(1) 市区町村の種別	1. 政令指定都市 2. 中核市 3. その他の市区町村
(2) 市区町村の人口	1. 40万人以上 2. 40万～10万人 3. 10万～5万人 4. 5万～1万人 5. 1万～5千人 6. 5千～千人 7. 千人未満
2. 管下の学校の概況 （数値を記入）	
(1) 小学校の数(本校の数)	
(2) 小学校の特殊学級・通級指導教室の設置校の数	
(3) 中学校の数(本校の数)	
(4) 中学校の特殊学級・通級指導教室の設置校の数	
3. 教育委員会事務局の概況	
(1) 常勤職員数（数値を記入）	
(2)	→ その内の特別支援教育担当職員数（兼務を含む人数を数値で記入）
(3)	→ そのうちの特殊教育経験者数（数値を記入）
(4) 特別支援教育担当部署の名称	[]

II 特別支援教育の位置付けについて

1. 特別支援教育に関する内容の取扱に関して （該当する事項に ○ を記入）	
(1) 市区町村の特別支援教育に関する教育指針・教育計画等を策定している	
(2) 市区町村の教育目標・教育計画等の中で、特別支援教育の内容を提示している	
(3) その他	[]
2. 特別支援教育の教育課題上の位置付けについて （該当する事項に ○ を記入）	
(1) 現在、特別支援教育は、最も重要な課題である	
(2) 現在、特別支援教育は、他の教育課題と同様に重要な課題である	
(3) 現在、特別支援教育よりも優先される他の教育課題がある	
(4) その他	[]

III 特別支援教育への取組について

1. 校内委員会の設置状況について （該当する事項に ○ を記入）	
(1) 全ての小・中学校に校内委員会が設置されている	
(2) 校内委員会が設置されていない学校がある	
(3) その他	[]
2. 特別支援教育コーディネーターの指名状況について （該当する事項に ○ を記入）	
(1) 全ての小・中学校で特別支援教育コーディネーターが指名されている	
(2) 特別支援教育コーディネーターが指名されていない学校がある	
(3) その他	[]

3. 巡回相談員の委嘱状況と活動について		
(1) 委嘱している巡回相談員の人数(数値を記入、委嘱していない場合は「0」を記入)		
[委嘱していない場合は、その理由](該当する事項の全てに ○ を記入)		
1. 適切な人材がない		
2. 財源の確保ができない		
3. 巡回相談員へのニーズが少ない		
4. 都道府県の巡回相談員を活用している		
5. その他		
[]		
(2) 委嘱している巡回相談員の所属機関等の状況について(該当する事項の全てに ○ を記入)		
1. 通常の学級担任教員		
2. 特殊学級・通級指導教室担当教員		
3. 盲・聾・養護学校教員		
4. 医療・保健・福祉・労働機関等の専門職員		
5. 大学教員・研究機関等の研究職員		
6. その他		
[]		
(3) 巡回相談員が実際に行っている活動(該当する事項の全てに ○ を記入)		
1. 対象となる児童生徒や学校のニーズの把握と指導内容・方法に関する助言		
2. 校内における支援体制づくりへの助言		
3. 個別の指導計画の作成への協力		
4. 専門家チームと学校の間をつなぐこと		
5. 校内での実態把握の実施への提言		
6. 授業場面の観察		
7. その他		
[]		
(4) 巡回相談員の活動の充実や資質向上に向けて取り組んでいること(該当する事項の全てに ○ を記入)		
1. 巡回相談員の研修の場を設定している		
2. 情報交換の場を設定している		
3. ケース会議の場を設定している		
4. その他		
[]		
(5) 巡回相談員の活動に関する課題について(該当する事項の全てに ○ を記入)		
1. 巡回相談員への要請が増加していることに対する対応		
2. 巡回相談員への要請が少ないことに対する対応		
3. 相談内容の専門化・複雑化への対応と巡回相談員の専門性に関すること		
4. 各学校での巡回相談員の活用の周知に関すること		
5. その他		
[]		
4. 専門家チームの委嘱状況と活動について		
(1) 委嘱している専門家チームの人数(数値を記入、委嘱していない場合は「0」を記入)		
[委嘱していない場合は、その理由](該当する事項の全てに ○ を記入)		
1. 適切な人材がない		
2. 財源の確保ができない		
3. 専門家チームへのニーズが少ない		
4. 都道府県の専門家チームを活用している		
5. その他		
[]		
(2) 委嘱している専門家の所属機関等の情報について(該当する事項の全てに ○ を記入)		
1. 医師		
2. 大学教員・研究機関等の研究職員		
3. 医療・保健・福祉・労働機関等の専門職員		
4. 盲・聾・養護学校の教員		
5. 特殊学級・通級指導教室担当教員		
6. その他		
[]		

(3) 専門家チームが行っている活動の実際について(該当する事項の全てに ○ を記入) 1. LD、ADHD、高機能自閉症を含め障害があるか否かの判断 2. 児童生徒への望ましい教育的対応についての専門的意見の提示 3. 児童生徒への支援体制についての指導・助言 4. 障害等の状況や対応についての保護者、本人への説明 5. 講師を担うことや資料の提供など校内研修への支援 6. その他 []	
(4) 専門家チームの活動の形態について(該当する事項の全てに ○ を記入) 1. 事前に収集された資料を基に、ケース会議等を開催し、意見や判断をまとめている 2. 事前に収集された資料を基に、専門家の意見を個々に聞き、判断や意見をまとめている 3. 専門家チームが学校に出向いて児童生徒の状況を把握し、判断や意見をまとめている 4. その他 []	
(5) 専門家チームに関する課題について(該当する事項の全てに ○ を記入) 1. 適切な専門家の確保に関すること 2. 財源の確保に関すること 3. 専門家チームの日程調整に関すること 4. 専門家チーム要請の増加への対応に関すること 5. 専門家チームの活用の周知に関すること 6. その他 []	
5. 支援員・介助員の配置と活動について	
(1) 配置している支援員・介助員の人数(数値を記入、配置していない場合は「0」を記入) [配置していない場合は、その理由](該当する事項の全てに ○ を記入) 1. 適切な人材がない 2. 財源の確保ができない 3. 支援員・介助員のニーズが少ない 4. その他 []	
(2) 配置している支援員・介助員の状況について(該当する事項の全てに ○ を記入) 1. 教員免許状取得者 2. 保育士・介護士等の福祉免許取得者 3. 子どもの教育について経験のある者 4. 特に資格・経験等はないが活動内容に照らして適切と思われる者 5. その他 []	
(3) 支援員・介助員の活動内容の実際について(該当する事項の全てに ○ を記入) 1. 該当児童・生徒の身の活動の介助等を中心とした活動 2. 該当児童・生徒の学習活動への支援等を中心とした活動 3. 学級担任等教員の教育活動全般への補助的活動 4. その他 []	
(4) 支援員・介助員の活動の充実や資質向上に向けて取り組んでいること(該当する事項の全てに ○ を記入) 1. 支援員・介助員の研修の場を設定している 2. 情報交換の場を設定している 3. 各学校での活動の中で行っている 4. その他 []	
(5) 支援員・介助員に関する課題について(該当する事項の全てに ○ を記入) 1. 支援員・介助員として配置する適切な人材の確保に関すること 2. 支援員・介助員を配置するための財源の確保に関すること 3. 支援員・介助員の活用の内容・方法・手続き等を周知することについて 4. 支援員・介助員の資質の向上に関すること 5. その他 []	

6. 特別支援教育への教育ボランティアの活用について	
(1) 教育委員会が募集し活動しているボランティアの人数(数値を記入、いない場合は「0」を記入)	
(2) [いない場合は、その理由](該当する事項の全てに ○ を記入)	
1. 適切な人材がない	
2. 教育ボランティアのニーズが少ない	
3. 各学校に委ねている	
4. その他	
[]	
(3) 教育ボランティアの状況の実際について(該当する事項の全てに ○ を記入)	
1. 大学生、大学院生などの学生にお願いしている	
2. 子どもの教育等について経験のある方にお願いしている	
3. 特に資格・経験等はないが活動内容に照らして適切と思われる方にお願いしている	
4. その他	
[]	
(4) 教育ボランティアの活動内容について(該当する事項の全てに ○ を記入)	
1. 該当児童・生徒への個別的支援	
2. 学級担任等への教育・指導の補助	
3. 教材・教具の作成	
4. その他	
[]	
(5) 教育ボランティアの経費について(該当する事項の全てに ○ を記入)	
1. 交通費を支出している	
2. ボランティア保険等の加入の費用を支出している	
3. 特に経費の支出はしていない	
4. その他	
[]	
(6) 教育ボランティアの研修や活動の充実に向けた取組について(該当する事項の全てに ○ を記入)	
1. 活動内容や留意事項の説明をしている	
2. ボランティアの情報交換の場を設けている	
3. ボランティアの研修を実施している	
4. その他	
[]	
(7) 教育ボランティアに関する課題について(該当する事項の全てに ○ を記入)	
1. ボランティアとなる人材の確保に関すること	
2. 募集・配置等に充てる事務的負担に関すること	
3. ボランティアの資質の向上に関すること	
4. その他	
[]	
7. 特別支援教育に関する教職員の資質向上に向けた取組について	
(1) 教員研修の実施状況について(該当する事項の全てに ○ を記入)	
1. 全教職員を対象とした理解・啓発的な研修を実施している	
2. 特別支援教育コーディネーター等を対象とした研修を実施している	
3. 管理職を対象とした研修を実施している	
4. 他の研修事業の中で特別支援教育に関する内容を取り扱っている	
5. その他	
[]	
(2) 各学校への指導の資料の作成と配布の状況について(該当する事項の全てに ○ を記入)	
1. 特別支援教育の理解啓発を内容とする資料を作成し配付している	
2. 障害のある児童生徒の理解と指導に関する資料を作成し配付している	
3. 都道府県、他機関等から提供された資料等を配付したり、情報を提供したりしている	
4. その他	
[]	

(3) 特別支援教育に関する教育研究活動の実施状況について(該当する事項の全てに ○ を記入) 1. 学校を指定し、研究を委嘱している 2. 教員に委嘱し、研究を行っている 3. 他の教科・領域等の研究活動の中で特別支援教育に関する内容の研究を行っている 4. その他 []	
(4) 教職員の研修など資質向上に関する課題について(該当する事項の全てに ○ を記入) 1. 財源の確保に関すること 2. 企画するための知見や情報の確保に関すること 3. 担当者の時間確保に関すること 4. その他 []	
8. 個別の指導計画・個別の教育支援計画の策定について	
(1) 個別の指導計画・教育支援計画の策定について(該当する事項の全てに ○ を記入) 1. 学校に対して、個別の指導計画を作成するように通知したり指導したりしている 2. 個別の指導計画の様式や様式例を示している(都道府県で示されたものの伝達を含む) 3. 各学校に対して、個別の教育支援計画の策定をするように通知したり指導したりしている 4. 個別の教育支援計画の様式や様式例を示している(都道府県で示されたものの伝達を含む) 5. その他 []	
(2) 個別の指導計画・教育支援計画の策定に関する課題について(該当する事項の全てに ○ を記入) 1. 作成・策定の意義や活用の方法が理解されていない 2. 作成・策定のために充てる時間が十分確保されない 3. 作成・策定されているが有効に活用されていない 4. 保護者の理解が得られない 5. その他 []	
9. 交流及び共同学習の推進について	
(1) 交流及び共同学習の推進について取り組んでいること(該当する事項の全てに ○ を記入) 1. 市区町村の教育目標・教育計画の中で交流及び共同学習の推進について示している 2. 各学校に交流及び共同学習の推進について通知したり指導したりしている 3. 居住地校交流を進めるための協議の場を設けている 4. 交流及び共同学習を進めるための教育研究を行っている 5. その他 []	
(2) 交流及び共同学習の推進に関する課題について(該当する事項の全てに ○ を記入) 1. 指導内容・方法に関する知見・情報の確保に関すること 2. 実施するために必要な人的資源の確保に関すること 3. 学級間・学校間の連絡・調整に関すること 4. 保護者の理解と連携に関すること 5. その他 []	
10. 教育・福祉・医療・労働等との連携について	
(1) 医療・福祉・労働等との連携に関する活動に取り組んでいること(該当する事項の全てに ○ を記入) 1. 特別支援連携協議会を構成している 2. 就学指導委員会等の活動を通して連携を進めている 3. 専門家チーム、巡回相談員などの取組の中で進めている 4. 盲・聾・養護学校のセンター的機能を活用する中で進めている 5. その他 []	
(2) 医療・福祉・労働等との連携に関する課題について(該当する事項の全てに ○ を記入) 1. 実施するための財源の確保に関すること 2. 企画・実施する時間の確保に関すること 3. 連携の内容・方法に関する知見・情報の確保に関すること 4. 機関・関係者間の連絡や調整に関すること 5. その他 []	

11. 教育機関間の連携に関する活動について	
(1) 教育機関間の連携に関する活動で取り組んでいること(該当する事項の全てに ○ を記入)	
1. 幼稚園(保育園)と小学校との情報交換等の場を設けている	
2. 小学校と中学校との情報交換等の場を設けている	
3. 中学校と高等学校との情報交換等の場を設けている	
4. 盲・聾・養護学校との情報交換等の場を設けている	
5. 個別の移行支援計画の策定に関する取組を行っている	
6. 学校間の情報交換は各学校で行っている	
7. その他	
[]	
(2) 教育機関間の連携に関する課題について(該当する事項の全てに ○ を記入)	
1. 実施する財源の確保に関すること	
2. 企画・実施する時間の確保に関すること	
3. 連携の内容・方法に関する知見・情報の確保に関すること	
4. 機関・関係者間の連絡や調整に関すること	
5. その他	
[]	
12. 特別支援教育に関連する部局横断型の施策の実施について	
(1) 部局横断型の施策実施に関して取り組んでいること(該当する事項の全てに ○ を記入)	
1. 部局横断の情報交換の場を設けている	
2. 部局横断型の組織再編に取り組んでいる	
3. 部局横断型の施策を実施している	
4. その他	
[]	
(2) 部局横断型の施策で実施していること (該当する事項の全てに ○ を記入)	
1. 母子保健・子育て支援事業等と連携した事業を行って	
2. 障害者自立支援等推進事業と連携した事業を行っている	
3. 発達障害者支援事業と連携した事業を行っている	
4. その他	
[]	
13. 学校施設の改善に関わる取組について	
(1) 学校施設の改善についての考え方について (該当する事項の全てに ○ を記入)	
1. 障害のある児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるように配慮している	
2. 学校施設のバリアフリー化等の教育的な意義に配慮している	
3. バリアフリー化に関する合理的な整備計画の策定している	
4. その他	
[]	
(2) 学校施設の改修や設置について実施されていること(1校でも該当すれば ○ を記入)	
1. エレベーターの設置	
2. スロープの設置	
3. 段差の解消	
4. 手すりの設置	
5. 電光掲示板の設置	
6. 点字ブロックの設置	
7. 障害者用トイレの設置	
8. 障害者用の駐車場の設置	
9. その他	
[]	
14. 特別支援教育を進めるために市区町村が独自に取り組んでいること(該当する事項の全てに ○ を記入)	
(1) 特別支援教育を進めるための特別な人員を配置している(その内容を記入 例:相談支援コーディネーター 市で1名)	
[]	
(2) 特別支援教育を進めるための特別の組織を設置している(その内容を記入 例:支援教育相談室 教育委員会内に設置)	
[]	
(3) その他	
[]	

ご協力いただきありがとうございました

プロジェクト研究（平成 18 年度～平成 19 年度）

小・中学校における特別支援教育への理解と対応の充実に向けた総合的研究

小・中学校における特別支援教育への理解と対応の充実に向けた
市区町村教育委員会の取組に関する状況調査

報告書

研究代表者：松村勸由

研究副代表：大内 進

研究分担者：笹本 健、西牧謙吾、藤井茂樹、笹森洋樹、牧野泰美、滝川国芳、小田侯朗
當島茂登、植木田潤、亀野節子、伊藤由美、横尾 俊、徳永亜希雄
太田容次、渡邊正裕

研究研修員：佐藤実華子（北海道七飯養護学校おしま学園分校 教諭）（平成19年度）

平成 2 0 年 3 月

発行 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

〒 239-8585

神奈川県横須賀市野比 5-1-1

電話 046-839-6803

URL <http://www.nise.go.jp>
